小松島市地域福祉計画

平成２８年３月

小松島市

目　次

第１章　計画策定にあたって……1

１　“地域福祉”とは……1

２　自助・共助・公助の位置づけ……2

３　計画策定の背景・目的……3

４　計画の位置づけ……5

５　計画の期間……7

６　計画の策定体制……7

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題……8

１　人口……8

２　世帯……10

３　福祉関連の統計……11

４　地域福祉を担う団体の状況……13

５　地域福祉を取り巻く課題……13

第３章　計画のめざす方向性……29

１　基本理念……29

２　基本目標……29

３　計画推進に向けた基本的視点……30

４　施策体系……32

第４章　施策の展開……33

基本目標Ⅰ　人材づくり……33

１　地域福祉の意識醸成……33

２　地域福祉の担い手づくり……36

基本目標Ⅱ　つながりづくり……40

１　見守り・支え合いの仕組みづくり……40

２　交流の場づくり……44

基本目標Ⅲ　市民の生活を支える体制づくり……47

１　相談支援及び情報提供体制の充実……47

２　福祉サービスの充実……52

３　防災・防犯対策の充実……56

４　住みやすい生活環境の整備……59

第５章　計画の推進.....61
１　地域ネットワークの強化.....61
２　社会福祉協議会との連携強化.....61
３　福祉人材の育成・確保.....61
４　庁内体制の整備.....61
５　計画の実施状況の点検・評価.....61

第６章　資料編.....63
１　小松島市地域福祉計画策定協議会設置要綱.....63
２　小松島市地域福祉計画策定協議会委員名簿.....65
３　アンケート調査結果.....66

第1章　計画策定にあたって

1　“地域福祉”とは

（１）「地域」とは

地域福祉を進めていく上での「地域」のとらえ方は、地域の課題や取り組みの大きさにより、その時々で異なります。

市全体で取り組むこと、市内各地区で取り組むこと、市民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、地域を重層的に捉え、それぞれのエリアにおいて、効果的な活動を図ることが重要です。

（２）「福祉」とは

「福祉（Welfare）」とは、幸福（しあわせ）のことです。また、生活をしていく上で何らかの支援を必要とする特定の人にサービスなどを提供し、誰もが安全に安心して暮らせる“幸福（しあわせ）な生活”を維持していくことが、「社会福祉（social-welfare）」という考え方です。

（３）「地域福祉」とは

「社会福祉」は支援を必要とする特定の人に向けた福祉の考え方ですが、「地域福祉」とは、特定の人に限定せず、“地域に住む誰もが”、“地域で”、その人らしい生活を送れるよう、市民、ボランティア、ＮＰＯ、事業者、市、社会福祉協議会などが協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

「暮らしやすい地域づくり」を進めるためには、日頃、日常生活の身の回りで発生する問題を解決していかなければなりません。

このとき、まずは個人や家族が解決し（自助）、個人や家族で解決できない問題は市民同士で解決し（共助）、市民同士で解決できない問題は行政が解決する（公助）という、「自助」「共助」「公助」という考え方が重要となってきます。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、地域で暮らすみんなで“助け合い”“協力する”この「自助」「共助」「公助」を踏まえた“地域の助け合いによる福祉”が「地域福祉」の趣旨です。

2 自助・共助・公助の位置づけ

“地域の助け合いによる福祉”を実現するためには、地域全体での取り組みが重要となります。

そのため、【自助】（市民）・【共助】（地域）・【公助】（行政）が互いに補い合い、連携し合って、それぞれの役割を果たしていくことが求められています。

【自助・共助・公助の関係】

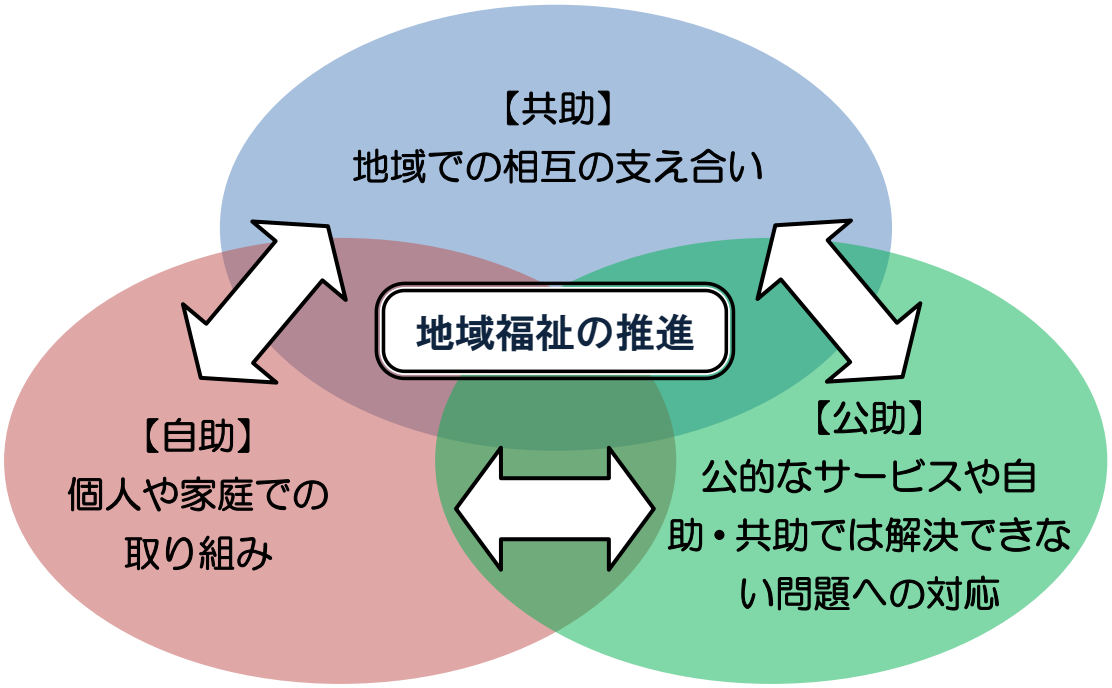

【自助】（市民）は、個人や家庭でできることに取り組む中で、周囲の身近な人たちへの声かけなど、近隣とのつながりづくりを行うことで、【共助】（地域）に貢献します。

【公助】（行政）は、【自助】や【共助】では解決できない問題に対応するとともに、【共助】による支え合いの地域づくりを推進します。

【共助】（地域）は、【自助】だけでは解決できないことや公的なサービスなどでは対応できない問題を解決していくために、【自助】・【共助】・【公助】が連携した地域での相互の支え合いに取り組みます。

3 計画策定の背景・目的

近年、社会環境の変化や家族構成の変化、人々の価値観やライフスタイルの変化などを背景に、地域の課題が多様化し、子どもや高齢者、障がい者に向けたサービスなど公的サービスへのニーズは高まってきました。

しかし、増加・複雑化するそれらのニーズに、公的サービスのみですべてを補うことはますます難しい状況になってきています。

また、「無縁社会」「社会的孤立」という言葉が出てきたように、地域の中でのつながりがなく孤立死に至るなどの痛ましい事故の発生や、生活保護に至っていない生活困窮者の増加など、新たな課題への対応も求められています。

一方、平成 23 年３月に発生した東日本大震災以降、地域の“絆”の大切さが改めて認識されるなど住民意識に大きな変化がもたらされるとともに、平成 24 年の社会保障・税の一体改革においても国民相互の助け合いの重要性が明記されています。

このように、地域の課題が多様化し、公的なサービスのみですべてを補うことがますます難しい状況になってきている中、互いに支え合うしくみをつくる地域福祉の重要性は一層高まってきています。

このような背景を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で、支え合い、認め合い、生きがいをもって、いきいきと暮らしていくことができるよう、公的な福祉サービスの充実整備を図るとともに、市民・地域・行政が今後より一層協働し、地域福祉を推進するための指針となる「小松島市地域福祉計画」を策定するものです。

【国の主な動き】

	国の動き
平成 22 年	●厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」 ・障害者自立支援法等の改正法の公布
平成 23 年	・３月 11 日、東日本大震災発生 ・障害者虐待防止法制定
平成 24 年	●厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 ・社会保障・税の一体改革大綱決定
平成 25 年	・社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ・健康日本 21（第２次）計画策定 ・社会保障制度改革国民会議報告書
平成 26 年	●厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」

厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（平成 22 年）
平成 22 年３月 31 日現在で、市町村地域福祉計画策定済み市町村が全国的に見て約 51%と少ないことから、策定を終えていない市町村に対する支援・働きかけの強化を行う通知が出されました。 また、既に策定済みの市町村へは、計画の内容について、「高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じる」ための支援・働きかけを行う通知が出されました。

厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成 24 年）
近年増加する孤立死の対策として、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援を行うにあたって、関係部局・機関との連携を深め、個人情報の取り扱いに留意しながら、地域の実情に応じて、より有効と考えられる方策等を積極的に推進するよう通知が出されました。

厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（平成 26 年）
社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を受けて生活困窮者への支援を行う生活困窮者自立支援法が平成 27 年４月に施行される予定となっています。この新たな制度において、地域福祉を拡充していくことが重要となるため、生活困窮者支援策について考慮していくよう通知が出されました。

4 計画の位置づけ

（１）地域福祉計画（市が策定する計画）

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられます。

既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、小松島市に暮らすすべての市民を対象とした、地域における福祉活動を進めるための基本計画となります。

（２）地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定する計画）

地域福祉活動計画は、市民参加の下に地域住民、ボランティア、ＮＰＯなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し地域での組織化を具体的に進めていく、「共助（住民活動）」の性格をより明確にした計画です。

そのため、社会福祉協議会は、地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものとなっています。

（３）市の他計画との関係

地域福祉計画は、「小松島市総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野の個別計画である「小松島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「小松島市障がい者プラン・障がい福祉計画」「小松島市子ども・子育て支援事業計画」に共通する地域福祉推進の理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を示すものです。

（４）地域福祉活動計画との関係

地域福祉を進めるための理念やしくみをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

市が策定する地域福祉計画と、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは、重複している部分が多くあり、市と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効率的であることから、地域福祉活動計画は、地域福祉計画の方向性や施策内容を踏まえて、来年度に策定する予定となっています。

（５）県計画との整合

徳島県では、平成 27 年に「誰もが、共に支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現」を基本目標とし、地域福祉推進の基本的な考え方や、広域的な視点で取り組む施策の方向性を定める 「とくしま“福祉のきずな”サポートプラン（徳島県地域福祉支援計画）＜第２期＞」が策定されており、本計画は、この方向性や内容を踏まえた計画とします。

【計画の位置づけのイメージ】

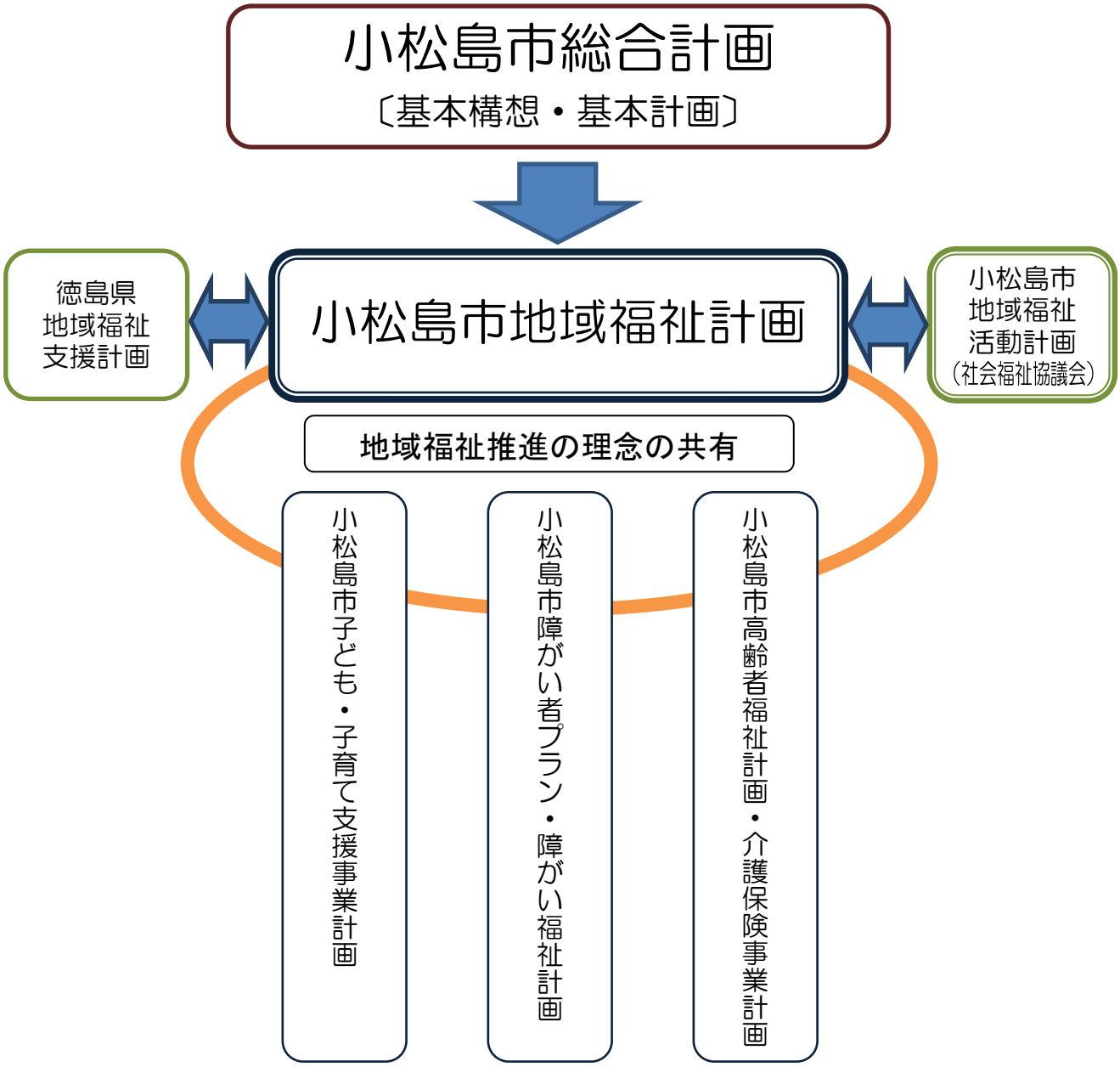

5 計画の期間

本計画は、平成 28 年度から平成 32 年度までの５年間を計画期間とし、５年後に見直しを行います。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th></tr>
<tr><td>総合計画</td><td colspan="3">小松島市
第５次総合計画
（H21～H28）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域福祉計画</td><td colspan="2"></td><td colspan="5">小松島市地域福祉計画</td></tr>
<tr><td>高齢者福祉計画・
介護保険事業計画</td><td colspan="4">小松島市高齢者福祉計画・
第６期介護保険事業計画</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>障がい者計画</td><td colspan="7">第３期小松島市障がい者プラン</td></tr>
<tr><td>障がい福祉計画</td><td colspan="4">第４期小松島市障がい福祉計画</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>子ども・子育て
支援事業計画</td><td colspan="5">小松島市子ども・子育て支援事業計画</td><td></td><td></td></tr>
</table>

6 計画の策定体制

（１）策定協議会の開催

計画を検討する場として、「小松島市地域福祉計画策定協議会」を設置し、計画の審議、検討を行いました。

（２）アンケート調査の実施

計画策定に当たり、地域福祉活動や福祉のまちづくりなどについて、市民及び関係団体の考えや実態を把握する目的でアンケート調査を行いました。

（市民）

・調査期間：平成 27 年 11 月 9 日　～　11 月 27 日
・調査対象：20 歳以上の市民から無作為抽出した 2,000 人
・調査方法：郵送方式
・回収数　：859 人（回収率 43.0%）

（関係団体）

・調査期間：平成 27 年 11 月 9 日　～　11 月 27 日
・調査対象：市内で地域福祉に係る活動を実施している各種団体 18 団体
・調査方法：郵送方式（一部団体はヒアリングと併用）
・回収数　：17 団体（回収率 94.4%）

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題

１　人口

（１）年齢３区分別人口

平成 27 年の総人口は 39,866 人で４万人を割りこんでおり、５年前の平成 22 年から 1,641 人減少しています。

年齢３区分別では、平成 27 年で年少人口は 4,562 人、生産年齢人口は 23,265 人、老年人口は 12,039 人となっており、老年人口が増加し、年少人口、生産年齢人口の減少が著しくなっています。

平成 27 年の高齢化率（65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は 30.2%で 30%を超えており、５年前の平成 22 年から 4.4 ポイント増加しています。

【年齢３区分別人口の推移】

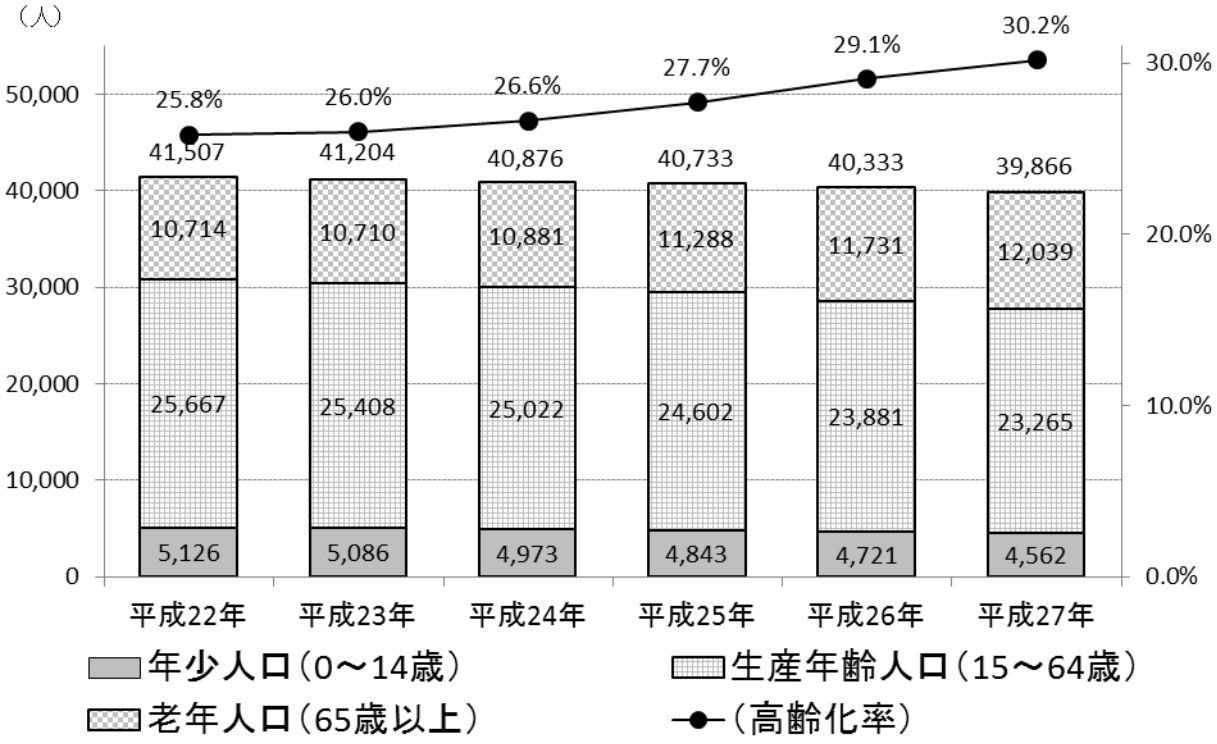

資料：住民基本台帳（３月末日現在）

※住基法改正（H24.7.9)により、平成 25 年以降は外国人を含んだ人口

（２）出生数

出生数は、平成 22 年は 300 人を超えていましたが減少傾向にあり、平成 26 年は 235 人となっています。

出生率（人口千対）は、出生数の多かった平成 22 年は徳島県、全国を上回っていましたが、減少傾向にあり、平成 26 年は徳島県、全国を下回る 6.0 となっています。

平成 26 年の人口動態は、自然増減、社会増減とも減少しており、400 人以上の人口減となっています。

【出生数及び出生率（人口千対）の推移】

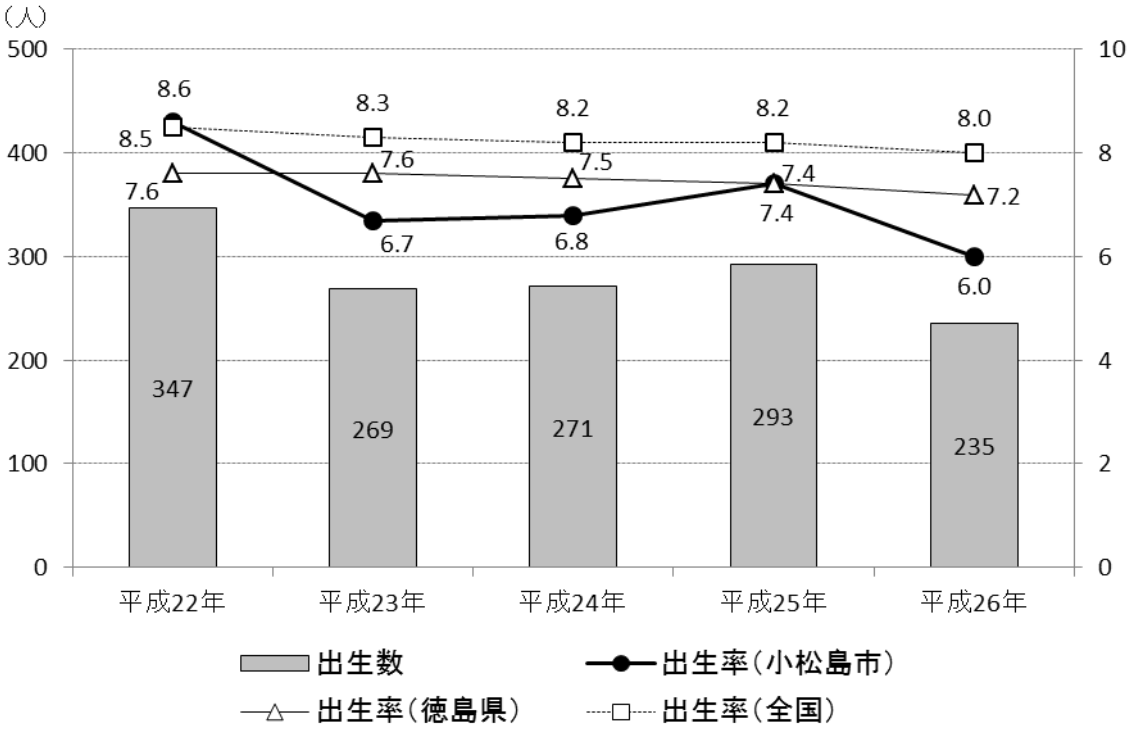

資料：徳島県人口移動調査、人口動態調査

【人口動態の状況】

		実数
人口増減		△424 人
自然動態	自然増減	△234 人
	出生	235 人
	死亡	469 人
社会動態	社会増減	△190 人
	転入	1,172 人
	転出	1,362 人

資料：平成 26 年徳島県人口移動調査

（３）外国人

外国人人口は女性の方が多く、平成 27 年は男性 53 人、女性 135 人、計 188 人となっています。

【外国人人口の推移】

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
男性	63	61	53
女性	146	131	135
計	209	192	188

資料：住民基本台帳（３月末日現在）

2 世帯

人口が減少しているのに対し、世帯数は増加傾向であり、平成 27 年は 17,092 世帯となっています。また、１世帯当たりの人員は減少しており、平成 27 年は 2.33 と、５年前の平成 22 年から 0.14 減少しています。

【世帯数の推移】

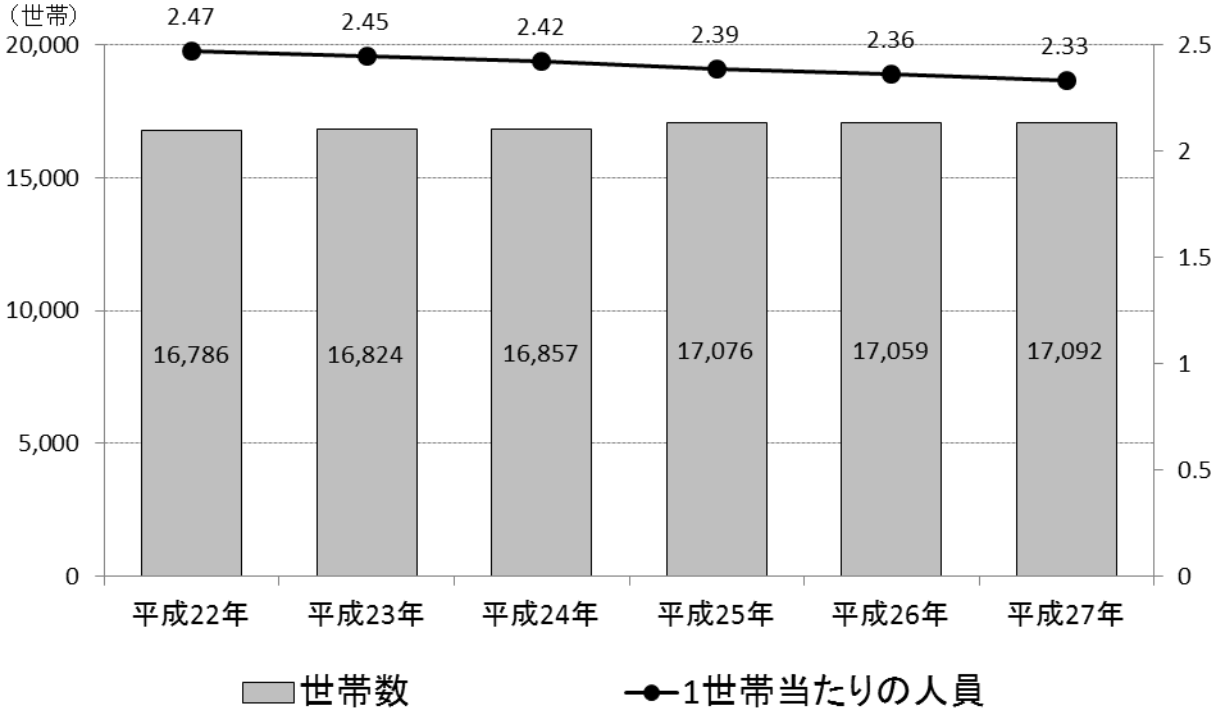

資料：住民基本台帳（３月末日現在）

3 福祉関連の統計

（１）要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、平成 27 年は 2,250 人となっています。
介護度別では、要介護１の増加が大きく、要介護５の減少が大きくなっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
要支援１	268	276	318	318	274	270
要支援２	450	405	405	428	452	461
要介護１	294	261	287	283	304	338
要介護２	381	352	408	381	381	411
要介護３	257	240	250	274	261	258
要介護４	280	255	281	254	307	308
要介護５	245	239	228	208	199	204
計	2,175	2,028	2,177	2,146	2,178	2,250

資料：介護保険事業状況報告（３月末日現在）

（２）障がい者

平成 27 年は身体障がい者 1,841 人、知的障がい者 355 人、精神障がい者は 170 人となっています。

手帳別では、身体障がい者は増加傾向、知的障がい者、精神障がい者は平成 27 年に減少に転じています。

【障がい者数の推移】

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
身体障がい者	1,752	1,796	1,779	1,762	1,827	1,841
知的障がい者	333	350	354	375	376	355
精神障がい者	138	153	157	162	174	170

資料：手帳所持者数（３月末日現在）

（３）生活保護

生活保護の被保護世帯数・人員数は増加傾向であり、平成 27 年は 615 世帯・845 人と、５年前の平成 22 年から 59 世帯・57 人増加しています。

【生活保護世帯・人員数の推移】

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
被保護世帯数	556	577	602	617	610	615
被保護人員数	788	798	832	850	852	845

資料：被保護者調査（３月末日現在）

（４）福祉等に関する相談の状況

地域包括支援センターにおける総合相談支援の件数は、平成 25 年度の件数が多いものの、概ね 700 件前後で推移しています。そのうち高齢者虐待、成年後見制度に関する相談は件数が多い年度があるものの、概ね 10 件以下の件数となっています。

また、ＤＶ、児童虐待に関する相談は、いずれも平成 24 年度以降に増加傾向となっています。

【高齢者関連の相談件数の推移】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総合相談支援（地域包括支援センター）	679	741	652	830	705
高齢者虐待	5	5	5	14	4
成年後見制度	18	8	7	5	4
日常生活自立支援事業	2	3	2	2	0

【ＤＶ：ドメスティックバイオレンスに関する相談件数の推移】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談件数	15	13	9	12	13

【児童虐待に関する相談件数の推移】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談件数	44	21	16	22	34

4 地域福祉を担う団体の状況

本市には、ほぼ全域に自治会が存在しています。さらに、目的に応じて地域の住民で構成する、衛生組合、消防団や自主防災会などが存在しています。

ボランティアとして、平成 24 年３月末現在、33 団体、702 名が社会福祉協議会に登録されていて、地域福祉の推進や清掃美化活動の分野で活躍しています。登録団体以外でも 74 団体、1,748 人がボランティアとして活躍していて、自主的な活動分野が広がっています。

また、民生委員・児童委員は、地域の身近な相談者として、市民の立場に立って、日常生活に関するさまざまな相談に応じ、必要な支援を行っています。また、地域の相談窓口として、市民の人権やプライバシーに配慮しつつ、実態把握や関係する会議への出席、訪問活動などに取り組まれています。本市では、平成 25 年 12 月から 82 人が委嘱されており、このうち、子どもに関する問題を専門的に担当する主任児童委員は８人です。

今後もこれまで以上に多くの市民参画を図り、協働してまちづくりを進めていく必要があり、市民の自主的な活動への支援や、公共サービスの担い手を育成することが重要となっています。

5 地域福祉を取り巻く課題

（１）人口減少と少子高齢化

現状	課題
○人口は平成 22 年からの５年間で 1,641 人減少（4.0%減少）しています。 ○年少人口（0～14 歳）は５年間で 564 人減少（11.0%減少）、老年人口（65 歳以上）は 1,325 人増加（12.4%増加）しています。 ○特により便利な暮らしを求めて転出する若者等の増加により、人口減少が急速に進んでいます。	●少子高齢化等の人口構造の変化を背景に、子どもを産み育てやすい環境整備や、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営めるような地域づくりの展開が求められています。 ●地域の行事などを維持するための地域の担い手不足の解消や、若者の本市への定住・移住促進に向けた一層の取り組みが必要となっています。

（２）身近な相談先

現状	課題
○市民アンケート調査では、相談や助けを必要とする場合の相談先は「家族」「親戚」「友人・知人・近所の人」が多くを占めており、「市役所・地域包括支援センター」などの相談機関の割合はまだまだ低い状況です。 ○市民アンケート調査では、住み慣れた地域で安心して生活していくための行政施策として「身近な場所で、相談できる窓口を増やす」と回答した割合が５割程度で最も多くなっています。	●既存の相談窓口における情報提供に加え、地域の事情に応じて、身近な地域で相談できる窓口の設置が必要となっています。 ●専門的な相談機能や、地域での身近な相談活動が専門機関等に的確につながる仕組みづくりが必要となっています。

【相談や助けを必要とする場合の相談先】〔複数回答可〕

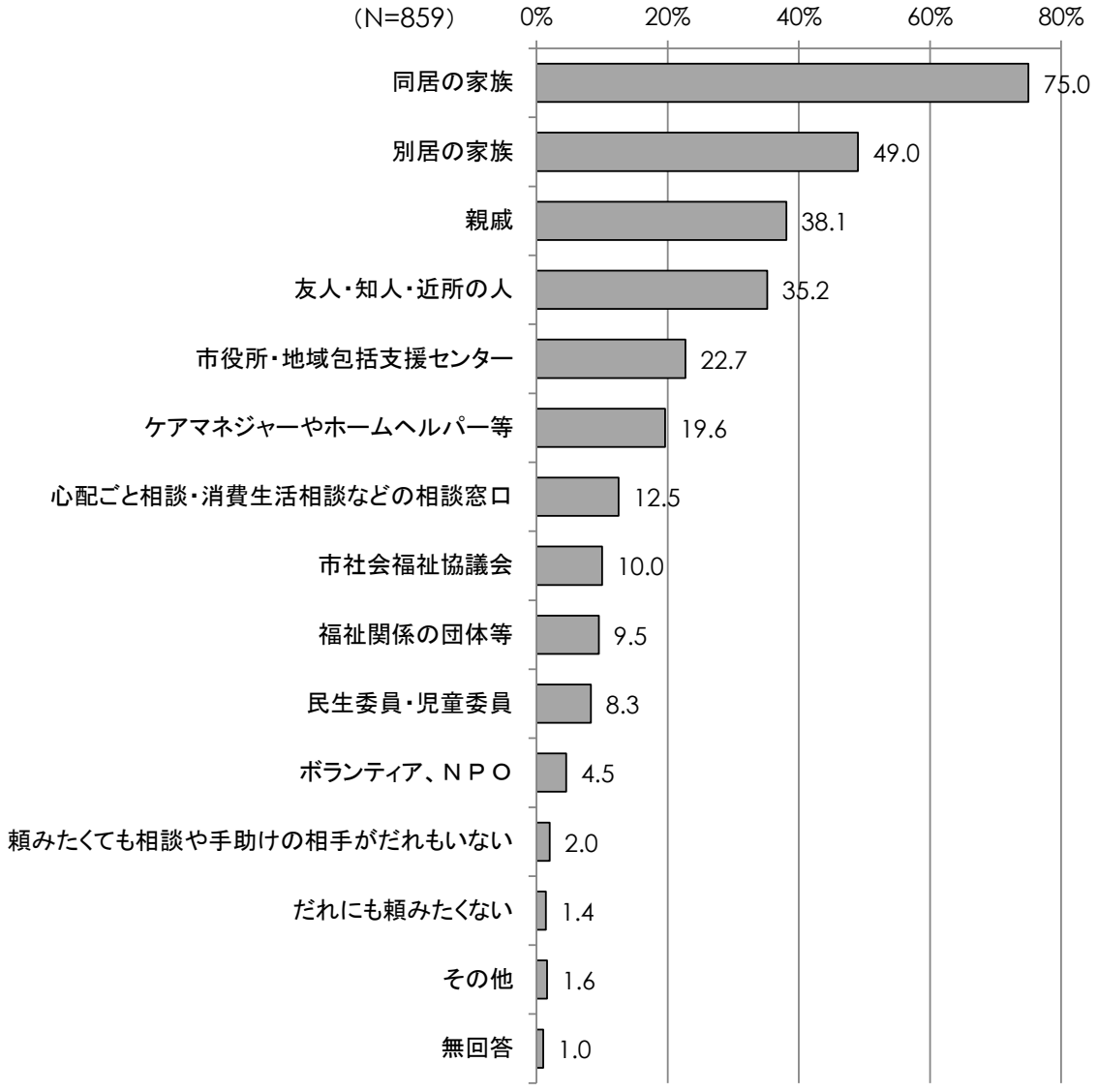

【住み慣れた地域で安心して生活していくために重要な行政施策】〔複数回答可〕

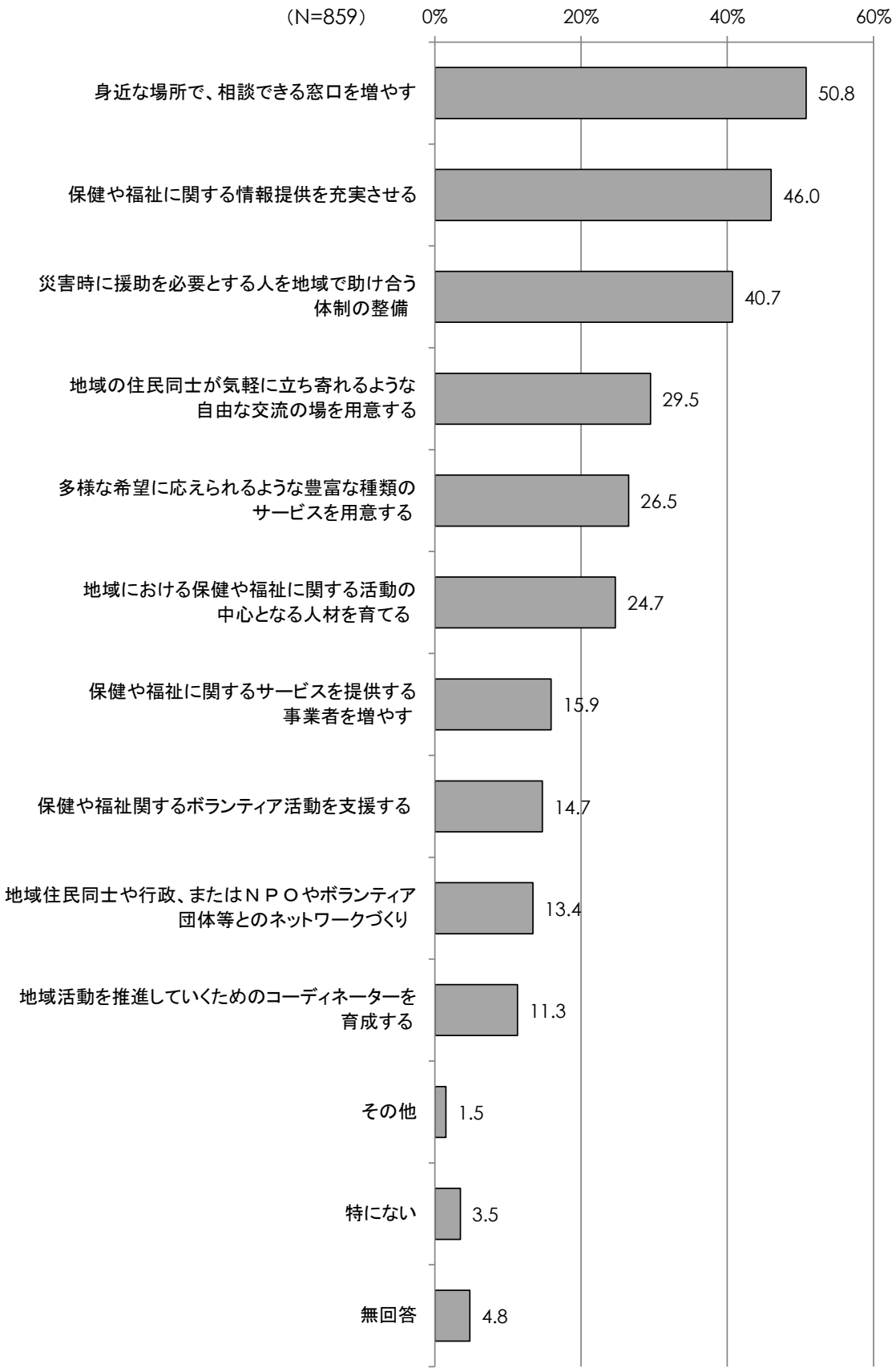

（３）情報提供

現状	課題
○市民アンケート調査では、福祉サービスに関する情報は、主に「市役所・地域包括支援センターの広報・窓口・ホームページ」から入手されていますが、情報が伝わらない人も多く、今後も工夫の余地があります。	●交流を通じた情報発信や、多様な人が交流する場への情報発信、SNS 等の有効活用も必要となっています。 ●地域の支え合い活動への参加を促進するための、地域活動の情報が市民に伝わる工夫が必要となっています。

【福祉サービスに関する情報の入手先】〔複数回答可〕

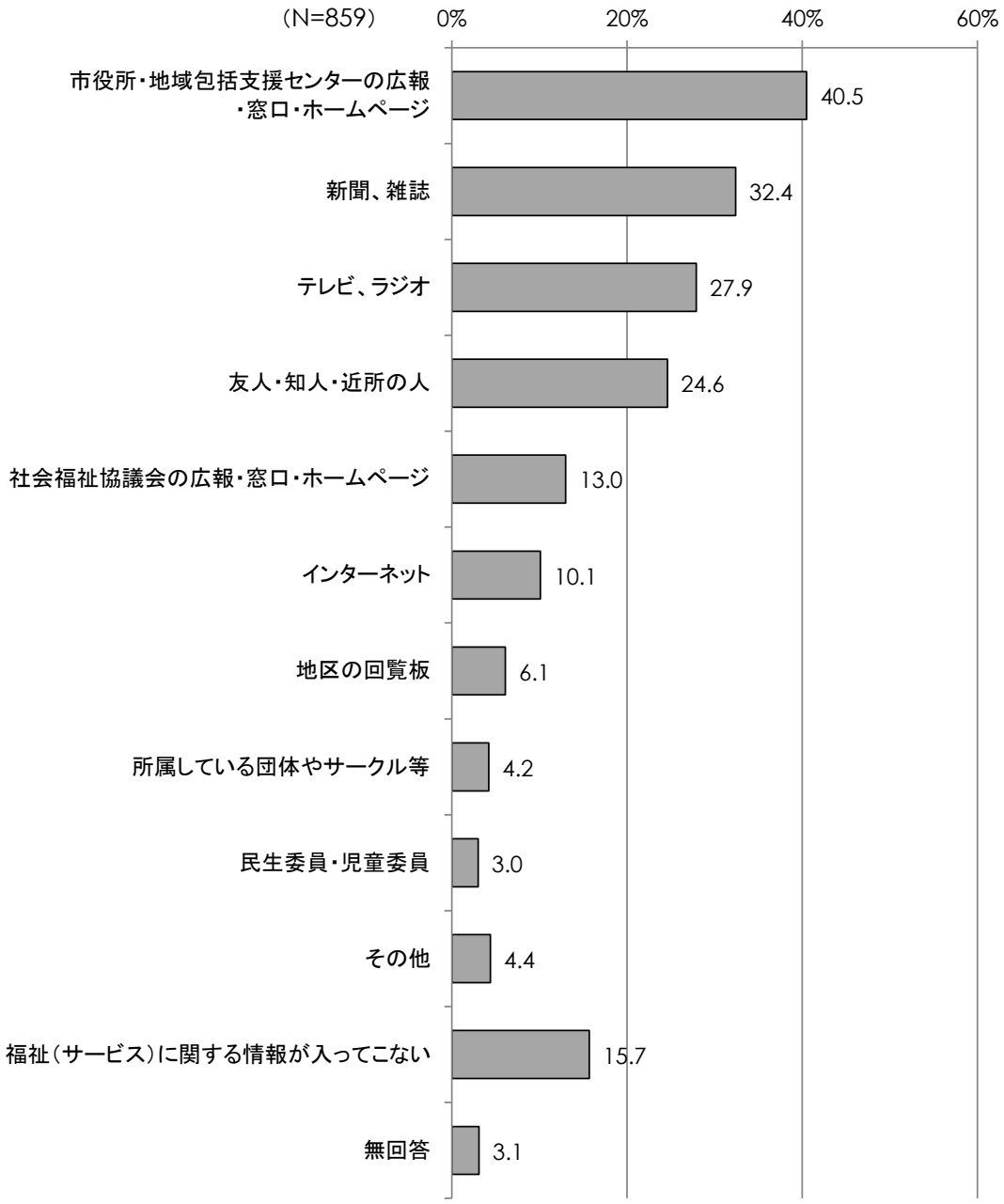

（４）地域福祉のつながりづくり・人材づくり

現状	課題
○市民アンケート調査では、近所付き合いの程度について、『近所付き合いがある』割合より『近所付き合いがほとんどない』割合の方が高い地区もあります。 ○市民アンケート調査では、望ましい近所づきあいについて「住民全ての間で困ったときに互いに助け合う」「気の合う住民の間で困ったときに助け合う」と回答した人が５割を占めています。 ○市民アンケート調査では、地域住民同士の助け合いや支え合いによる自治活動や生活支援が「行われている」「ある程度行われている」と回答した割合には地域差がみられます。 ○市民アンケート調査では、近所の人に対し手助け・手伝いをした経験は少ないものの、困っている人がいればできる手助け・手伝いとして「安否確認の声かけ」「災害時などの手助け」「話し相手」などをあげる人が多くなっています。 ○市民アンケート調査では、ボランティア活動への参加について「現在、参加している」と回答した人は 8.5%と少ないものの、「条件が整えば参加してみたい」が37.7%となっており、潜在的なボランティア活動への参加ニーズは高いものがあります。 ○地域福祉活動の担い手がシニア（高齢者）に偏りがちで、活動の継続に課題が生じています。 ○介護予防サポーター養成講座や各種の生きがいづくり事業など、様々な講座や学習機会に参加した人たちが、その後の地域での活動につながりにくい面があります。	●地域における人と人のつながりの希薄化とともに、伝統的な相互扶助機能も弱体化している現状があります。 ●公的なサービスに加え、地域住民同士によるボランティア活動などのインフォーマルサービス（公的なサービス以外の支援）を充実させ、多様な形態で福祉サービスを提供していくことが求められています。 ●地域福祉活動やボランティア活動に参加するメリットや、活動継続のための運営のサポートなどにより、若い人も含めた色々な世代の参加を増やすための支援が求められています。 ●地域福祉活動やボランティア活動に参加したことはないが関心がある市民を、実際の活動につなげるための工夫、気軽に参加できる仕組みが必要となっています。 ●学習した人が、実際に地域で活躍できるように、活動につながる仕組みが重要です。

【近所付き合いの程度について】

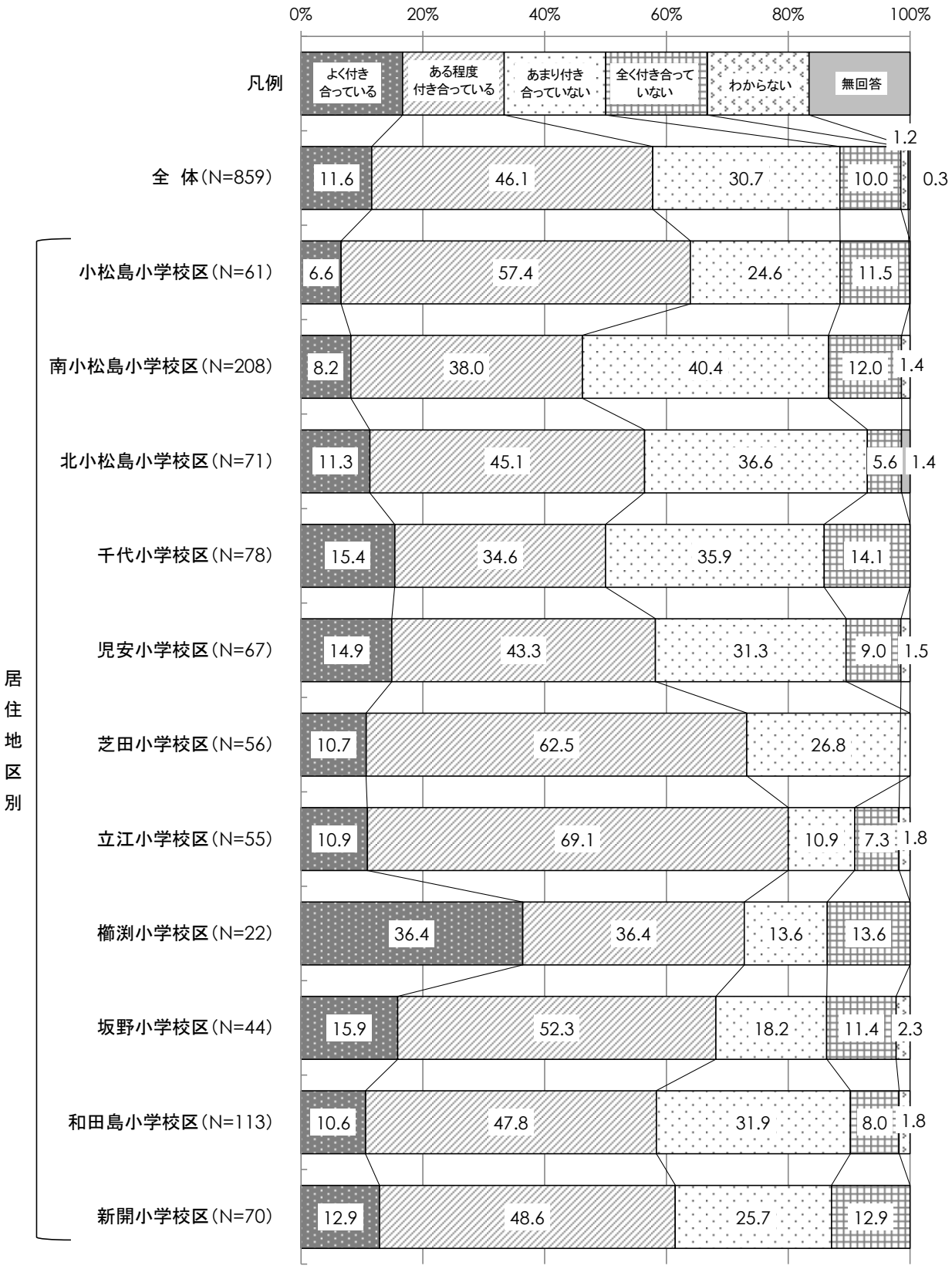

【望ましい近所付き合いについて】

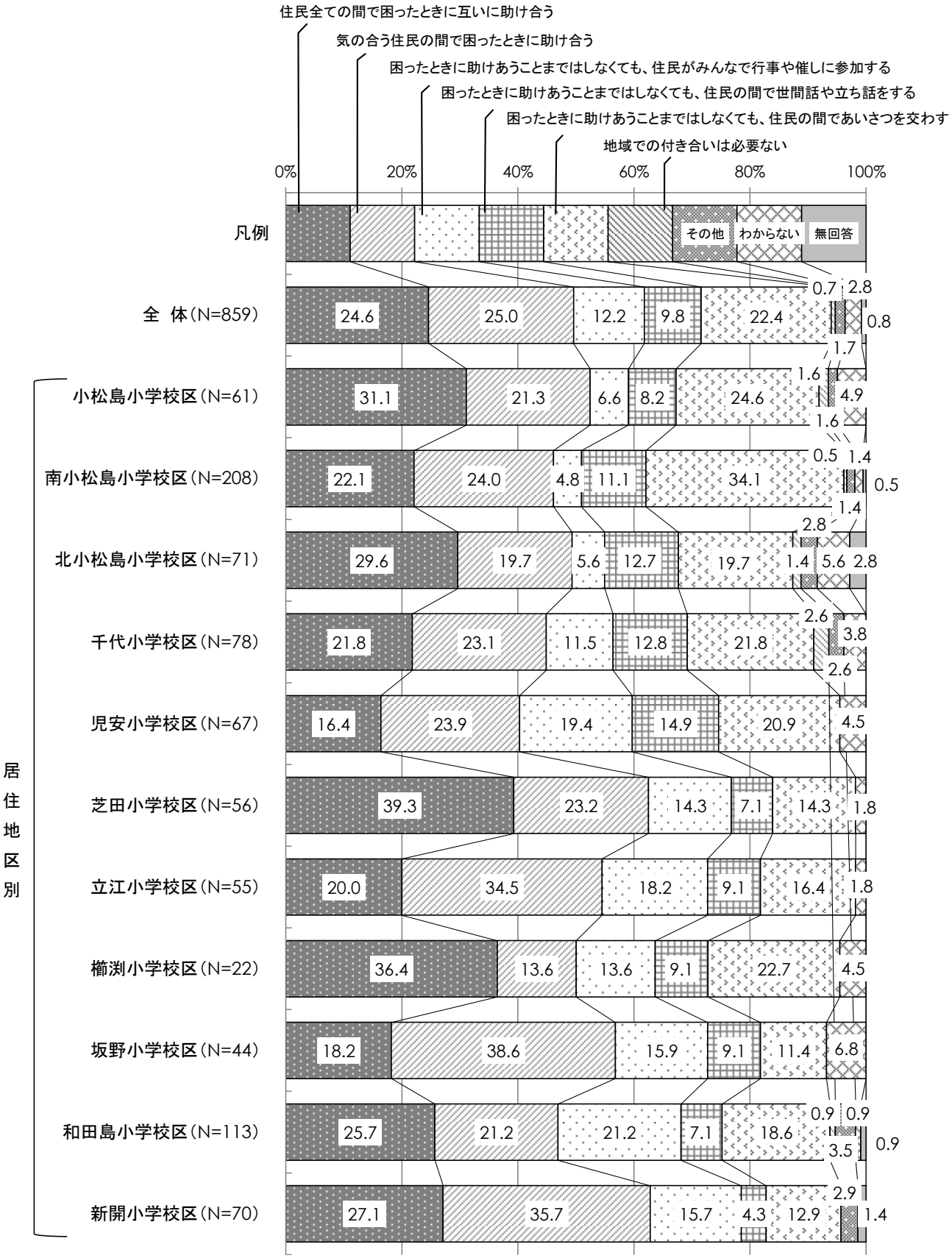

【地域住民同士の助け合いや支え合いによる自治活動や生活支援について】
（助け合いや支え合いによる自治活動や生活支援が行われているか）

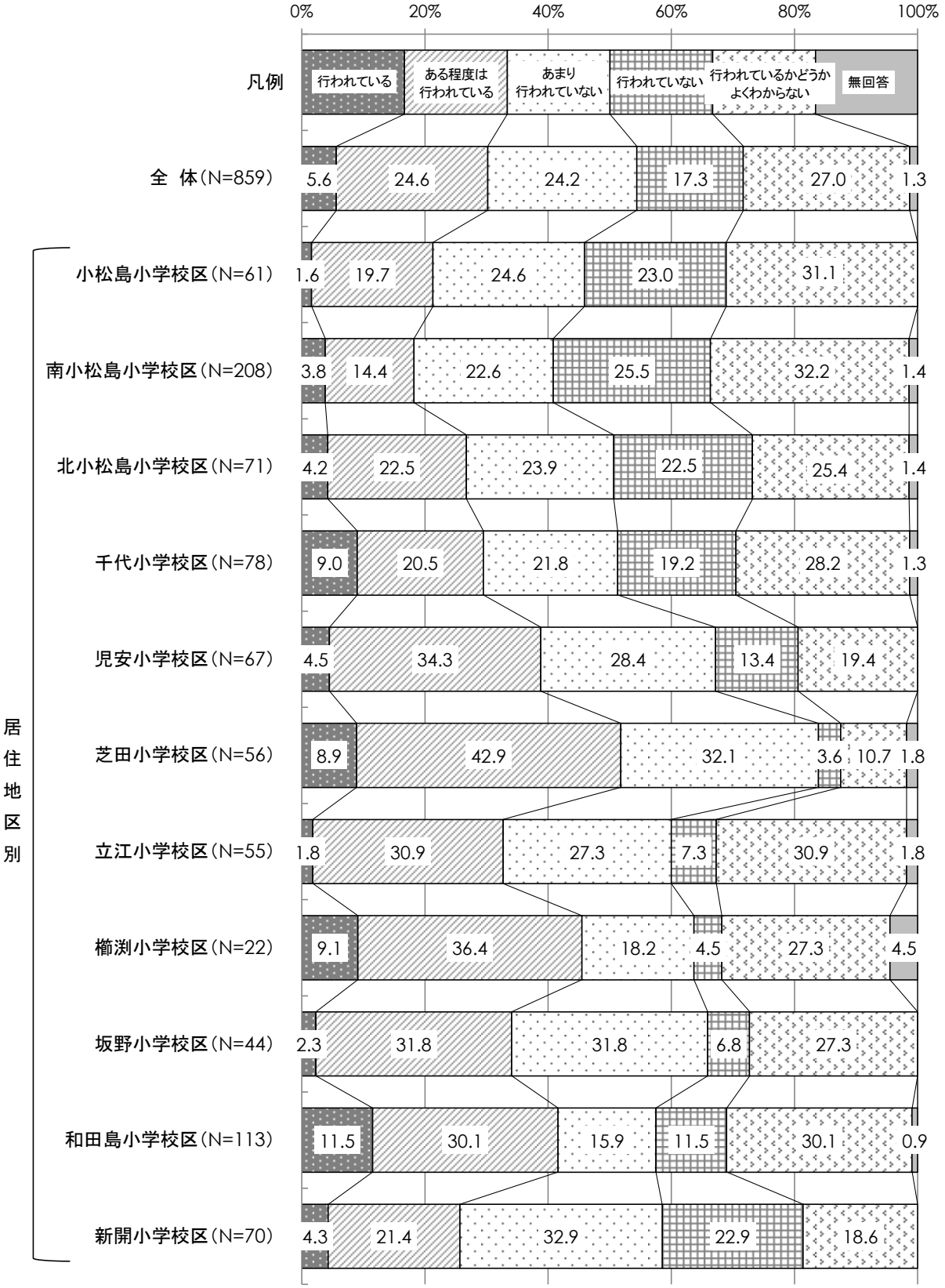

【過去１年間に近所の人に対し手助け・手伝いをした経験・自身ができる手助け・手伝い】〔複数回答可〕

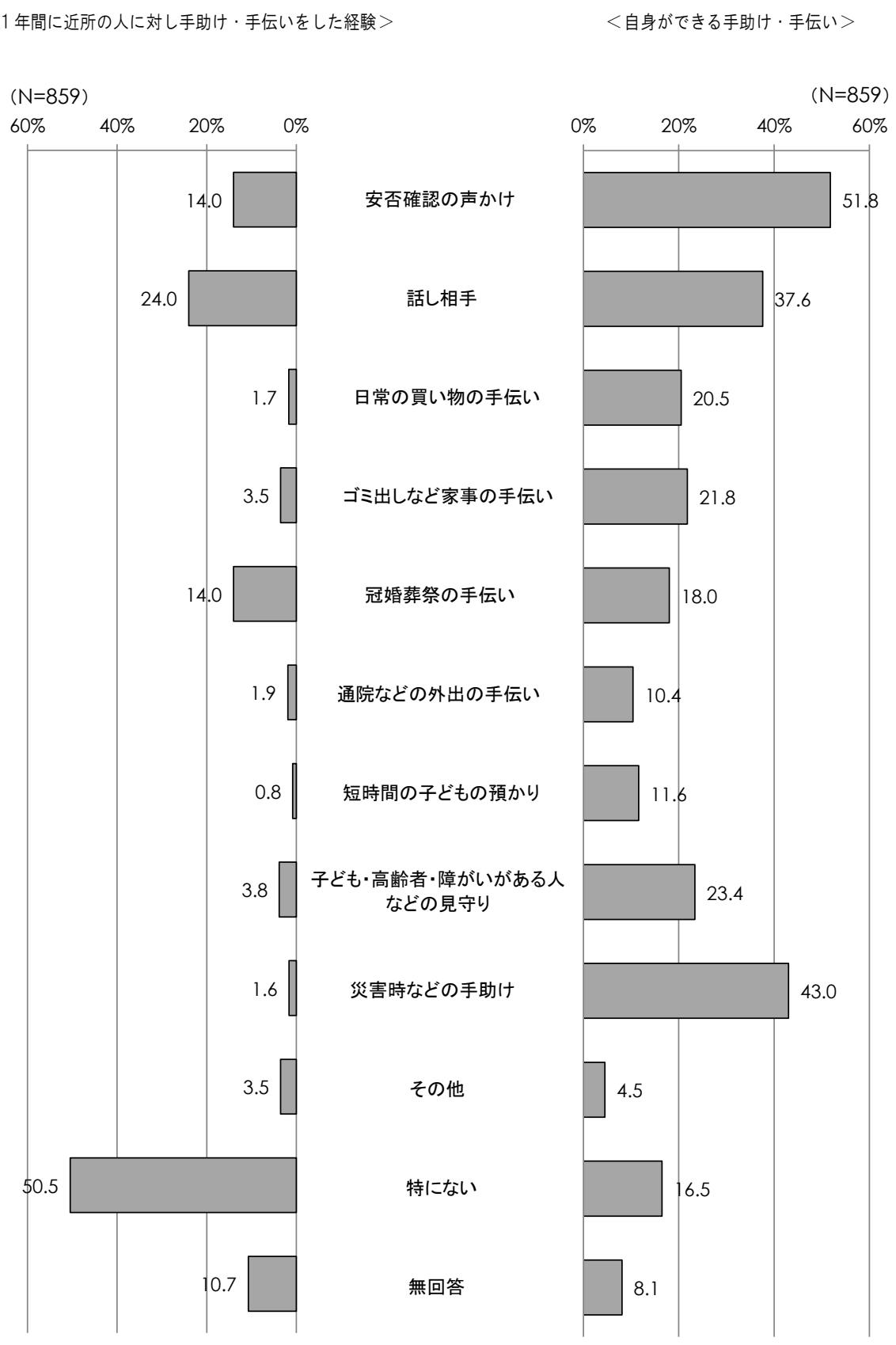

【ボランティア活動への参加状況・参加意向について】

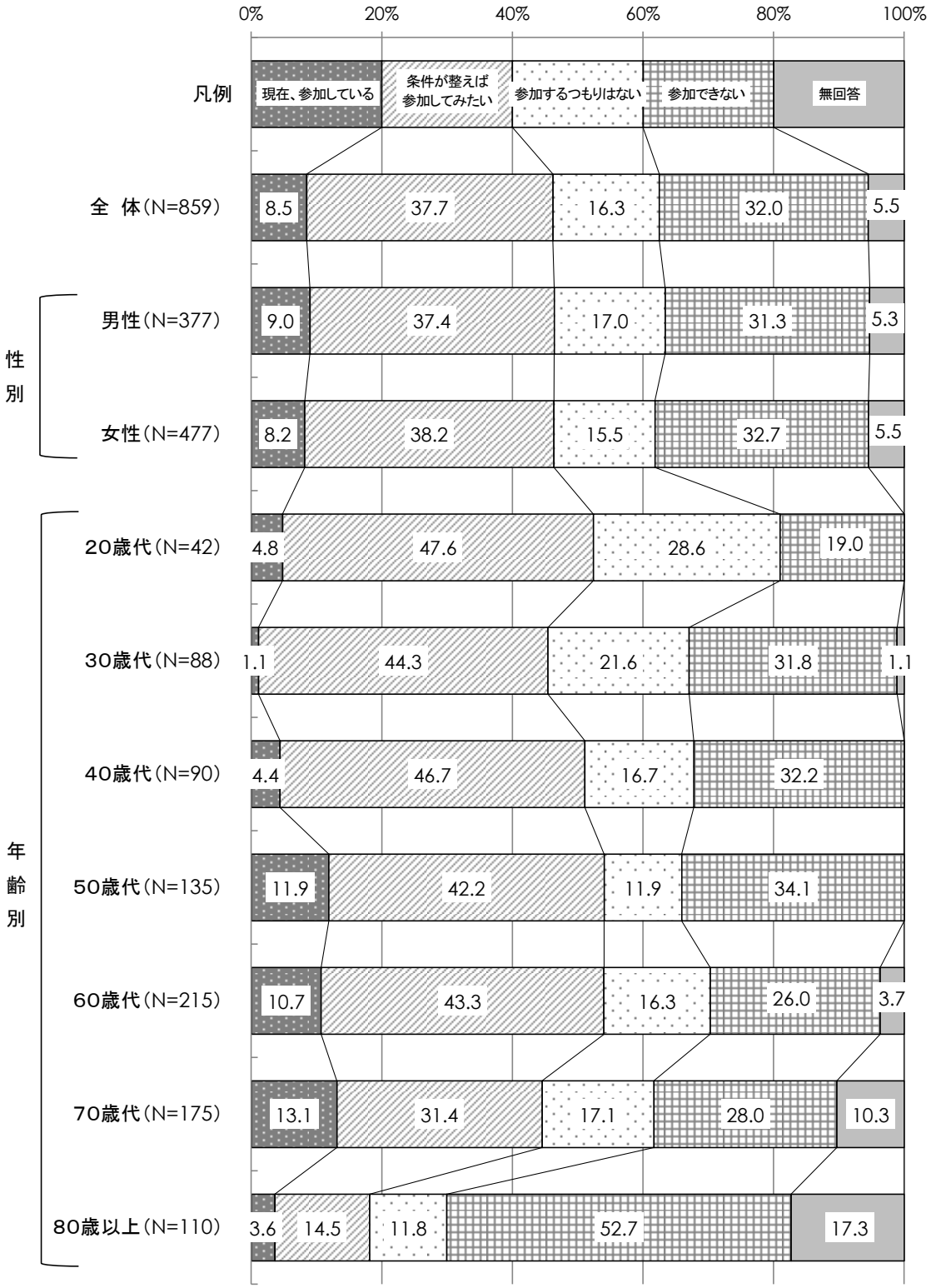

（５）地域活動

現状	課題
○市民アンケート調査では、地域内での行事や活動に「参加している」「ある程度は参加している」と回答した人は３割程度で、若い人ほど参加が少ない現状があります。	●身近なところで誰でも気軽に集まれる機会・場づくりが求められています。 ●高齢層だけでなく、若年層も地域活動に参加しやすい企画や雰囲気づくりが必要です。

【地域活動への参加状況について】

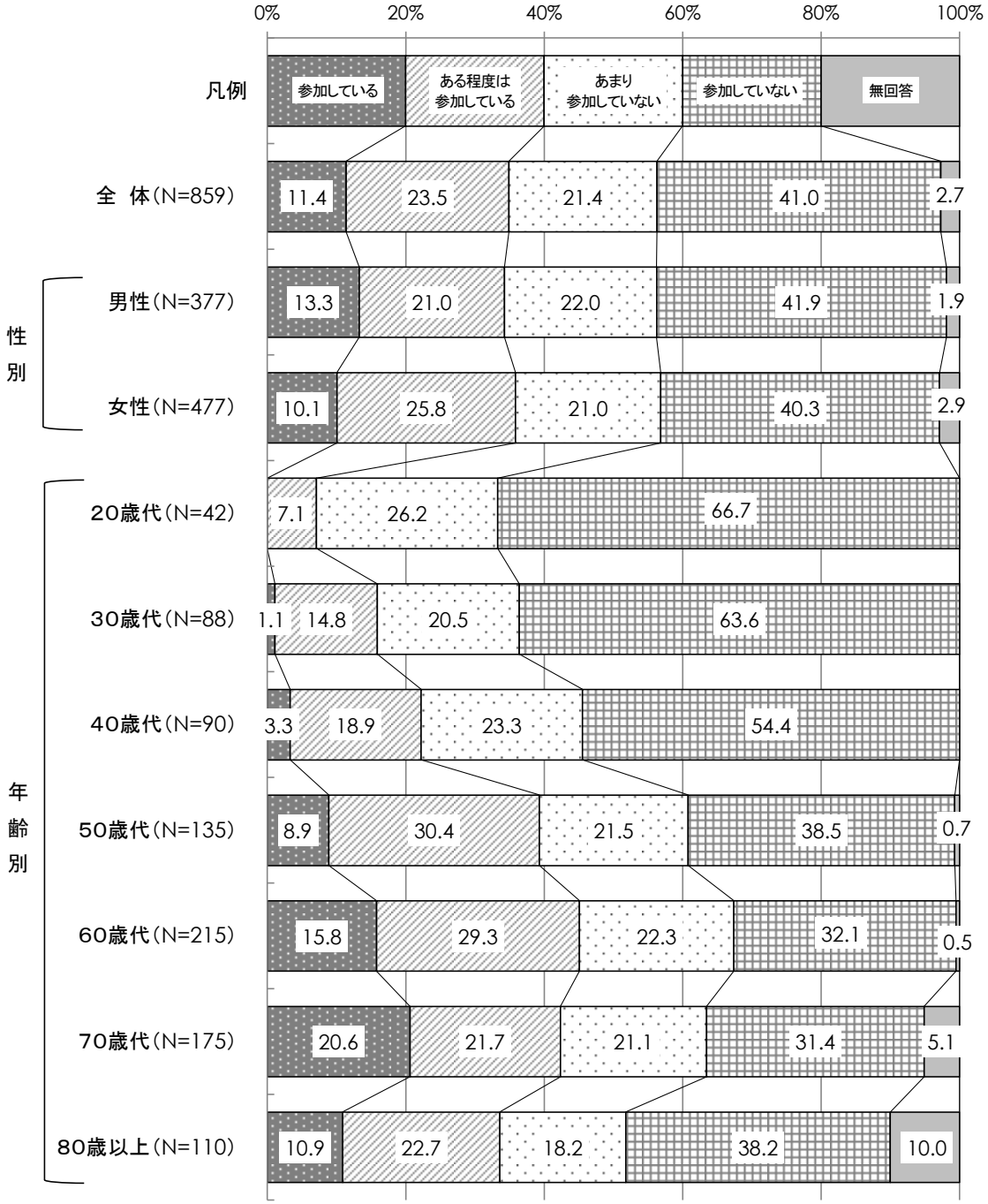

（６）地域福祉活動を担う団体間の連携

現状	課題
○関係団体アンケート調査では、地域福祉活動を推進する中で、ほとんどの団体が他の団体と連携した活動を展開していますが、より多様な団体との連携が望まれています。	●地域福祉の充実のためには、自治会や民生委員・児童委員などの地縁団体とボランティア団体やＮＰＯ法人などのネットワークの強化が必要となっています。 ●地域で解決が必要な問題をテーマに、各団体間のコーディネートを行い、連携を図る仕組みが必要となっています。

【地域福祉活動を推進する中での他の団体との連携】

（他の団体との連携の有無）

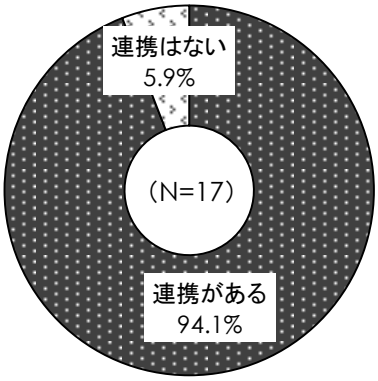

（連携している団体・今後連携したい団体）〔複数回答可〕

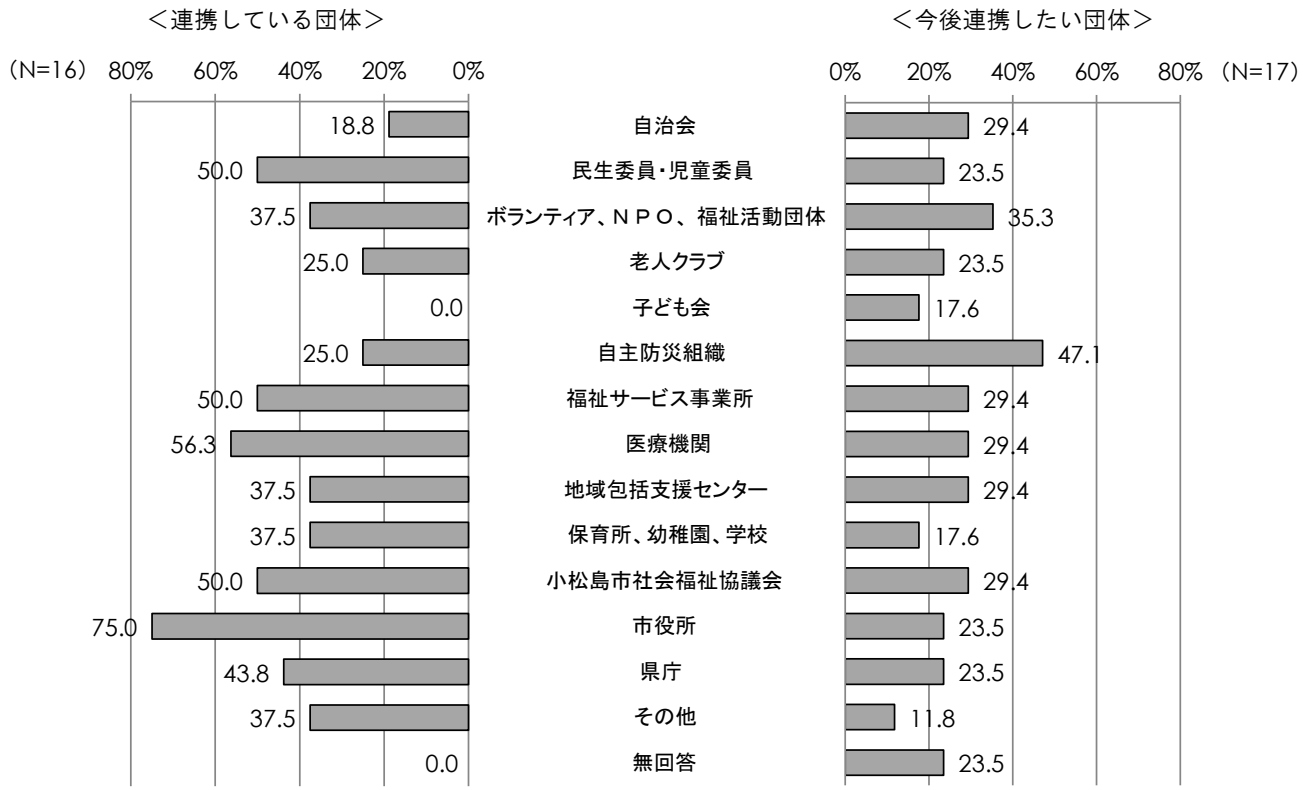

（７）権利擁護

現状	課題
○高齢化に伴い、今後、さらに認知症高齢者が増え、成年後見制度の利用対象者が増加することが予想されます。	●成年後見制度への市民の理解を促進するとともに、権利擁護の体制づくりが必要となっています。 ●権利擁護についてのさらなる周知が必要となっています。

（８）災害への備え

現状	課題
○市民アンケート調査では、地域における災害時への備えについて「危険箇所の把握」「日頃からのあいさつ、声掛けや付き合い」「地域での避難訓練」などが重要と考えられています。 ○大規模な災害が発生した場合、公的支援がすぐには行き届かないことから、自分の身は自分で守る「自助」と地域住民同士で支え合う「共助」が不可欠となっています。 ○東日本大震災などを契機に、防災をはじめとした安心・安全への意識の高まりがみられます。 ○災害対策基本法の改正で、「避難行動要支援者名簿」の整備が義務化されています。 ○市民アンケート調査では、防災や防犯のために関係機関で要支援者の個人情報を共有・活用することについて「必要最低限の範囲で」の運用を求める人が６割を占めています。	●実際に一人ひとりが行動する場面として、訓練などに多くの市民が参加して、近隣住民との関係を構築することが重要となっています。 ●高齢者や障がい者が増えていくことが想定されるため、緊急時、災害時に支援が必要な人が、地域の人によって支えられることができる仕組みを強化していくことが求められています。 ●引き続き「避難行動要支援者名簿」の効果的な活用が求められています。

【災害時の備えとして重要なこと】〔複数回答可〕

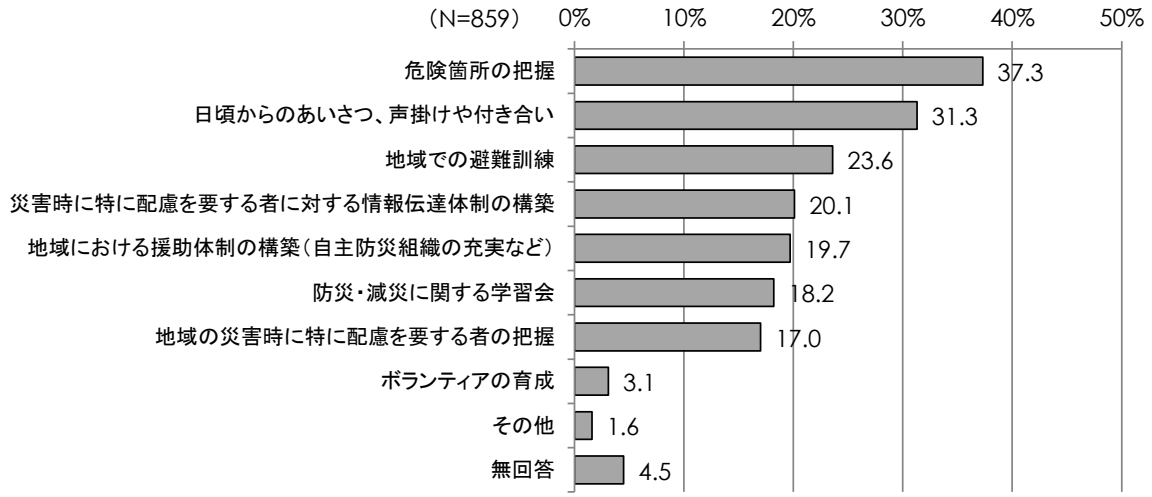

【防災、防犯のために関係機関が個人情報を共有・活用することに対する考え】

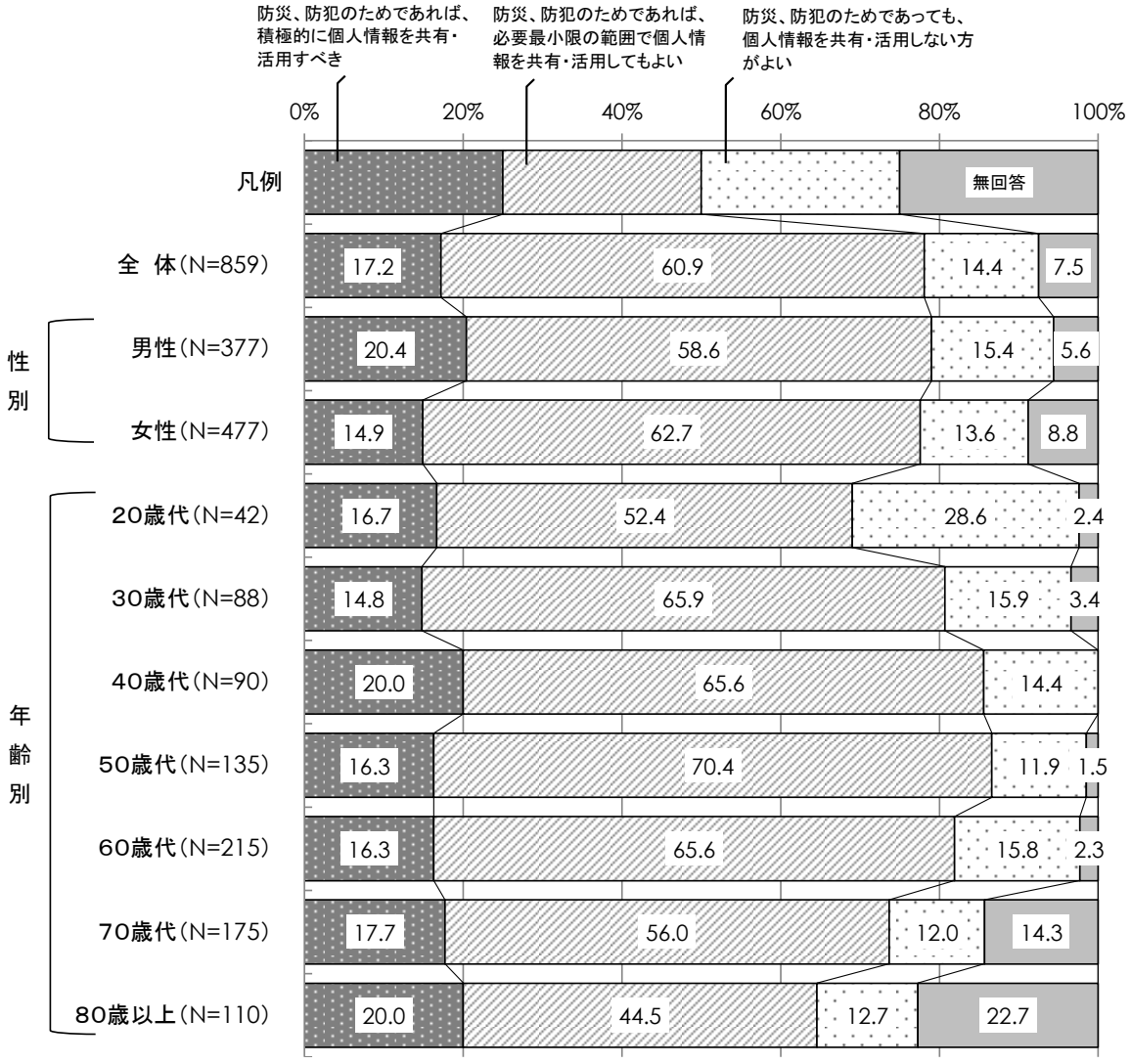

（９）高齢者の支援

現状	課題
○全国的に判断能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない高齢者や、孤立死に象徴されるような、つながりが希薄化する中で早期発見が困難なケースが増えています。	●介護や見守りの必要な高齢者の増加が見込まれていることから、安心して住み慣れた場所で生活するための「地域包括ケアシステム」を構築し、地域で見守り支え合う、地域のネットワークを強化することが求められています。

【地域や社会からの孤立を防ぐために有効な取り組み】

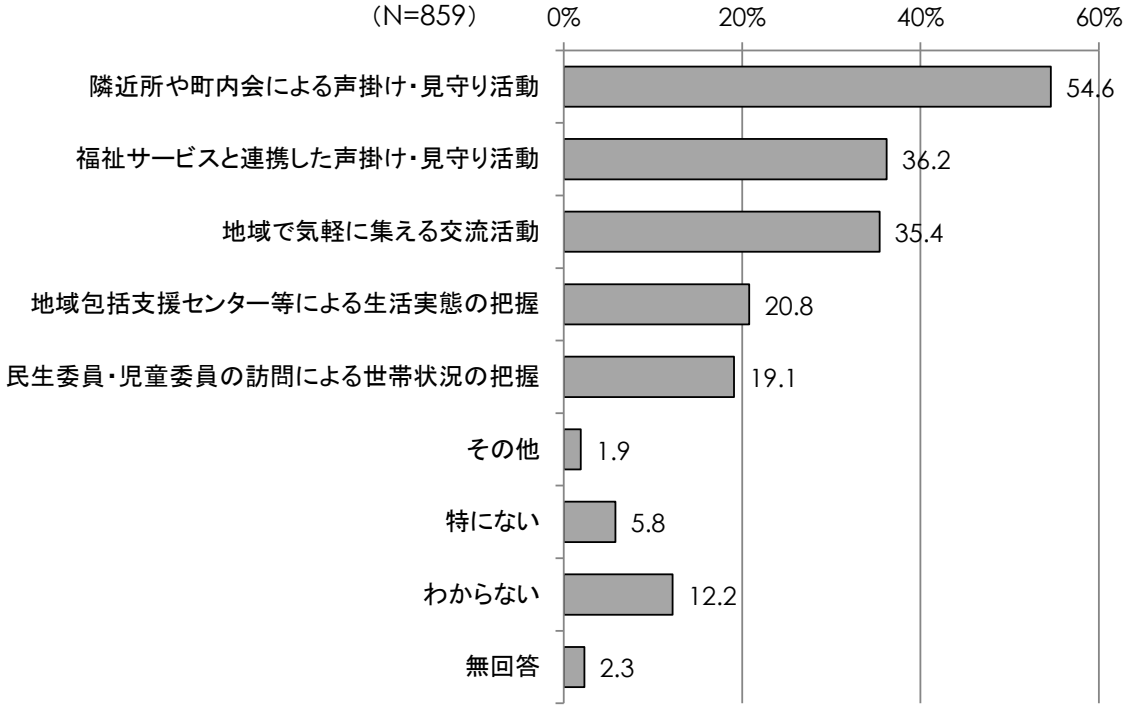

（10）障がい者の支援

現状	課題
○障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざして、平成 28 年４月から「障害者差別解消法」が施行されます。 ○各種の障がい福祉サービスや相談支援、就労支援を通して、障がいのある人の地域生活への移行が進められています。	●共生社会をめざす中、地域の人たちの障がい者に対する理解や共感が重要となる点を踏まえ、身近な場所で障がいのある人もない人も共に交流し、相互理解につなげる機会が求められています。

(11) 子ども・子育ての支援

現状	課題
○地域・社会が子どもと保護者に寄り添い、子育てや子どもの成長を家族などの身近な人が喜びや生きがいとして感じることのできるような地域ぐるみの子育てが進められています。	●地域福祉においては、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって見失いがちな、人への優しさや思いやりなどを育み、子どもや親子を見守る機能が果たせるよう、地域のつながり・支え合いを再構築していくことが求められています。

(12) 生活困窮者支援制度の創設

現状	課題
○生活保護世帯・人員の増加とともに、近年は生活保護に至る前の段階で、経済的な苦しさや地域における孤立など、生活に困難を抱える人が増えています。 ○貧困・格差が拡大傾向にある中で、生活困窮の状況になりながらも、複合的な問題を抱え、既存の制度の狭間にいるなどの理由から相談につながらないケースが増えています。 ○国は平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援法を施行し、自立相談支援事業という総合相談を、市町村が取り組むべき事業として位置づけています。 ○新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であり、地域福祉計画の中に位置づけ、取り組むことが効果的であるとされています。	●地域福祉を推進することで、生活困窮者の早期把握や自立につなげる仕組みづくりが重要となっています。 ●生活困窮者の相談支援とともに、生活保護に至る前の包括的な支援が必要となっています。 ●新しい支援の仕組みの周知や、地域での支援を検討していく必要があります。

第3章　計画のめざす方向性

1　基本理念

本計画によって実現したい社会の姿として、次のような基本理念を掲げ、その実現に向け、３つの基本目標のもとに、具体的な取り組みを行っていきます。

互いの顔が見える
ぬくもりのある地域社会へ

地域福祉を推進する上で、すべての人が尊重され、年齢、性別や障がいの有無などにかかわらず、住み慣れた地域で、安心して日常生活を送ることができるためには、住民相互の顔が見える信頼関係を築き、ともに助け合い、支え合うことが重要です。

本計画では、地域住民一人ひとりがお互いを家族のように思いやり、支え合う地域社会を築くため、日頃、市民が、声をかけ、見守り、助け合う、ぬくもりのある地域社会を築くことを地域福祉の基本ととらえ、「互いの顔が見える ぬくもりのある地域社会へ」を基本理念として定めます。

2　基本目標

基本理念の実現に向けた施策の方向性として、次のような基本目標を設定します。

（１）人材づくり

福祉への理解と関心を深め、地域福祉の担い手を発掘するとともに、多様なニーズに対応できる福祉人材を育成します。

（２）つながりづくり

市民同士の支え合いの関係づくりを促進し、ネットワークの力で地域を支えます。

（３）市民の生活を支える体制づくり

市民誰もが住み慣れた地域で安心して、生涯生き生きと健やかに暮らせるよう、福祉サービスや支援体制を充実します。

また、関係機関などと連携し、防災や防犯をはじめ、さまざまな『安全・安心・信頼のまちづくり』を進めていきます。

3 計画推進に向けた基本的視点

（１）各主体が担うべき役割（期待される役割）

基本理念「互いの顔が見える ぬくもりのある地域社会へ」の実現をめざし、市民をはじめ各主体の担うべき役割を次のように想定します。

①　自助（市民）

誰もが安全・安心に生活できる、よりよい地域づくりに積極的に関わることが望まれています。

具体的には、地域で誰もが安全・安心に生活できるよう、持てる能力や経験などを生かし、できることがあれば「参加者（担い手）」として、支援などが必要な時は「利用者（受け手）」として、積極的に地域活動を担うことが求められます。

②　共助

ア　地域（自治会、民生委員・児童委員など）

年齢や身体状況などに関わらず、誰もが安全・安心に生きがいを持って生活できるよう、日常的なつながりや助け合い関係づくりを構築することが望まれています。

具体的には、地域で生活する一人ひとりが抱える課題や悩みなどを見逃すことなく、地域の一員として、生きがいを持って、住み慣れた地域で安全・安心に生活できるよう、さまざまなネットワークを活用し、地域福祉活動を展開することが求められています。

イ　ボランティアやＮＰＯなど

それぞれが活動する特定の分野やテーマを生かし、地域のさまざまな課題などの解決に向け、地域などと連携・協働することが望まれています。

具体的には、情報交換などを密にし地域の課題や問題などを共有し、地域と連携し、解決に向けた活動を展開していくことが求められています。

ウ　企業・商店など

それぞれが有する多様な社会資源を生かし、地域と連携してよりよい地域づくりに参画することが望まれています。

具体的には、地域との情報共有を図り、地域課題の解決に向けた活動への参画、アイデアやノウハウの提供などが求められています。

エ　福祉事業者

専門的なサービスや施設、知識、情報などを活用し、地域における福祉課題や一人ひとりが抱える課題などの解決に向けて、地域との連携などが望まれています。

具体的には、質の高いサービスの提供や適切な助言・指導の展開などが求められています。

オ　社会福祉協議会

多様なネットワークを生かし地域で展開されているさまざまな福祉活動や取り組みなどを支援するとともに、地域と他団体などとの調整・連携することにより、地域福祉活動の充実を支援することが必要です。

具体的には、地域活動やボランティア活動などの担い手の発掘や育成、スキルアップなどの機会を充実するとともに、地域の福祉課題の解決に向けて、相談や情報提供などさまざまな支援が求められています。

③　公助（行政）

地域の福祉力の向上や福祉コミュニティの形成を図るため、保健・医療、教育・生涯学習、まちづくり整備の部門との連携を進め、さまざまな地域を支援する仕組みなどを整備・充実していきます。

具体的には、安全・安心のための仕組みづくりや福祉サービス等の充実を図るとともに、相談窓口や情報提供などを充実します。

また、関係機関と連携・協力し、道路や主要な施設などのバリアフリー化を進めます。

4 施策体系

基本目標	基本施策	施策の方向
Ⅰ 人材づくり	1 地域福祉の意識醸成	①福祉に関する学習・研修機会の充実
		②当事者の参加・参画の促進
		③福祉教育の充実
		④地域課題の共有化促進
	2 地域福祉の担い手づくり	①ボランティアの発掘・育成
		②民生委員・児童委員活動の推進
		③地域活動の活性化
		④当事者団体の活動支援
Ⅱ つながりづくり	1 見守り・支え合いの仕組みづくり	①見守りネットワークの強化
		②地域包括ケアシステムの構築
		③地域の多様な生活課題への対応
	2 交流の場づくり	①身近な交流の場の提供
		②地域活動やボランティア活動の参加促進
		③サロン事業の充実
		④空家の有効活用
Ⅲ 市民の生活を支える体制づくり	1 相談支援及び情報提供体制の充実	①多様なニーズに対応できる相談支援体制の充実
		②様々な媒体や機会を活用した情報発信
		③権利擁護の推進
	2 福祉サービスの充実	①各種福祉サービスの充実
		②健康づくりの推進
		③介護予防の推進
		④生活困窮者の支援
	3 防災・防犯対策の充実	①災害時の避難体制づくり
		②地域ぐるみの防犯対策の推進
	4 住みやすい生活環境の整備	①「ユニバーサルデザインによるまちづくり」の推進
		②快適な居住環境づくりの推進

第4章　施策の展開

基本目標Ⅰ　人材づくり

1　地域福祉の意識醸成

現状と課題

●本市では、小・中学校や社会福祉協議会で行う福祉講座などを通じて、相互理解・共生の意識を育てる福祉教育・福祉学習が行われています。

●地域には様々な人が暮らしており、お互いの立場や価値観を理解し合い、支え合いながら共に地域で暮らしていくという相互理解・共生の意識を、身近な地域の中で子どもの頃から育むことは、地域を担う人材を増やし、支え合いの地域づくりにつながる地域福祉全体の基盤となるものです。

●誰もが地域の中でともに生き、ともに支え合いながら、人としてのしあわせを実感することができる心豊かな福祉の文化・意識が地域に育まれていることにより、本計画が進める共助の仕組みが成り立つと考えられます。

●地域福祉の理念についての学びや参加、体験の機会を充実し、市民・市・社会福祉協議会が協働して、住民の地域福祉意識の醸成を図る必要があります。

●地域のすべての人が地域の一員としてその人らしく、生き生きと暮らしていくためには、一人ひとりを仲間として尊重し、支え合い、助け合う意識を育み、福祉や人権について正しい知識を身につけることが大切であり、そのためには、学校や地域での体験学習や生涯学習などの機会を通じて、福祉の文化を身近な存在であることと認識し、広めていく必要があります。

市民の声（アンケート自由意見より）

◇「人とは支え合うことなり」と子どもの頃、両親によく聞かされていた。地域の人以外でも困っていれば知らぬ顔はできない。〔70 歳代女性〕

◇このアンケートが届くまで、あまり地域福祉について考えていなかったので、これを機にしっかり考えたいと思う。〔30 歳代女性〕

◇民生委員・児童委員さんと共に地域福祉の啓発、障がい児（者）の理解を深める事業を通して交流の場を作ることが大切です。今後は相談支援員さんと今まで以上に連携し、親の思いを語り、話し合える場を作っていければと思います。〔関係団体〕

◇従来の考え方にとらわれないで、障がい者は支援が必要な人ととらえるのではなく、地域を構成する仲間の一員として、地域住民同士の一員としての役割を担うことで新しいつながりが生まれるのではないかと考えます。〔関係団体〕

施策の方向

①　福祉に関する学習・研修機会の充実	■高齢者や障がいのある人、子どもなど、多様な世代がそれぞれの個性に関する理解を深めることができるよう、交流やふれあいの機会の充実に努めます。 ■誰もがいきいきとした生活が送れるよう、生涯学習などと連携し、さまざまな体験などの機会提供に努めます。 ■介護予防サポーター養成講座によるサポーター登録の拡大を図るとともに、サポーターの活躍の場を広げます。 ■地域福祉の理念や意識を周知するため、情報提供や学習会の開催などを充実します。
②　当事者の参加・参画の促進	■支援を要する高齢者などが、地域活動の担い手として活動できるよう、見守り・声かけ活動やサロン事業への参加を促進します。 ■障がいのある人が、日常的な交流やふれあいを通じて、相互に理解して、協力関係が築けるよう、関係機関と連携して、さまざまな体験や研修の機会を促進します。

③　福祉教育の充実	■次代を担う子どもたちが、ボランティア精神を育み、地域の一員として積極的に関わっていくことができるように、他人への思いやりや具体的な支援の方法などを学ぶ福祉教育を充実します。 ■小・中学生が、高齢者や障がいのある人との交流やふれあいを通じて、福祉意識の向上を図れるように、関係機関と連携して交流やふれあいの機会を充実します。
④　地域課題の共有化促進	■支援を要する人、悩みや不安などを抱えている人などについて、地域において福祉活動の担い手が課題を共有し、解決に向けて取り組めるよう、社会福祉協議会などと連携して、福祉課題などを気軽に話し合う地域福祉懇談会などの開催に努めます。

協働の取り組み

【自助】（市民の役割）

◇行政などが開催する福祉講座や人権学習、イベントの場に積極的に参加します。

◇地域に住む一人ひとりの人格や個性を尊重し、すべての人の人権を認め合う精神を培います。

◇高齢者や障がいのある人などにバスの席を譲ったり、道路の横断や階段などで手助けするなど、気配りのある行動を心がけます。

【共助】（地域・関係団体の役割）

◇市民に対して地域福祉活動の情報を発信し、参加を促します。

◇地域福祉を進めるために、自分の持つ知識、経験、技術を積極的に活用します。

◇子どもたちが地域の福祉活動や自治活動に参加する機会を設けます。

◇福祉施設の地域開放、地域交流を推進し、地域との連携を図ります。

2 地域福祉の担い手づくり

現状と課題

●本市は住民同士のつながりや連帯感が比較的強いまちと考えられますが、市民アンケート調査では、地域住民同士の助け合いや支え合いによる自治活動や生活支援が「行われている」「ある程度行われている」と回答した割合に地域差がみられます。

●市民アンケート調査では、近所でちょっとした手助けができる人や、条件次第でボランティアに参加したいという人がおり、地域福祉活動やボランティア活動に参加したことはないが関心がある市民を、実際の活動につなげるための工夫、気軽に参加できる仕組みづくりが必要となっています。

●社会経済情勢や世帯構成の変化、価値観の多様化などにより、自治会への加入率が低下し、地域活動や福祉活動の担い手不足やサロンなどの参加者の固定化などが問題となってきています。

●介護や子育てなどの悩みや不安を抱え、支援や助言などを必要とする人が増えてきています。

●地域福祉の活動団体でも担い手の確保に努めていますが、一方で高齢化の進展などにより、活動の担い手不足や担い手の高齢化が進んでいます。

●身近な地域で、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、自分の能力を活かして地域のために活動できる、誰もが参加しやすい地域福祉を実現するためには、市民一人ひとりの意欲・関心を活かした学びや活動の機会を提供し、地域福祉活動の担い手を発掘し、その人材を育成することが重要となります。

●東日本大震災を契機に、人びとのボランティア活動への参加意識も高まりつつあり、少子高齢化の進展も相まって、地域活動や福祉活動への関心が高まっており、多くの市民が住民相互の助け合いや支え合いなど『地域福祉』を推進することが必要であると認識しています。

●制度の谷間にあって福祉サービスを利用できない人のニーズや、日常生活でのちょっとした困り事への対応など、市民の多様なニーズにきめ細かく対応することができるボランティアやＮＰＯ法人等の活動は、地域福祉を支える大きな力となるものであり、今後ますます重要性が増してくるものと考えられます。

●ボランティアやＮＰＯ法人等の活動は、支援が必要な人を支えるだけでなく、支援活動に参加する人にとっても、社会とのつながりや生きがいづくりという面で良い効果をもたらすものと考えられます。

●これらのことから、地域福祉を担う人材を発掘し、育成するための仕組みづくりとともに、活動の魅力や楽しさを伝えて多様な世代の参加を促す取り組みや、各種講座などで学習した人材が、実際に地域で活躍できる仕組みが求められています。

市民の声（アンケート自由意見より）

◇地域福祉の核となるリーダーの育成が必要。〔50 歳代男性〕
◇ボランティア人材の育成が必要。有料ボランティア（ボランティアの負担軽減）の導入でボランティアを確保する。〔60 歳代男性〕
◇地域や社会のために役立ちたいと思っている人は多いと思うのですが、「ではどこへ行って何をすればいいのだろう？」「何が求められているのだろう？」というところで行き詰まってしまうのだと思います。助けを求めている人と役立ちたい人をつなげる場とその情報を広く公開することが必要だと思います。〔30 歳代女性〕

施策の方向

①　ボランティアの発掘・育成	■退職者や若者、子どもたちが気軽にさまざまな地域活動や地域福祉活動などに参加できるよう、社会福祉協議会など関係機関と連携し、ボランティアに関する情報提供や相談窓口を充実します。 ■様々な技能やノウハウなどを学ぶことができるよう、ボランティア入門講座や研修の機会を充実します。 ■団塊の世代などが、いきいきとボランティア活動を展開できるよう、社会福祉協議会のボランティア登録の周知に努めます。 ■介護予防サポーター養成講座をはじめ、介護や外出支援などの専門的な技能やノウハウの習得などができるよう、関係機関と連携し、講座や研修などの情報提供に努めるとともに、講座修了生や有資格者の登録などを促進します。

② 民生委員・児童委員活動の推進	■民生委員・児童委員は、その活動を通じて、地域における新しい福祉ニーズの発見や、各種機関とのネットワークを生かした問題解決が図れる立場にあることから、「地域福祉の推進役」としての役割が担えるよう、より地域のニーズに合わせた主体的な活動が行えるよう支援するとともに、研修の充実を図り、資質の向上に努めます。
③ 地域活動の活性化	■市民にとって身近な地域活動である自治会活動や小地域ネットワーク活動などの活性化を図るため、活動内容などの周知を充実し、自治会などへの加入や活動への参画を促進します。 ■自治会、地区社協、婦人会、老人クラブ、民生委員・児童委員などの地域福祉活動の関係者をはじめ、ボランティア・NPO などが互いに交流・連携できるよう、情報交換や交流の機会、研修の場などを充実します。 ■子どもたちをはじめ、若年層などの参加を促進するため、生涯学習や健康づくり、スポーツ、文化・芸術活動などとの連携の強化を促進します。
④ 当事者団体の活動支援	■支援を要する高齢者や障がいのある人の介護や子育て中の人などが、日常的な悩みや不安などについて、お互いに相談や話し合いができるよう、当事者組織や団体の活動を支援します。 ■老人クラブや子ども会などの活動が活発に展開できるよう、社会福祉協議会などと連携して支援します。

協働の取り組み

【自助】（市民の役割）

◇日頃から地域活動やボランティア活動に関心を持ちます。

◇地域活動やボランティア活動などに積極的に参加します。

◇自分の知識や技術、経験、自由な時間を地域の中で活かします。

◇担当の民生委員・児童委員の把握に努め、身近な相談相手として活用します。

【共助】（地域・関係団体の役割）

◇団体の活動内容について、広く周知を図ります。

◇誰もが活動に参加しやすいような環境を整えます。

◇ボランティアニーズの把握やボランティア情報の提供を充実強化し、市民が自分に合った活動を選択して参加できる機会を充実させます。
◇ボランティアコーディネート体制の充実と活動の促進を図り、ボランティアを必要としている人や事業所、地域市民団体に対して、ニーズに応じたボランティアを派遣するシステムの整備と情報のネットワーク化を充実させます。
◇地域のボランティアの人材発掘や団塊世代への呼びかけ、学習機会の提供を積極的に行います。
◇地域福祉活動で中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の充実を図ります。
◇地域住民のニーズを的確に把握し、行政や関係機関と連携し、課題解決に努めます。

基本目標Ⅱ　つながりづくり

1　見守り・支え合いの仕組みづくり

現状と課題

●地域には、一人暮らしの高齢者や障害のある人、子育てや介護が大変な人など、周囲の支援を必要とする人が暮らしています。誰もが地域で安心して生活するためには、地域の中で見守り・支え合いを進めることが重要となります。

●市民アンケート調査では、近所付き合いの程度について、『近所付き合いがある』割合より『近所付き合いがほとんどない』割合の方が高い地区もあり、地域における人と人のつながりの希薄化とともに、伝統的な相互扶助機能も弱体化している現状があります。

●本市では、避難行動要支援者名簿の効果的な活用に取り組むほか、社会福祉協議会がコーディネート役となって、市民による高齢者等の見守り活動や、サロン事業などの地域福祉活動を行うことにより、市民主体による地域住民が助け合い、支え合う体制づくりを進めています。

●介護保険や障がい者等への福祉サービスは充実してきましたが、福祉サービスでは対応できない多様なニーズがあることや、近所に住む人との温かなふれあいが心豊かな生活を支えるという考えから、市民同士のつながりや助け合いが大切であることが再認識されています。

●見守り活動などにより、困り事を抱えている人に地域住民が気づき、地域福祉活動を利用して支援をしたり、専門機関につなぐケースもありますが、支援が必要な状態であるにもかかわらず、自分からＳＯＳの声を上げない人を把握することは困難です。

●これまでの地域福祉活動に加え、今後は福祉部門に限らず、要支援者を把握した時には、本人の同意を得て福祉部門に連絡するなど関係部局の連携を強化するほか、社会的に孤立しているおそれのある市民について調査を行うなど、行政は社会的に孤立している要支援者を把握するための取り組みを行っていく必要があります。

●行政が把握した要支援者の情報については、本人の同意を得て、地域福祉活動関係者と共有し、地域と行政がともに要支援者を支えていくことが必要です。

●地域の福祉課題を解決し、地域福祉を一層推し進めていくためには、市民一人ひとりや行政などの取り組みだけでなく、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアや NPO 法人、社会福祉法人など地域の様々な組織や団体が連携し、協力し合えるネットワークづくりが重要です。

市民の声（アンケート自由意見より）

◇気の合う人とはお付き合いをしていても、たとえ隣の人でもなかなか話し合うこともありません。若い人は遠くへ行き、友達も出来ますが、高齢になった場合、外へも出なくなり部屋に閉じこもりとなります。自身から社交の場を見つけなくてはなりませんね。〔70 歳代女性〕

◇現代社会はどうしても個人主義中心で地域活動も昔ほど多くないと思います。長所短所はありますが、私の住む地域は半強制的に年に数回の除草作業や公民館の掃除当番があります。普段あまり顔を合わせることがない人達と久しぶりに会って話をしながらの作業は互いの気心も知れて良いと思います。まずは溝掃除でも何でも老若男女問わず集まって共同作業することが大切です。〔60 歳代女性〕

◇私の地域は皆顔見知りで声かけや挨拶もできていると思います。いい方ばかりなのでこのような付き合いができていますが、わがままな方が混ざるとどうなのかなと思うことはあります。隣近所は大切にし、困った時には手助けできる自分でありたいと心掛けています。〔60 歳代女性〕

◇一人暮らしの高齢者には、市や近隣住民が声掛けを行い、安否確認を行うべきだと思う。〔20 歳代女性〕

◇私が理想と考えているのは昔の貧乏長屋のような人情溢れる人付き合いのできるまちづくりです。〔60 歳代男性〕

◇地域福祉の施策としてあたたかなまちづくりをめざしてほしい。地域の人同士のつながりを深め、生きがいや元気に暮らすきっかけづくりをしようという地域の自主活動をサポートしてほしい。〔60 歳代男性〕

◇若年層も参加しやすい地域活動があればよい。〔20 歳代女性〕

◇私の住んでいる所はまだ町内会がありません。早く町内会を作ってほしいです。〔70 歳代女性〕

◇高齢者の孤独死を防ぐために、地域での声かけ運動を推進していく必要がある。〔20 歳代男性〕

◇自分自身や家族の将来のために、地域活動への参加や協力をした方が良いことはわかっています。でも、若い人が周囲でそのような活動をしていないこと、時間にゆとりがないことなどから、近所の人との付き合いも最低限の範囲でしかできていないのが現実です。このアンケートをきっかけに、広報を見るなどして、もう少し積極的に地域参加していければと思います。〔40 歳代男性〕

◇人と人との繋がり・絆が福祉には重要と思います。地域住民同士や行政、ＮＰＯやボランティア団体等とのネットワークづくりで、より大きな知恵と活動への推進力を期待しています。〔60 歳代女性〕

◇『生活応援・地域社会に貢献するために』として開始した「暮らしのちょこっとサポート（お手伝い）」事業を継続する予定です。〔関係団体〕

◇障害者総合支援法が施行され、地域社会における共生の実現に向けて進む中、当法人の活動も単一施設内のみの福祉ではなく、地域の方々や様々な各関係機関とのつながりを大切にし、共に歩んでゆけるよう、今後も地域福祉活動には積極的に取り組んでいく方針でございます。〔関係団体〕

施策の方向

①　見守りネットワークの強化	■民生委員・児童委員や自治会、社会福祉協議会、老人クラブ等と連携し、高齢者や障がい者、妊婦・乳幼児がいる家庭への訪問、情報や事例の共有により、地域での見守り活動を推進します。 ■各種団体・事業者同士や、市、社会福祉協議会など、地域福祉に関わる関係機関が連携し、総合的に地域福祉を推進していきます。
②　地域包括ケアシステムの構築	■支援を要する高齢者が、医療や介護などのサービスを利用しながら、住み慣れた地域で引き続き生活できるよう、地域包括支援センターをはじめ、保健・医療・福祉に関わる関係機関などが連携して地域包括ケアシステムの構築に努めます。 ■高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと生活できるよう、地域や関係機関などと連携して、介護予防や認知症予防などの取り組みを充実します。 ■介護予防・日常生活支援総合事業を実施する中で、住民一人ひとりの状況や地域の実情に応じた介護予防事業を展開するとともに、地域ぐるみで取り組む介護予防の体制づくりを支援します。
③　地域の多様な生活課題への対応	■地域で見守り、支え合うという観点から、様々な要因による生活困窮、虐待、ＤＶ、孤立死、消費者被害などの生活課題に対し、地域の多様なネットワーク機能を連携・充実させて、地域において未然防止や早期発見に努めるとともに、公的なサービスでは対応できない日常の生活課題（ごみ出し、買い物等）の支援を推進します。

③　地域の多様な生活課題への対応	■小松島市消費生活センターにおいて、商品やサービスに関する苦情相談等を受け付け、解決のための助言やあっせんを行います。 ■平成 27 年４月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者を早期に把握するとともに、困窮状態から脱却できるよう、就職、住居、子どもの学習等の個々の状況に応じた支援を推進するとともに、既存サービスの有効な活用に努めます。

協働の取り組み

【自助】（市民の役割）

◇隣近所などにおける助け合いの意識を強く持つようにします。
◇あいさつや声かけ運動を推進します。
◇支援をしてほしいことや困っていることなどを遠慮せずに地域の人に発信し、必要な支援を受けたり、相談したりします。
◇地域で支援が必要な人がいる場合は、民生委員・児童委員や市役所等へつなぎます。
◇隣近所に声を掛け合い、また、自治会活動に積極的に参加します。
◇一人暮らし高齢者などが地域で孤立しないよう、普段から近所付き合いを密にし、困ったことを気軽に話し合えるような関係づくりや、近況を把握する機会づくりに努めます。

【共助】（地域・関係団体の役割）

◇地域で見守りが必要な高齢者、障がいのある人、子どもなどについて、地域で情報交換し、地域で役割分担を決めて見守り、安否確認、登下校時の見守り支援を積極的に行います。
◇高齢者、障がいのある人、子どもへの虐待を防止するために、虐待を発見したときに速やかに相談・通報できるよう、民生委員・児童委員や関係機関、地域の見守り支援者との連携を強化します。
◇孤立している、または孤立しそうな市民の情報を把握し、地域での見守りや専門機関への情報提供など、適切な支援に努めます。
◇介護サービス事業者等の関係者で構成する「地域ケア会議」を開催し、高齢者支援に関する施策・体制づくりにつなげます。

2 交流の場づくり

現状と課題

●地域での人と人とのつながりを強めるためには、さまざまな交流を進めることが大切であり、そのためには、誰もが気軽に入っていける、身近な地域に交流の場や機会があることが不可欠です。

●地域で行われる日常的な交流活動には、自治会単位での集まりや子ども会やＰＴＡの会合、同世代の子どもを持つ保護者のサークル活動、また同じ趣味を持つグループ、老人クラブ活動やサロン事業など多種多様なものがあります。

●本市には公的な交流活動の場としては、各地区の公民館をはじめ、コミュニティ集会所、小松島みなと交流センターkocolo、総合福祉センターなどがあり、今後も支え合える地域をつくるために、交流の機会の創出や交流の場の充実が求められています。

●市民アンケート調査では、地域内での行事や活動に「参加している」「ある程度は参加している」と回答した人は３割程度で、若い人ほど参加が少ない現状があります。

●地域福祉の活動については、支え合いや助け合いをしなければといった義務的な印象を持ってしまいがちで、そのことで負担感を覚え、活動に参加する一歩が踏み出せない人も多いと考えられますが、地域福祉活動は決して強制されるものではありません。

●福祉や助け合いといった視点にしばられることなく、地域における楽しみや生きがいの機会そのものを増やしていくという発想により、交流が活発に行われることが、お互いを知り、活動の輪が広がるための第一歩になると考えられます。

●市内では、介護予防サポーターを中心に、地域の高齢者を招待し、会食を交えながらレクリエーションや講話を通じて、高齢者の健康の増進と生きがいづくりを目的としたサロン事業を開催し、高齢者が地域において楽しみながら交流し、社会参加する場として多くの人に利用されています。しかし、孤立しがちで見守りが必要な高齢者が参加していないなど、いくつかの課題もみられ、地域の方にとって、より身近で足を運びやすいサロンとなるような仕組みづくりが必要となっています。

●本市では空家が増加しており、生活環境や景観の悪化などが懸念されている一方で、空家は地域資源としてとらえた活用方策の検討が求められています。

市民の声（アンケート自由意見より）

◇市民が参加できるイベント行事を作ること。年齢などは区切らず、幅広い年齢の方が参加できることで、コミュニケーションが広がると思う。小学校・中学校などの体育館でのスポーツなどを希望する。〔20 歳代女性〕

◇集合住宅では、太極拳とかラジオ体操とかで人の集まる事から始めてはどうでしょうか。〔70 歳代女性〕

◇真に地域のため、人のためになる活動をすべき。地域活動は役員ばかりが多く、また役員の会合費用等が多く、真に人のための行事・活動は少ない。〔70 歳代男性〕

◇スポーツなど気楽に参加できるイベントをつくるべきである。〔30 歳代男性〕

◇近い所で皆が集まれる場所があればよい。遊んだり話し合いをしたりできる建物がほしい。〔60 歳代女性〕

◇地域福祉のために、場所（公民館、集会場）がないから色んな活動ができない。〔70 歳代男性〕

◇現在公民館、福祉会館、体育館で行われている健康に関するもの、文化的な活動は知っていますが、閉じこもりになりがちな介護を受けていない高齢者、軽度の障がい者の方が気軽に参加できる小さなブロック単位で集まる場があればよいと思う。〔70 歳代女性〕

◇地域に対する意識がなくなってきていると思う。昔のような地域がつながり、何かをするのは難しい時代だと思う。各地区小学校区の単位くらいから、子どもを中心に成人、高齢者と取り込み、輪を広げる方法があればよいと思う。〔60 歳代男性〕

◇ＰＴＡ役員は学校中心となり、地域、老人関係は公民館や協議会の役員が中心となって活動している所がほとんどと思うが、この連携をどう活発にするかが大切だと思う。若い人は時間がなく、高齢者は一部の人の活動に偏ってしまっており、市には広く興味を持ってもらえるような広報や行事を期待する。〔60 歳代男性〕

施策の方向

①　身近な交流の場の提供	■多世代が交流できるコミュニケーションの場づくりを支援します。 ■福祉施設や企業、商店などに、利用可能な施設やスペースを地域の交流の場として開放してもらえるように働きかけます。 ■教育関連施設などの公共施設について、地域への開放の充実に努めます。

② 地域活動やボランティア活動の参加促進	■様々な地域活動を周知し、市民が参加しやすいよう情報の提供と共有化に努めます。 ■社会福祉協議会と連携し、市民のボランティア意識の醸成を図り、人材の発掘、養成に努めます。 ■介護予防サポーターの養成等により、地域で活躍できる福祉人材の育成に努めます。
③ サロン事業の充実	■介護予防サポーターを中心に、サロン事業がより身近で足を運びやすいサロンとなるような仕組みづくりに努めます。
④ 空家の有効活用	■空家について、地域の交流拠点としての活用も含めた幅広い活用の方策を検討します。

協働の取り組み

【自助】（市民の役割）

◇地域の行事や交流の場に積極的に参加し、つながりを広げます。

◇町内清掃などの地域活動に積極的に参加します。

◇交流の場で知り合った人たちと、日ごろから声をかけ合い、つながりの輪を広げます。

【共助】（地域・関係団体の役割）

◇地域の行事やサロン事業など、市民が交流できる場づくりを進め、参加を広く呼びかけます。

◇地域の行事をみんなで計画し、年代の輪を広げる取り組みを進めます。

◇高齢者や障がい者、外国人を含め、幅広く地域住民に地域活動への参加を呼びかけます。

◇障がいのある人や認知症高齢者など、誰もが交流の場に参加できるように開催方法を工夫します。

◇回覧板などを活用し、地域の交流活動への参加を積極的に呼び掛けます。

◇ボランティア団体への支援・助成を通じて、ボランティアの育成に努めます。

基本目標Ⅲ　市民の生活を支える体制づくり

1　相談支援及び情報提供体制の充実

現状と課題

●本市では、広報「こまつしま」、ホームページ等の媒体による様々な行政情報の発信・提供や、民生委員児童委員連絡協議会などの関係機関・団体等と連携を密にすることにより、支援が必要な人の実態の把握とともに、わかりやすい情報提供や個別の相談支援の充実に努めています。

●市民の身近な相談窓口としては、主に保健福祉部の各課窓口や保健センター、地域包括支援センター、総合福祉センターなどがあり、高齢者や障がいのある人、子どもなど、さまざまな福祉や健康に関する相談を受け付けています。

●地域で誰もが安心して自立した生活を送るためには、生活の中で様々な問題を抱えても、気軽に相談することができ、また、問題の深刻化を未然に防いで解決につなげることのできる体制づくりが重要となります。

●市民アンケート調査では、相談や助けを必要とする場合の相談先は「家族」「親戚」「友人・知人・近所の人」が多くを占めており、「市役所・地域包括支援センター」などの相談機関の割合はまだまだ低い状況にあり、気軽に相談しやすい、身近な相談窓口と同時に、専門的な相談機能や、地域での身近な相談活動が専門機関等に的確につながる仕組みづくりが必要となっています。

●日頃の介護や育児に関する悩み、自分の健康や生活の不安などについては、様々なサービスがあることがわかっても、そのサービスを受けられるのか、どこへ相談すればよいのかを判断するのが難しいことがあることから、そのような悩みや不安を抱えた人の身近なところに気軽に相談できる相手がいて、その人からサービスの情報を伝えたり、関係機関に連絡をしたり、地域の活動に誘うことなどが重要です。

●地域の中で、人々が互いに交流したり、活動に参加したり、または必要に応じて福祉サービスなどを利用するためには、地域にどのような機会や支援・サービスなどがあるかという情報が必要な人に届くことが重要となります。

●市民アンケート調査では、福祉サービスに関する情報は、主に「市役所・地域包括支援センターの広報・窓口・ホームページ」から入手されていますが、情報が伝わらない人も多く、今後も工夫の余地があります。

●必要な人に必要な情報が届くような体制づくりを行うとともに、情報を一元的に提供できる仕組みや公的制度を分かりやすく周知していくための方法については、常に時代のニーズに合わせた検討が必要です。

●福祉サービスの提供が行政による「措置」からサービス提供者と利用者による「契約」へ移り変わり、利用者自身が自らの判断で自分に合ったサービスを選択できるようになる中、判断能力の十分でない認知症高齢者、知的障がいのある人等にとっては、適切な福祉サービスを選択し、利用することが難しいことから、こうした人達も安心してサービスの提供を受けられるような方策が必要になっています。

●認知症高齢者や知的障がいのある人等の判断能力が不十分な人については、被害が潜在化、深刻化するおそれが高いことから、本人の権利を擁護し、その人らしい生活が送れるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用することにより、意思決定の支援を行い、金銭（財産）管理や福祉サービスの利用契約等について、日常的かつ専門的な支援を行う必要があります。

市民の声（アンケート自由意見より）

◇どのようなことが行われているか分からないので、情報提供を充実してほしい。それから改善案が提供できると思うので、検討して欲しい。〔30 歳代男性〕

◇相談ができる場所や人がわからないと思う。〔50 歳代女性〕

◇若い世代は、福祉のことについて、どのような機関があり活動しているのか、あまり知らない人が多いと思うので、まずは知ってもらうことが一番優先されるべきだと思う。〔40 歳代女性〕

◇毎月の回覧板（広報）で分かりやすく福祉のことを伝えてほしい。〔70 歳代女性〕

◇色々大変だとは思いますが、少しずつ（あまりお金を使わずに）やれることからやって下さい。こんなことやってます！といった情報発信もお願いします。〔40 歳代男性〕

◇困った時にすぐに相談にのってもらえるコールセンターがあればよいと思う。どこに聞いたらいいのかすら分からないこともあるので、総合案内みたいなところがあれば助かる。〔30 歳代女性〕

◇自分はマンション暮らしのため、同マンション、同地域にどのような人が住んでいるか知らない。地域の活動やボランティア活動に参加したいと思っているが、情報もなく参加することもできない。地域が仲良くなれるような気軽に参加でき、友人ができるような活動を提供していただけるとありがたい。〔30 歳代女性〕

◇民生委員の方に自分を知ってもらいたいが、個人のプライバシーで年齢も家族構成も自分から通知しなければならなかった。１年に１度くらいはどうしてますか、元気ですかと声掛けくらいはしてほしい。近頃は電話もあるし、知らせようと思えばいくらでも手段はあると思います。〔70 歳代女性〕

◇支援が必要となった時に、まず何から始めるか、どこに相談するのかもわからない。相談に市役所等へ行っても細かく分かれていて、ここでない、あちらへとたらい回しになる。総合的にコーディネートしてくれるシステムがほしい。〔50 歳代女性〕
◇情報発信のやり方を工夫する。スマホ、テレビ等の活用。〔50 歳代女性〕
◇情報提供が行政から発信されても狭い範囲内でしか提供できておらず、住民からの問い合わせを待つ受け身の提供でしかないように感じる。また地方（田舎）特有の偏見、価値観が強い。もっと柔軟な対応体制をとらなければ地方行政は発展しない。特に徳島は他県から来た人々に冷たい印象が強い。明るい誰もが生活しやすい市を目指していただきたい。〔30 歳代女性〕
◇知る機会がまず入り口になると思うので、情報をたくさん流してほしい。〔40 歳代女性〕
◇用語の説明や相談窓口の連絡先を配布してほしいです。〔80 歳以上男性〕
◇若者に限らず、まずはインターネットの検索から始まるのが現在の実態だと思います。情報提供をしっかりしてください。〔40 歳代女性〕
◇近所の方とは挨拶などはするし、関係も良好だと思います。何かしたいという気持ちはあるのですが、きっかけがなかなか作れません。地域の情報がなかなか入ってこないので、自分からも入手する努力が必要と感じました。〔30 歳代女性〕
◇総合的ともいえる地域福祉の内容をある程度把握している相談員がいて、何でも相談室的な部署を設置し、ここから頻繁に市民に対し情報発信や広報をするとよいかと思います。また、相談室によくある月１回あるかないかといったものではなく、常に相談員がいる状況の方が望ましいと思います。〔関係団体〕
◇障がい者が地域において安心して自立した日常生活及び社会生活を営むために地域の実情に応じた適切な相談支援が行える体制の整備と、受け皿となる地域づくりが必要です。〔関係団体〕

施策の方向

①　多様なニーズに対応できる相談支援体制の充実	■日常生活の中で困りごとが生じたときに相談できる機関や窓口の情報を一体的に周知していくとともに、民生委員・児童委員など身近な地域の相談窓口との連携や各種機関と連携した専門的な相談体制の充実を図ります。 ■相談窓口が相談者の立場に立って、相談内容に応じた適切なサービスが選択できるよう配慮します。

① 多様なニーズに対応できる相談支援体制の充実	■市職員が、担当分野だけでなく、生活者や相談者の視点に立って、広く福祉に関する知識が得られるよう、研修内容の充実を図ります。 ■様々な相談内容に適切かつ迅速に対応できるよう、保健所やこども女性相談センター、医療機関、居宅介護支援事業所、社会福祉施設などの相談・支援窓口との連携を促進します。 ■支援を必要とする市民一人ひとりが地域での生活を維持できるよう、個々の状態に最も適した保健・医療・福祉のサービスの組み合わせやサービス量等を総合的に調整するとともに、必要に応じてインフォーマルサービス[1]を組み込むケアマネジメント[2]体制の充実を図ります。 ■相談を待つだけでなく、日頃から地域や関係団体との交流・連携を図り、アウトリーチ[3]型活動を推進します。
② 様々な媒体や機会を活用した情報発信	■広報紙やホームページを活用し、市民に必要な情報を発信します。 ■ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスをはじめとした新しい媒体の活用を検討します。 ■高齢者や障がいのある人に配慮した広報紙、各種パンフレット等の発行や、インターネットへの情報提供を充実し、情報のユニバーサルデザイン[4]化を進めます。 ■転入者に市内の福祉情報を積極的に提供します。 ■外国人に配慮した情報提供の充実を図ります。
③ 権利擁護の推進	■誰もが安心して地域で生活するために、成年後見制度などの権利擁護事業を利用することができるよう、成年後見制度をはじめとした、権利擁護活動を促進します。

[1] インフォーマルサービス／家族、近隣、知人、ボランティア等が行う非公的な援助のことで、制度的に位置づけられた公的な援助であるフォーマルサービスとの対比でよく使用される。
[2] ケアマネジメント／保健・医療・福祉の専門家や機関が相互に協力・調整し、総合的な福祉サービスを提供すること。
[3] アウトリーチ／本人からの要請がない場合でも、支援者から積極的にサポートすること。
[4] ユニバーサルデザイン／障がいの有無、性別、年齢、言語の違い等にあわせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境、情報等のデザインをいう。

協働の取り組み

【自助】（市民の役割）

◇日頃から地域の人たちとの交流や連携を図り、困った時に相談できる関係づくりに努めます。

◇行政、社会福祉協議会、福祉サービス事業所等が発行する広報紙やパンフレット、ガイドブック、ハザードマップなどには十分目を通しておきます。

◇福祉に関心を持ち、広報紙やインターネットなどから積極的に情報収集を行うとともに、近隣での情報伝達、共有に努めます。

◇高齢者、障がいのある人、子どもの虐待やＤＶ被害やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、すぐに行政などに通報・相談します。

【共助】（地域・関係団体の役割）

◇団体の活動を通じて得た福祉情報を積極的に伝えます。

◇集会の場でパンフレットを配るなど、自分たちの活動を地域の中で発信します。

◇市民の気付きを受け止め、団体同士で協力し、地域内での助け合いを進めます。

◇課題解決に向けて、専門的な窓口と連携します。

◇高齢者、障がいのある人、子どもへの虐待を防止するために、虐待を発見したときに速やかに相談・通報できるよう、民生委員・児童委員や関係機関、地域の見守り支援者との連携を強化します。

◇日常生活自立支援事業の情報提供や利用促進、関係機関との連携強化による対象者の把握に努めます。

2 福祉サービスの充実

現状と課題

●本市では、「小松島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「小松島市障がい者プラン・障がい福祉計画」「小松島市子ども・子育て支援事業計画」「健康こまつしま 21 計画」を策定し、個々の計画に基づき、各分野の保健・福祉サービスの充実に努めています。

●福祉サービスは、「自分らしい暮らし」を送るために本人が選択し、利用するものですが、複数の要因が絡み合っている場合や、本人だけでなく家族の状況も併せて考える必要がある場合には、一つの分野の福祉サービスだけでなく、いくつかの分野の福祉サービスを組み合わせて利用することが必要です。

●福祉サービスだけでなく、医療、保健、住宅、就労などの福祉分野以外のサービス、地域福祉活動による支援、ボランティアによる支援などを組み合わせて利用していくことが必要な場合もあります。

●このような助け合い活動は、日常的な近隣との付き合いやつながりを深めることと、市民をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、婦人会、ボランティア等地域福祉に関わる関係者が、常に情報、連絡、支援内容を共有する地域のネットワークづくりが必要です。

●少子高齢化、核家族社会の中で、市民一人ひとりのライフスタイルや価値観の多様化によって、保健・福祉・医療をはじめとした行政サービスだけでは解決しないニーズが多くなっています。

●安定した雇用の減少や勤労世代の所得の低下のほか、若年無業者、ひきこもり、不登校・高校中退、精神疾患、高齢化、孤立といった様々な要因から生活困窮の概念は広がりをみせており、従来の制度だけでは安心を支えきれなくなっており、平成 27 年４月に、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

●高齢者、子育て家庭、障がいのある人等に対する生活支援や社会参加の充実等サービスがきめ細かく総合的に行われるよう地域による助け合いや民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、ＮＰＯ法人などの地域活動の活性化を図るとともに、質の高い社会福祉従事者や事業者の育成、充実を進め、福祉サービスの質と量の確保に努める必要があります。

市民の声（アンケート自由意見より）

◇地域社会での支え合いが脆弱化している今こそ、共助が必要と考えます。少子高齢化に伴い高齢者への福祉の充実はもちろんですが、福祉サービスを受けられない人（給付に該当しない）への対応も考えなければならないと思います。〔30 歳代男性〕

◇私の地域の社会福祉協議会の皆様には本当に心から親身になって一生懸命やってくれて有難いです。〔70 歳代女性〕

◇児童福祉施設としての地域の中での役割を認識し、地域の中で子どもが健全な発育、発達ができ、保護者が子どもの養育に対する悩みを抱えこんでしまわないよう、他機関で連携していけたらと考えます。〔関係団体〕

◇地域に必要とされている放課後児童クラブの運営に対して相互の連携や協力などの手助けになるよう、「放課後児童健全育成事業」の発展、子ども達の安心・安全、保護者の仕事と子育ての両立支援に尽力したいと思います。〔関係団体〕

◇市内の保育所・幼稚園に通われている発達が気になるお子さんに対しての支援を積極的に行っていきたいと思っています。〔関係団体〕

◇新総合事業・生活支援サービス分野への参入を希望している。セミナーに参加するなど、研鑽に努めているところです。〔関係団体〕

◇障がい者の地域移行、地域福祉、共生社会の実現が推進される中、重要と考えられるのが障がい者の住まい、住居問題です。現在、小松島市には１つも知的障がい者用グループホームがなく、市在住の障がいのある方は、他市の障がい者グループホームで過ごさなければなりません。一人の人間として住み慣れた地域社会の中で自分らしく生き生きとした暮らしが送られ、近隣の住民の方々とも一緒に生活を送ることにより、社会の一員として生きていく充実感を味わいながら日常生活を営みたいとの願いが多くの障がいを抱える本人、保護者の方にはあります。〔関係団体〕

施策の方向

①　各種福祉サービスの充実	■高齢者、障がいのある人、子育て世帯等の各福祉分野別の個別計画に基づき、福祉サービスの充実に努めます。 ■地域の福祉・医療の関係機関の連携を強化し、障がいや介護といったニーズだけでなく、在宅医療に絡んだニーズも包括した一体的なサービスが提供できるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

①　各種福祉サービスの充実	■福祉や生活に関する窓口として、保健福祉部の各課窓口や保健センター、地域包括支援センター、総合福祉センターなどの専門機関のほか、地域の身近な相談窓口として活動している民生委員・児童委員との連携を強化し、相談者にあった適切なサービス提供を促進します。 ■地域の生活課題を総合的に解決するために、地域で活動している民生委員・児童委員、自治会、ＰＴＡ、地区社協、老人クラブ、婦人会、ボランティアなどと協働し、サービスや手助けが必要な人たちに対して、迅速で的確に対応できるネットワーク化を進めます。 ■高齢者、障がいのある人、子育て世帯の支援の充実を図るため、有識者等で構成された各種組織において、情報の共有や支援の在り方について検討します。
②　健康づくりの推進	■乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた望ましい生活習慣づくりのために効果的な保健サービスの提供に努め、一人ひとりの健康づくり活動を支援します。 ■医療機関や学校、地区組織などと連携し、個人の健康づくりを地域全体で支援できるような体制づくりに取り組みます。
③　介護予防の推進	■将来、介護が必要とならずに健康で暮らし、健康寿命が伸長できるよう、自主的な健康維持に取り組むための「介護予防事業」の推進や、社会参加の場、介護予防の場の拡充に努めます。
④　生活困窮者の支援	■「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者を早期に把握するとともに、困窮状態から脱却できるよう、適切に生活困窮者の支援に努めます。

協働の取り組み

【自助】（市民の役割）

◇福祉情報へのアンテナを常に張り、保健・医療・福祉などのサービスの内容を学んで、知っておくよう努めます。

◇地域の人たちとの連携を深め、福祉情報を共有します。

◇一人で悩まず、気軽に近所の人や民生委員・児童委員などに相談して、適切なサービスにつなげます。

◇サービス提供事業者や地域の福祉施設に対する正しい情報を把握し、理解を深めます。

◇自分にあった、かかりつけ医を探します。

◇地域の身近な健康づくりの場に、積極的に参加します。

◇定期的に健康診査、がん検診を受診し自分の健康状態を把握します。

【共助】（地域・関係団体の役割）

◇福祉サービスメニューの充実と質の向上に努めます。

◇一人暮らし高齢者等に声かけをしたり、話し相手、相談相手になります。

3 防災・防犯対策の充実

現状と課題

●市民アンケート調査では、地域における災害時への備えについて「危険箇所の把握」「日頃からのあいさつ、声掛けや付き合い」「地域での避難訓練」などの重要性が認識されているように、災害による被害を未然に防ぐためには、災害に対する日頃の備えの有無が重要であるとともに、災害時には身近な市民が互いに支援しあう仕組みが必要です。

●地域での支え合いや助け合いが不可欠な大規模災害時において、公的支援が届くまでの近隣住民相互の助け合いによる仕組みについて、平常時から地域の中で確認しておく必要があります。

●東日本大震災では、高齢者や障がいのある人たちに多くの犠牲者が出たことが大きな問題となりました。災害発生時においては、「自分の命は自分で守る」という自助の意識が求められていますが、要介護者や重度の障がいのある人などの、いわゆる避難行動要支援者が自ら避難することは困難であるため、地域全体で「自分達の地域は自分達で守る」という共助の意識を持つことが重要です。

●要配慮者の避難誘導や安否確認を行う地域の支援者や近隣の住民は、例えば、近くに住む要配慮者を避難誘導する道順を把握しておき、災害時に一緒に避難することを心掛けるなど、平常時からその役割について認識し、確認しておくことも重要です。

●本市では、災害時に備え、地域における要支援者を把握しておくために、避難行動要支援者名簿を作成しています。今後はこの名簿の情報について、本人の同意を得たうえで災害時に避難を支援してくれる関係者等に対し、平常時から提供できるような体制づくりに取り組んでいく必要があります。

●避難行動要支援者が安全かつ確実に避難できるよう、平常時から要配慮者に関する情報の把握や防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導などの避難支援体制の確立に努めていますが、一方で登録されていない人への支援を今後どのように行うかが重要な課題となっています。

●近年、子どもや高齢者などが被害を受ける事件・事故が、地域を問わず全国的に発生していることから、不審者による犯罪や振り込め詐欺などの犯罪の発生による不安や、高齢者の家庭内や生活上の事故などの不安を取り除き、市と地域が協力して犯罪を防いでいく必要があります。

市民の声（アンケート自由意見より）

◇人口減が進み、私の住んでいる地区も世代が変わってきています。高齢化も進んでいますので、近隣の方にはなるべく自分から声をかけるようにしています。行政やボランティア団体の力も必要ですが、自分の身近な隣人との関係づくりをしっかりしていくことが大事だと思っています。多くのことを一度にすることは難しいとも思いますので、何か１つ（特に今は災害が気になっています）を住民で共有して実施していくのはどうかと考えます。〔50 歳代女性〕

施策の方向

①　災害時の避難体制づくり	■災害時に、市民が安全に避難することができるよう、避難場所の周知を図るとともに、情報伝達手段の充実と防災意識の啓発に努めます。 ■一人暮らし高齢者や障がいのある人等の要配慮者を把握し、地域の自治会、自主防災組織や地区社協、民生委員・児童委員などと連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備・充実を図るとともに、災害時における支援の仕組みづくりに努めます ■「避難行動要支援者名簿」などの情報について、地域との共有に努めるとともに、その管理・更新を行います。 ■いざという時に近所での助け合いを円滑に行うことができるよう、各地域における自主防災組織の育成に努めるとともに、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の向上を図ります。 ■ハザードマップの効果的な活用をはじめ、障がいのある人や病気の人等に配慮した避難所・避難路の点検・確保に努めます。
②　地域ぐるみの防犯対策の推進	■犯罪を未然に防止するために、防犯灯や街路灯の点検・整備を推進し、一人で歩いても安心な道路環境の整備に努めます。 ■地域の安全は、地域で守ることができるよう、地域と学校やＰＴＡが連携して、パトロール活動や子どもの安全を守る活動を推進します。 ■高齢者等の家庭内外での事故防止対策のために、家屋の改修や地域での見守り活動を推進します。

協働の取り組み

【自助】（市民の役割）

◇防災用品の備蓄、避難方法や避難場所、家の危険箇所の確認などを普段から意識します。

◇家族（離れて生活している子ども達）とも連絡を密にとります。

◇各自ラジオ体操や筋力向上など体力づくりをし、可能な限り自力で移動できるようにします。

◇近隣住民で災害時の要配慮者がいたら、支援者として登録します。

◇支援者は日頃から要配慮者との信頼関係を築き、見守り支援を行います。

【共助】（地域・関係団体の役割）

◇自主防災組織への加入者を増やし、活動を活発化します。

◇自治会などで、災害時に支援が必要な人を把握します。

◇自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等が連携して、地域で災害時に支援の必要な人の把握と情報の共有を進めます。

◇地域のパトロールを行います。

◇消費者トラブルなどの被害にあわないよう、情報を地域の中で共有します。

4 住みやすい生活環境の整備

現状と課題

●誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、福祉サービスなどとともに、道路、公共施設、住環境や交通移動環境のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化など、生活を取り巻く総合的な環境の整備が必要です。

●誰もが安全・安心に通行できるように、交通マナーなどを向上していくことも必要です。

●外出やコミュニケーションなどの支援、障がいのある人の就労に向けた支援など、様々な支援を必要とする人が社会参加しやすい環境整備が必要です。

市民の声（アンケート自由意見より）

◇家の周囲の道路が傷んでいるが、修理の依頼方法がわからない。市役所で地域の苦情や問題点を受ける窓口があるなら、広報などで知らせてほしい。なければぜひ作ってほしい。使用する人が少ない道を放置するのは問題だ。〔60 歳代女性〕

◇体の不自由な人に対しても優しく乗せてもらえるタクシーがあればよいと思います。〔80 歳以上女性〕

施策の方向

① 「ユニバーサルデザインによるまちづくり」の推進	■すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、誰もが自由に活動できるまちづくりを進めるため、「ユニバーサルデザインによるまちづくり」に関する市民・事業者の理解を促進するとともに、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化に取り組みます。 ■バリアフリー新法などの関係法令に基づき、誰もが安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携のもとに道路交通環境や公共交通機関、公園などの整備・改善に努めます。 ■市民や関係機関と連携して、自動車・自転車利用者のマナーや交通ルールの啓発に努めます。 ■社会参加目的などで外出する際に、介助を必要とする人が安心して外出できるよう、各種の外出支援サービスの充実を図ります。

② 快適な居住環境づくりの推進	■公営住宅において、高齢者や障がいのある人にとって暮らしやすい居住環境となるよう、バリアフリー住宅の整備促進に努めます。 ■居住環境のより快適な改善をめざし、住宅のバリアフリー化に関する意義や支援制度・事業についての普及・啓発に努めるとともに、関係者による相談助言体制づくりに努めます。

協働の取り組み

【自助】（市民の役割）

◇高齢者や障がいのある人などに対して、歩道の横断や階段の移動時など、ちょっとした手助けを積極的に行います。

【共助】（地域・関係団体の役割）

◇地域で外出支援の介助ができるボランティアを育成します。

第5章　計画の推進

1　地域ネットワークの強化

地域福祉施策にかかわる団体等の社会資源が十分に活用され、支援を必要とする市民にサービスが的確に届くよう、それぞれの継続的な活動を支援していくとともに、全市的な視野に立って、総合的な支援をめざし、諸活動相互の連携強化を図りながら、重層的な支援のネットワークづくりに努めます。

2　社会福祉協議会との連携強化

地域福祉推進の中心的団体である社会福祉協議会との連携をより密にするとともに、社会福祉協議会の事業を支援することにより、本市の地域福祉を着実に推進します。

3　福祉人材の育成・確保

地域福祉施策の推進のため、職員・保健師などの行政側の人材の確保・育成を図るとともに、ボランティアやＮＰＯなど福祉にかかわる人材の育成・確保に努めます。

4　庁内体制の整備

地域福祉施策の推進のためには、福祉のみならず、保健・医療・福祉・教育・労働など、様々な分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、地域福祉施策の効果的・効率的な推進を図ります。

5　計画の実施状況の点検・評価

計画の進み具合や実施状況を、分かりやすく点検し、その結果を検討し評価をする作業を行う際に、「ＰＤＣＡサイクル」の考え方を利用します。「ＰＤＣＡサイクル」とは、計画（Ｐｌａｎ）を実行（Ｄｏ）し、評価（Ｃｈｅｃｋ）して改善（Ａｃｔｉｏｎ）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのことです。計画の実施状況の点検では、計画推進のための実施方法の検討が（Ｐｌａｎ）で、実施が（Ｄｏ）となります。

このような考えの下で、計画推進のため、「ＰＤＣＡサイクル」によるマネジメントの考え方を活用して、計画の実施状況について、点検・評価を行い、その結果を公表します。

【ＰＤＣＡのイメージ】

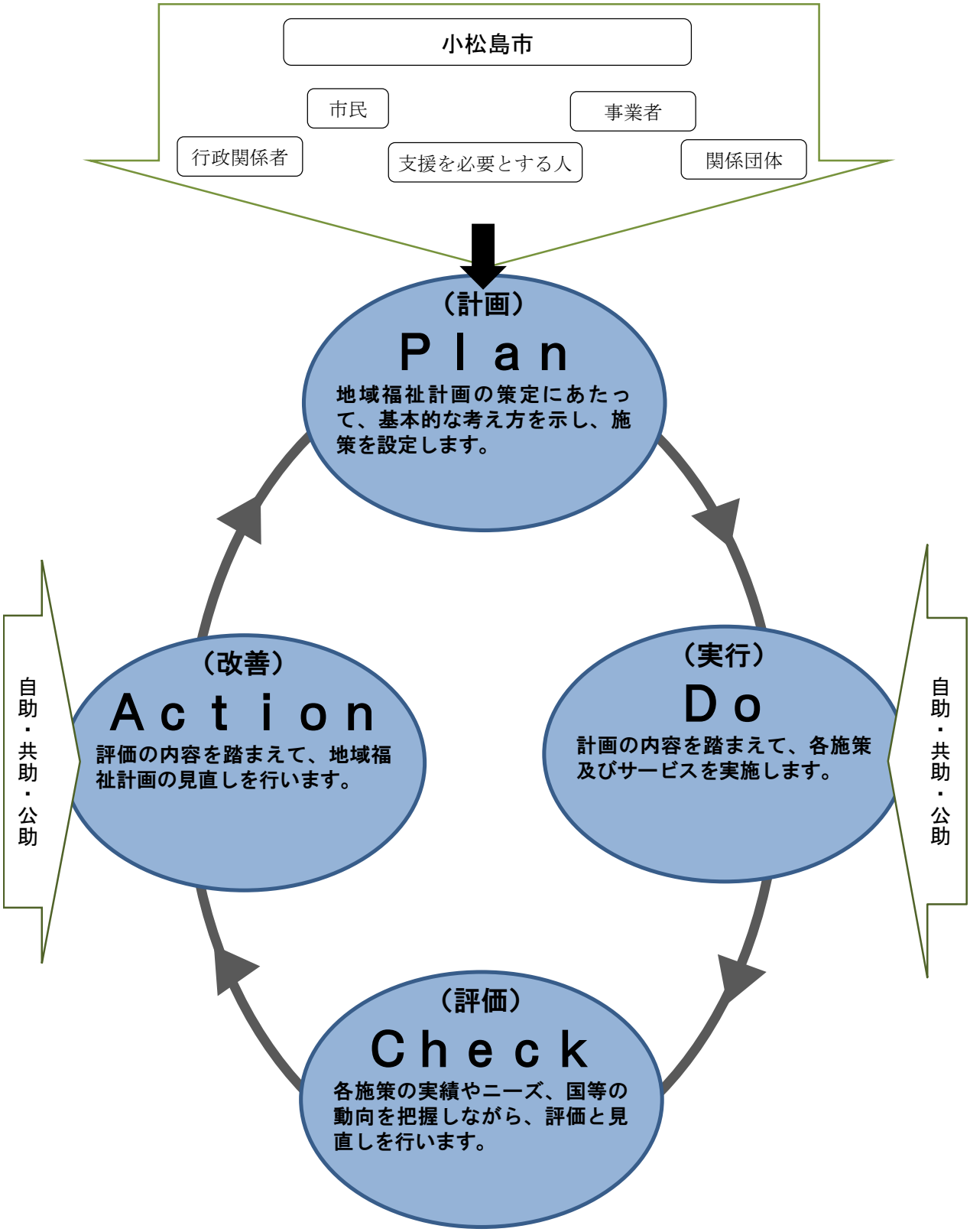
小松島市
市民
事業者
行政関係者
支援を必要とする人
関係団体
（計画）
Ｐｌａｎ
地域福祉計画の策定にあたって、基本的な考え方を示し、施策を設定します。
（実行）
Ｄｏ
計画の内容を踏まえて、各施策及びサービスを実施します。
（評価）
Ｃｈｅｃｋ
各施策の実績やニーズ、国等の動向を把握しながら、評価と見直しを行います。
（改善）
Ａｃｔｉｏｎ
評価の内容を踏まえて、地域福祉計画の見直しを行います。
自助・共助・公助
自助・共助・公助

第6章　資料編

1　小松島市地域福祉計画策定協議会設置要綱

（設置）
第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条に規定する地域福祉計画（以　下「計画」という。）を策定するにあたり，計画案を検討するため，小松島市地域福祉　計画策定協議会（以下「策定協議会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　策定協議会の所掌事項は，次のとおりとする。
（１）　計画の案の策定に関すること。
（２）　計画を策定するために必要な調査及び研究に関すること。
（３）　その他，計画策定に関し必要と認められる事項に関すること。
（組織）
第３条　策定協議会は，委員２０人以内をもって組織する。
２　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　学識経験を有する者
（２）　地域福祉に関係する機関又は団体を代表する者
（３）　公募による者
（任期）
第４条　委員の任期は，委嘱の日から第８条に定める報告を終えたときまでとする。
（会長及び副会長）
第５条　策定協議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は，委員の互選によりこれを定める。
３　会長は，策定協議会を代表し，会務を総理する。
４　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務　を代理する。
（会議）
第６条　策定協議会の会議は，必要に応じて会長が招集し，その議長となる。
２　会長は，必要と認めたときは，委員以外の者に会議への出席を求め，その意見を聴く　ことができる。
（検討部会）
第７条　策定協議会の所掌事務を補佐するため，策定協議会に検討部会を置く。
２　検討部会は，部会長及び部会員をもって構成する。
３　部会長は，小松島市福祉事務所長（以下「所長」という。）をもって充てる。
４　部会員は，小松島市職員のうちから所長が指名する者及び小松島市社会福祉協議会が推薦する者をもって充てる。
５　検討部会は，部会長が招集し，その議長となる。

（報告）
第８条　会長は，第２条に規定する計画案の策定等が終了したときは，その結果を市長に　報告するものとする。
（庶務）
第９条　策定協議会の庶務は，介護福祉課において処理する。
（その他）
第１０条　この要綱に定めるもののほか，策定協議会の運営に関し必要な事項は，会長が　別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は，平成２７年７月２１日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱の施行の日以後，最初に開かれる会議は，第６条第１項の規定にかかわらず，市長が招集する。

2 小松島市地域福祉計画策定協議会委員名簿

	所属機関、団体等	職　名	氏　名
会　長	小松島市社会福祉協議会	会長	稲田　米昭
副会長	徳島文理大学保健福祉学部	准教授	古川　明美
委　員	一般公募	市民	若林　勝弘
委　員	小松島市医師会	会長	藤野　和也
委　員	小松島市地区社協会長会	代表	尾本　廣樹
委　員	小松島市老人クラブ連合会	会長	岩佐　敞
委　員	小松島市民生・児童委員連絡協議会	会長	前田　淳介
委　員	小松島市連合婦人会	会長	畠山　ツミ子
委　員	小松島市母子寡婦福祉連合会	会長	福野　伸江
委　員	小松島市自主防災連合会	会長	前田　久
委　員	小松島市シルバー人材センター	常務理事	大森　茂徳
委　員	小松島市身体障害者連合会	理事	八百原　義正
委　員	小松島市手をつなぐ親の会	会長	長樂　千英子
委　員	花みずき家族会	会長	上地　利夫
委　員	徳島県東部保健福祉局徳島保健所	所長	大木元　繁
委　員	小松島市社会福祉協議会地域包括支援センター	事務局次長	佐藤　光太郎
委　員	小松島市	副市長	木村　正樹
委　員	小松島市	教育長	槇野　和幸
委　員	小松島市	政策監	青木　洋一

3 アンケート調査結果

（１）調査概要

① 調査方法　　郵送配布－郵送回収

② 調査期間　　平成２７年 11 月 9 日～11 月 27 日

③ 調査対象者及び回収状況

調査種別	調査対象者	標本数	回収数	回収率
市民意識調査	小松島市居住の２０歳以上の方（平成 27 年 10 月 31 日現在）	2,000 人	859 人	43.0%
団体アンケート	市内で地域福祉活動を実施している各種団体	18 団体	17 団体	94.4%

④ 留意点

ア　グラフ中の「Ｎ（Number of case の略）」はその質問の該当者数を表しており、回答率（％）は、そのＮを基数として算出した。

イ　集計結果はすべて、小数点以下第 2 位を四捨五入しており、比率の数値の合計が 100.0%ちょうどにならない場合がある。

ウ　複数回答の設問はすべての比率を合計すると 100.0%を超えることがある。

（２）市民意識調査結果

【１．あなたご自身について】

Ｆ１　あなたの性別は。

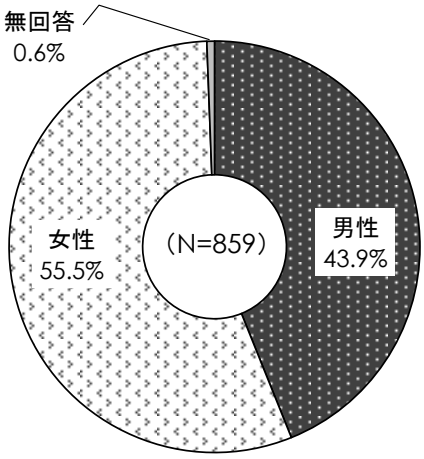

Ｆ２　あなたのお年は。

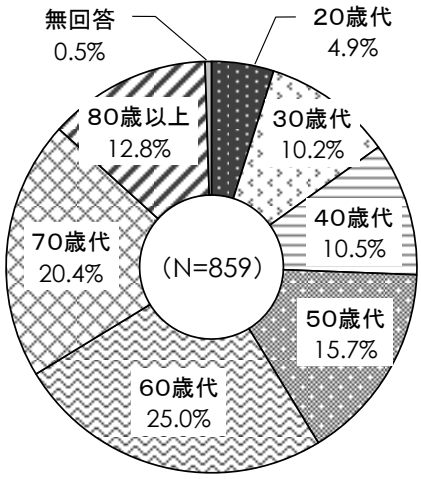

Ｆ３　あなたの健康状態は。（○は１つ）

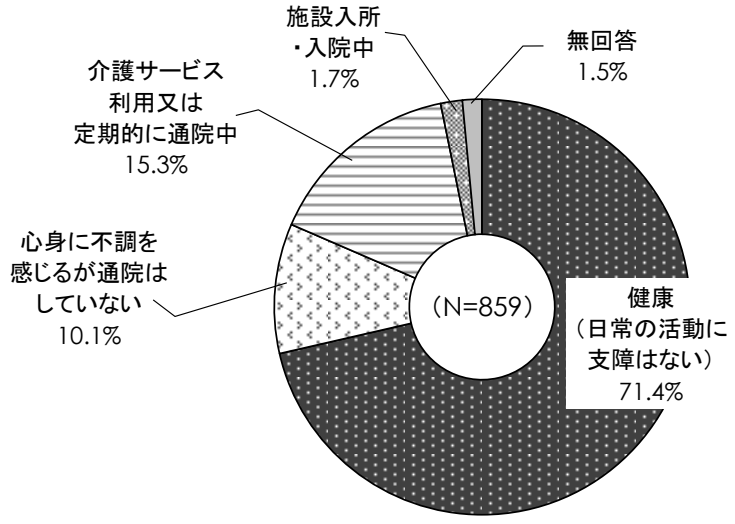

Ｆ４　あなたの主なお仕事は。（○は１つ）

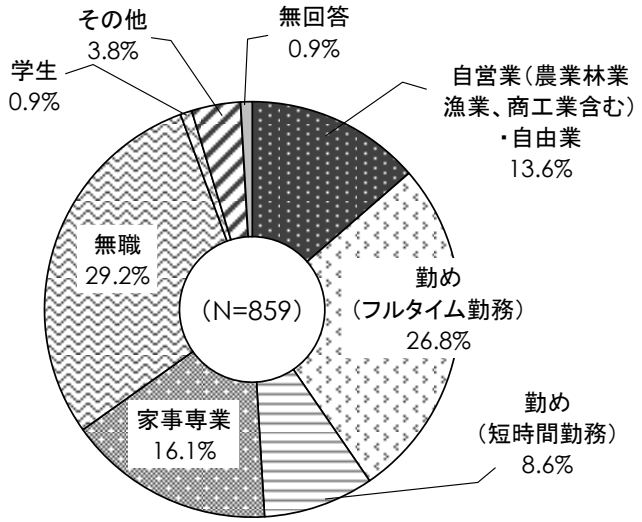

Ｆ５　お宅のご家族はこのように分類した場合どれにあてはまりますか。（○は１つ）

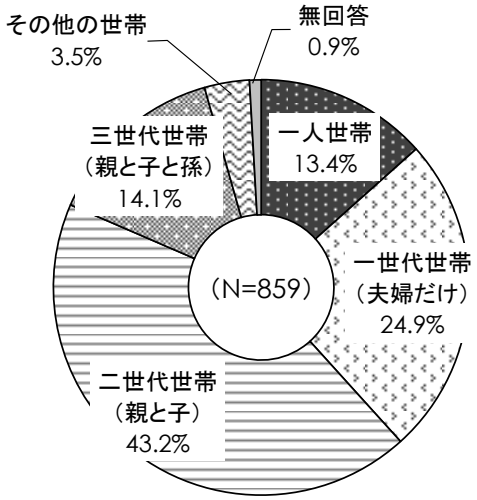

Ｆ６　あなたの現在のお住まいの校区は次のどれにあてはまりますか。（○は１つ）

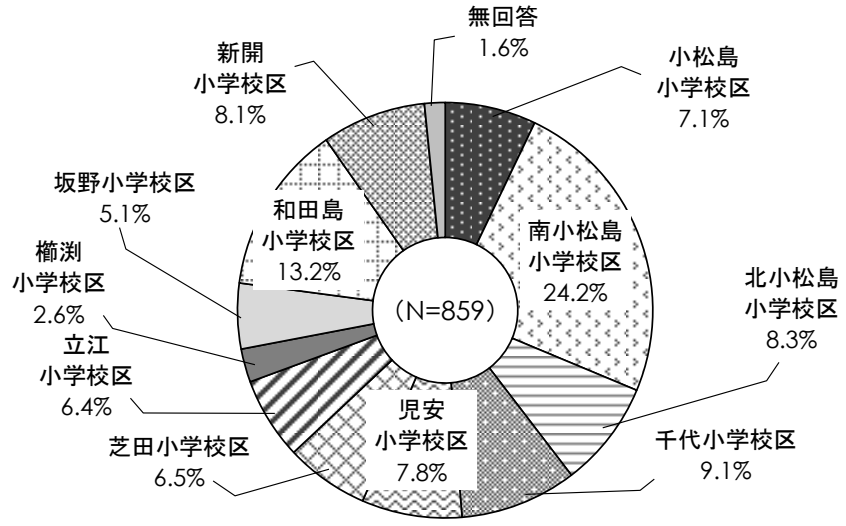

Ｆ７　あなたの現在のお住まいの地区での居住年数は。（○は１つ）

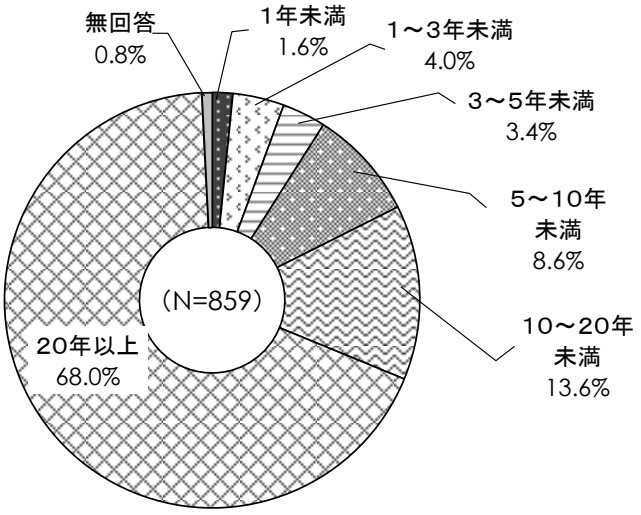

【２．地域での付き合いについて】

問１　あなたは、ご近所での付き合いをどの程度していますか。（○は１つ）

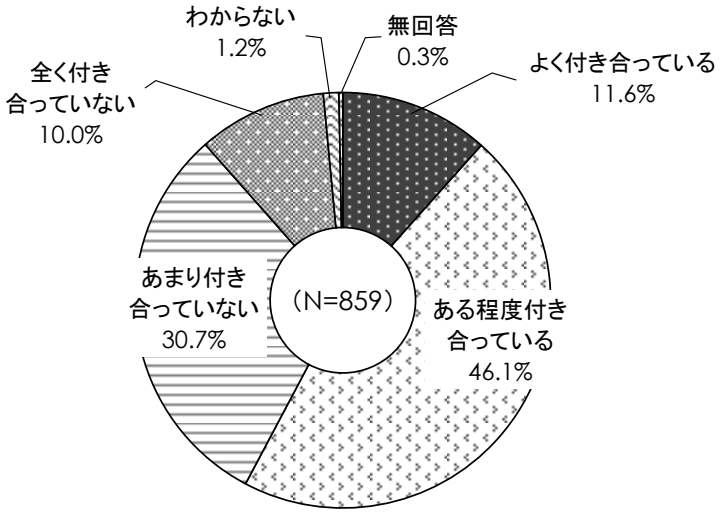

問２　ご近所での付き合いは、どの程度が望ましいと思いますか。（○は１つ）

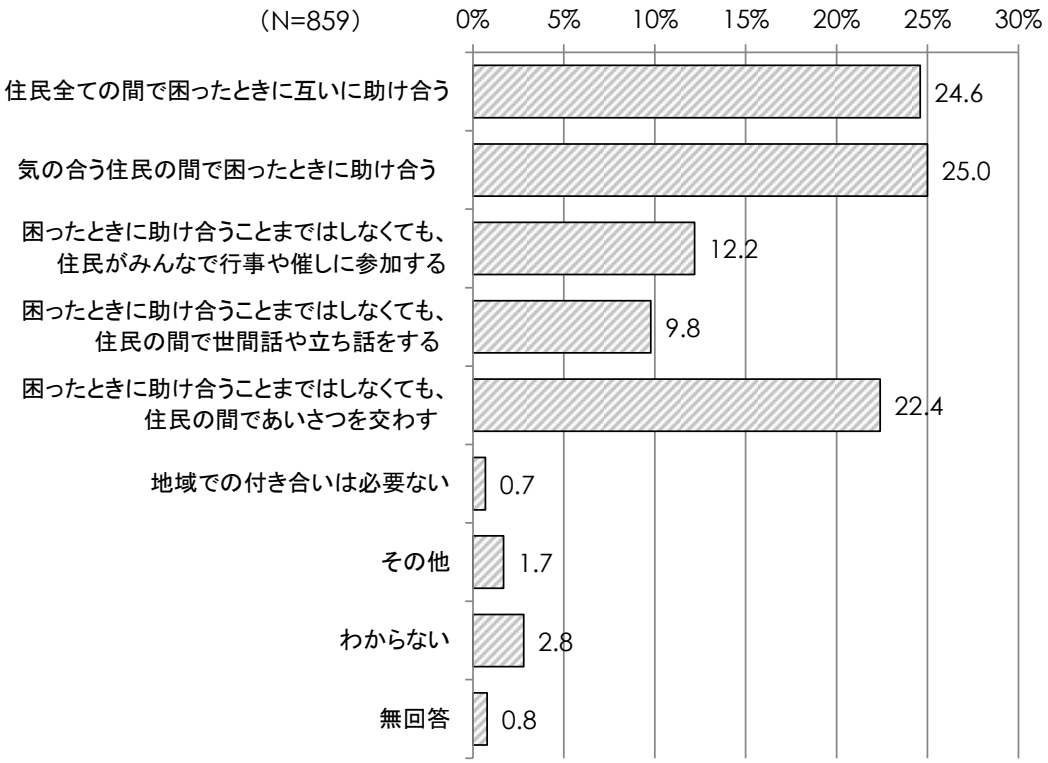

問３　あなたがお住まいの地域では、地域住民同士の助け合いや支え合いによる自治活動や生活支援などが行われていますか。（○は１つ）

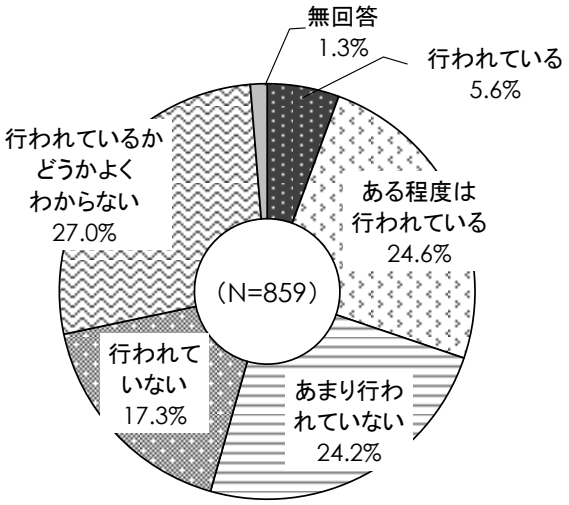

問４　地域住民同士の助け合いや支え合いによる自治活動や生活支援についておたずねします。次の問について、下の選択肢の中からあてはまる番号を選んでください。

（1）過去一年間に近所の人に対し、手助け・手伝いをした経験（下の選択肢からいくつでも）

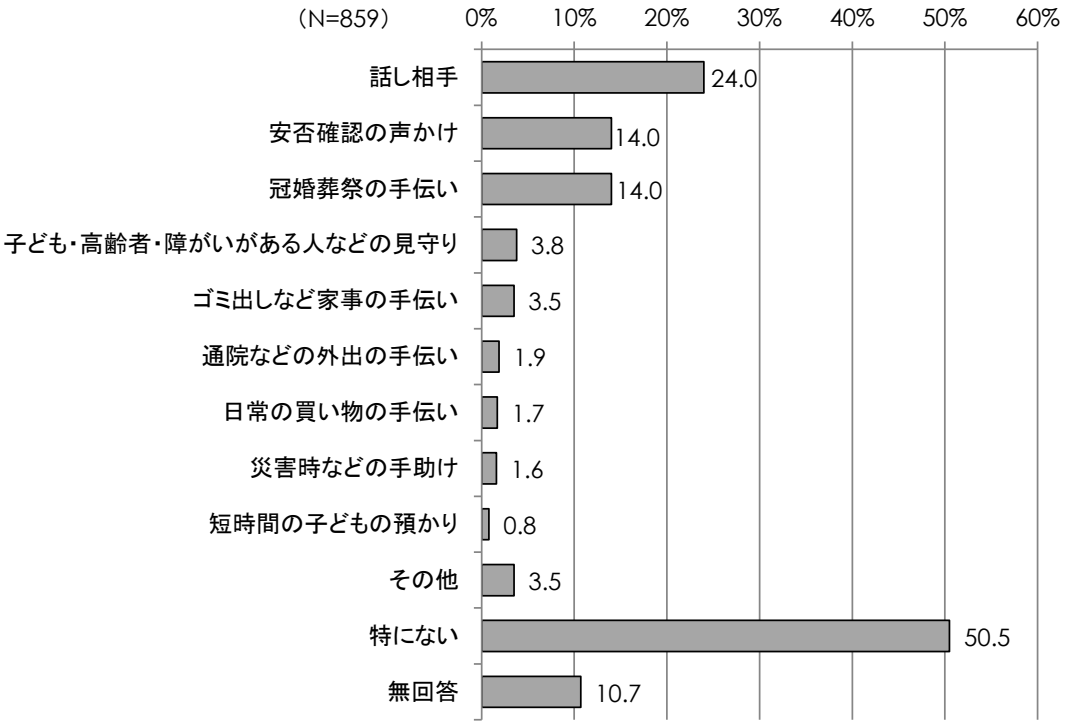

（２）あなたやご家族が日常生活が不自由になったとき、地域でしてほしい手助け・手伝い（下の選択肢からいくつでも）

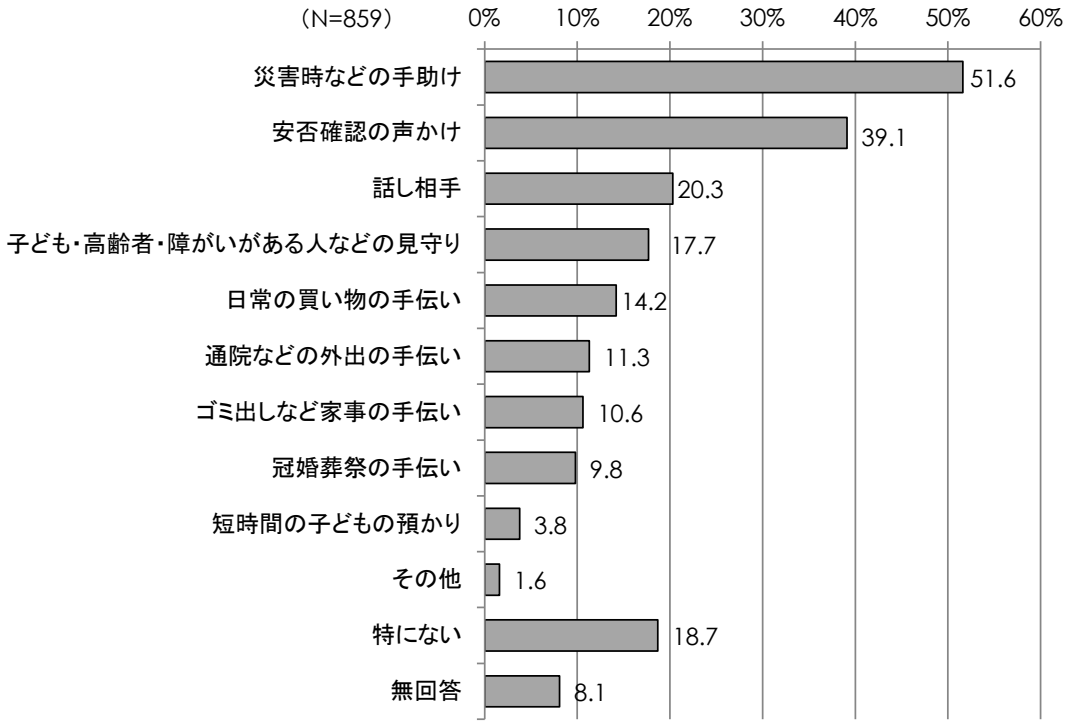

（３）近所に、介助・介護、子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたができる手助け・手伝い（下の選択肢からいくつでも）

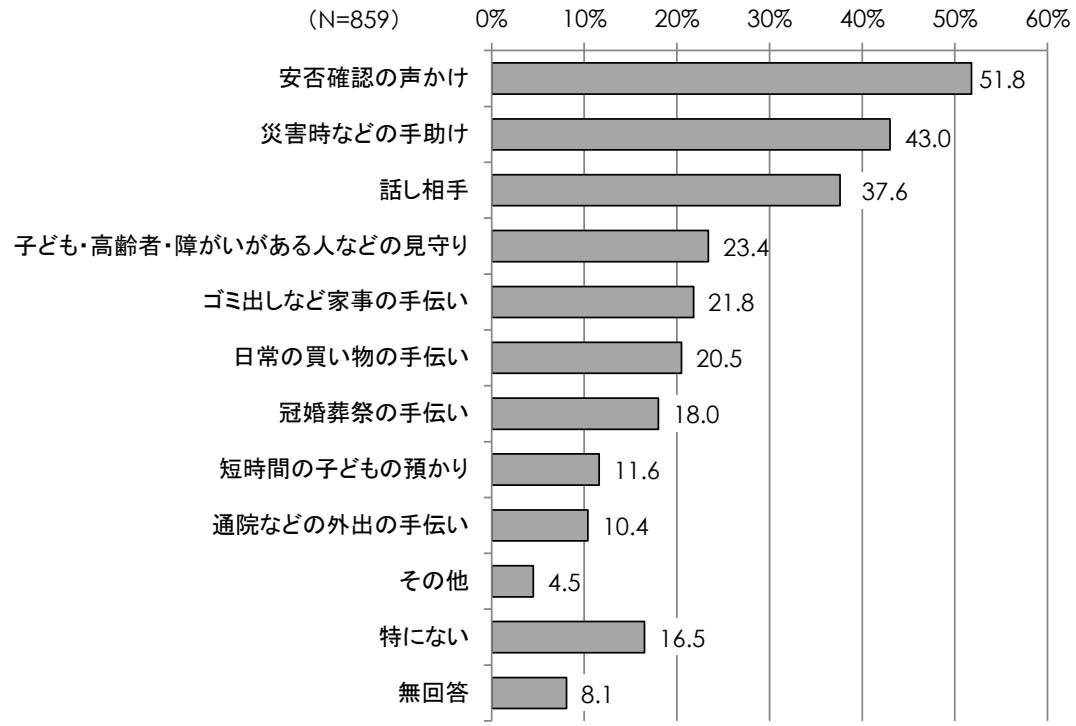

【３．悩みの相談や福祉情報について】

問５　あなたが生活上の問題で相談や助けを必要とするとき、だれに手助けを頼みたいですか。（○はいくつでも）

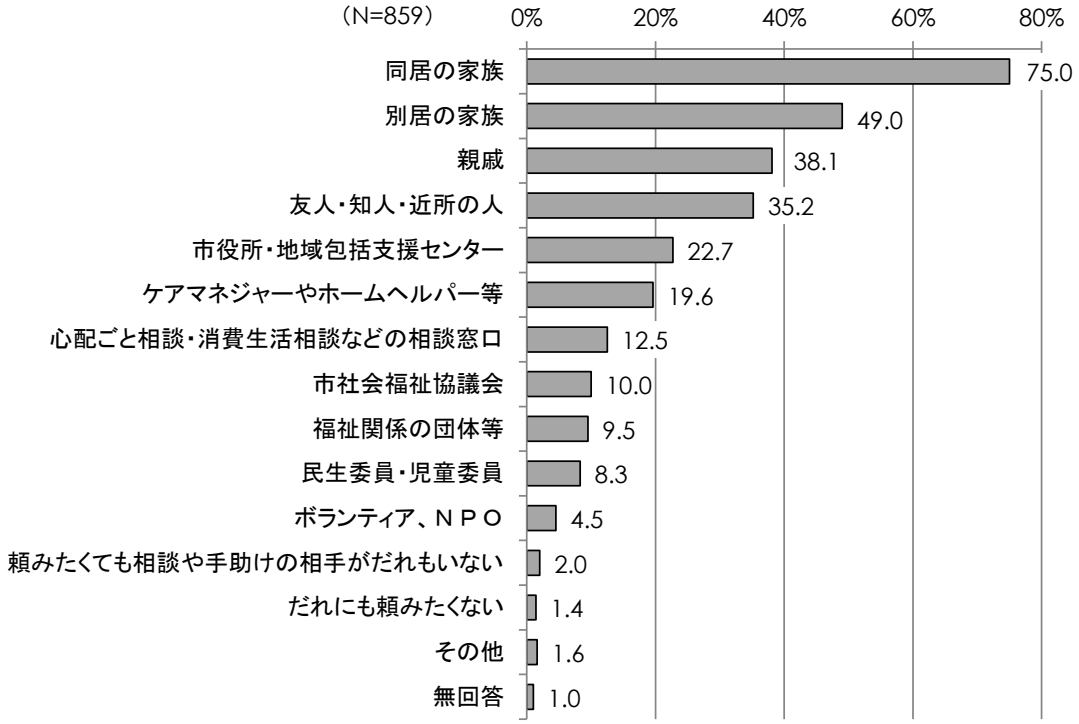

問６　あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。
（○はいくつでも）

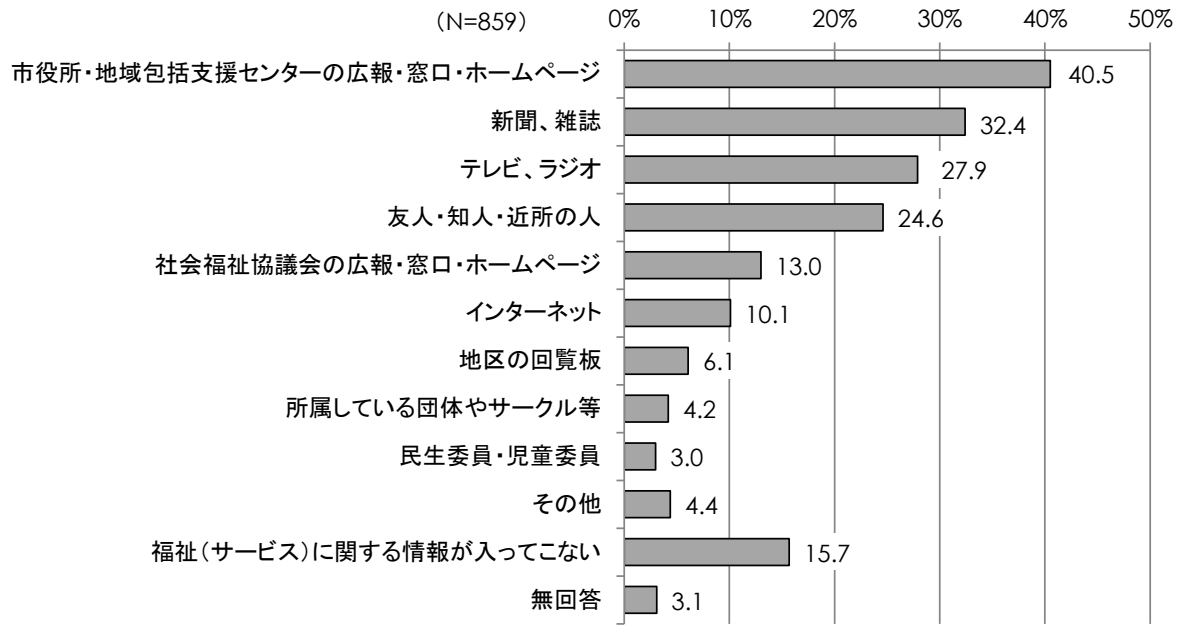

【４．地域福祉の現状について】

問７　あなたは、住み慣れた地域で生活していく上で、心配していることは何ですか。（○はいくつでも）

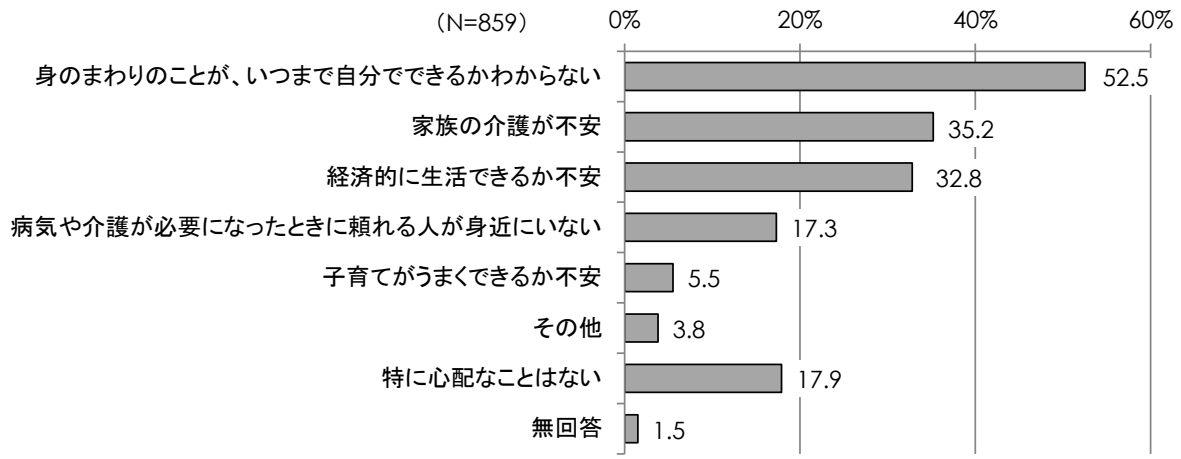

問８　現在、あなたがお住まいの地域やその周辺では、安心して生活していく上で、どのような問題や課題があると感じていますか。（○はいくつでも）

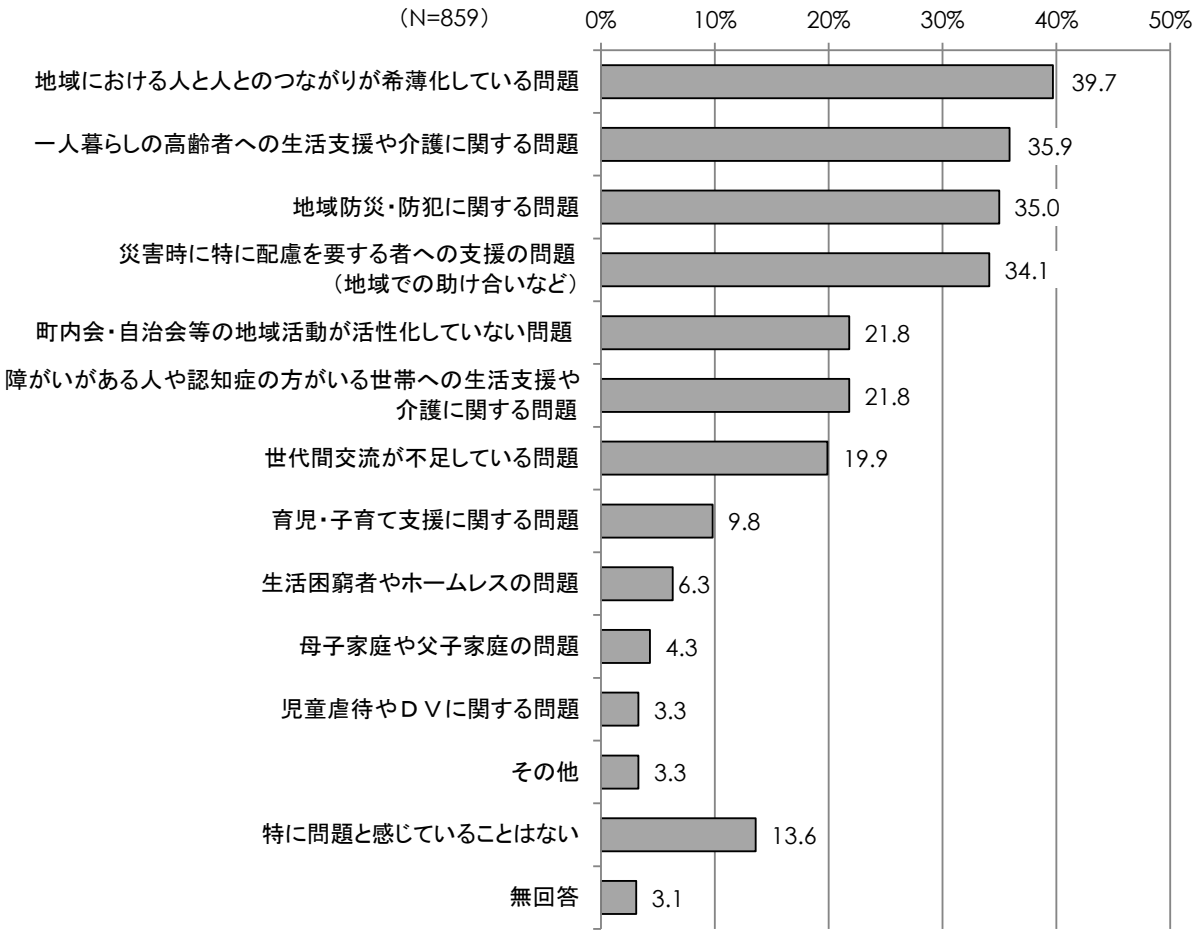

問９　地域や社会からの孤立を防ぐためにどんな取り組みが有効だと考えられますか。（○はいくつでも）

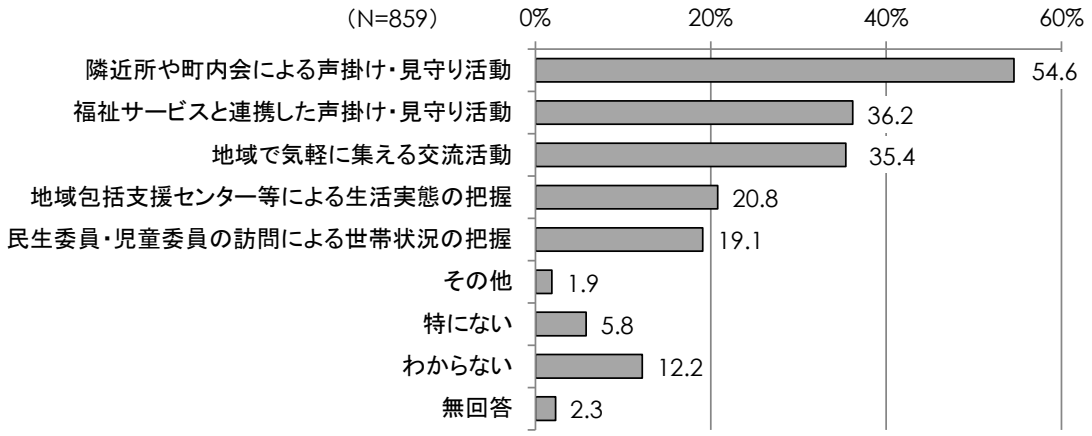

問 10　あなたは、地域内での行事や活動に参加していますか。（○は１つ）

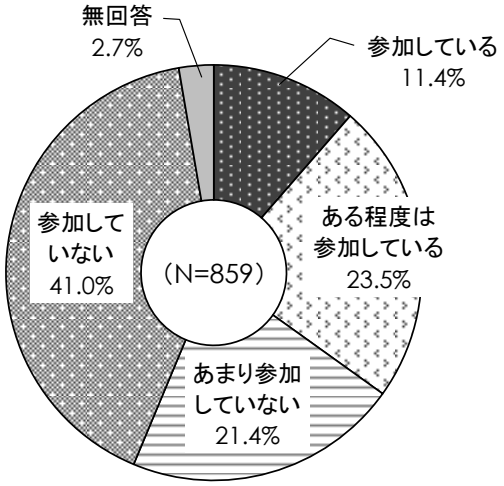

【問 10 で「参加している」または「ある程度は参加している」と答えた方】
問 10－1　あなたはどのような行事や活動に参加していますか。（○はいくつでも）

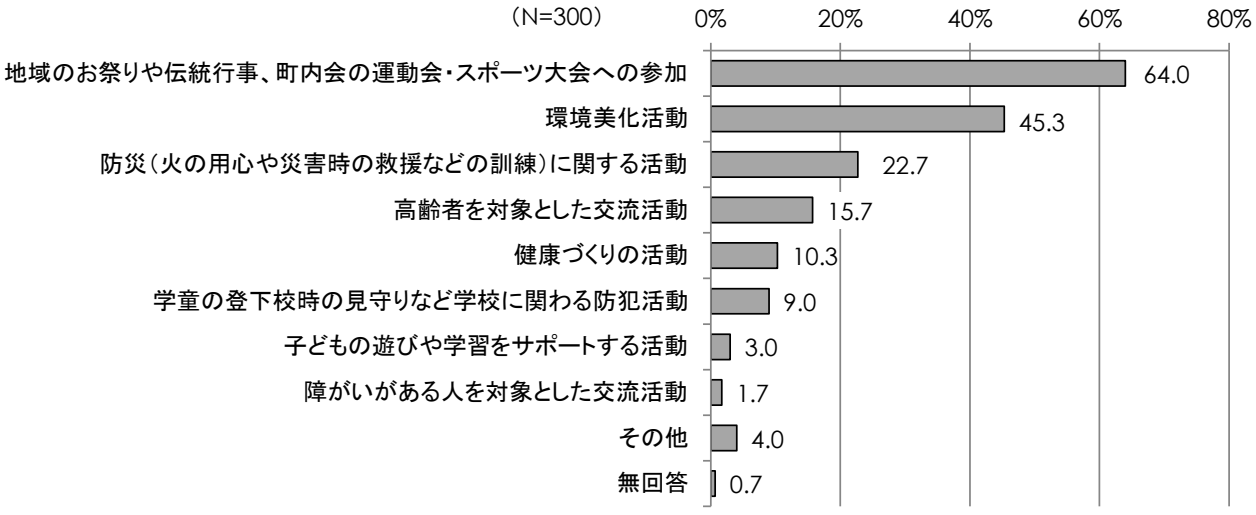

【問 10 で「あまり参加していない」または「参加していない」と答えた方】
問 10－２　あなたが参加していない理由を教えてください。（○はいくつでも）

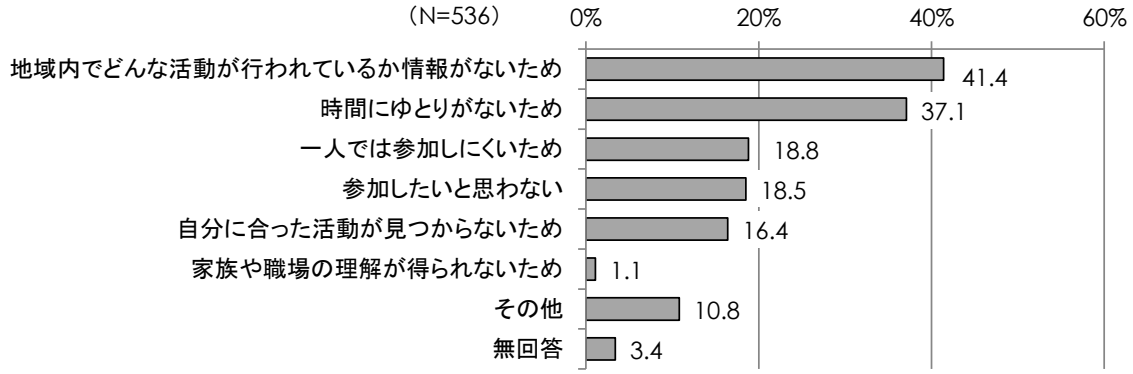

問 11　あなたは、住民同士の助け合いや支え合いによる自治活動や生活支援を活発にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は２つまで）

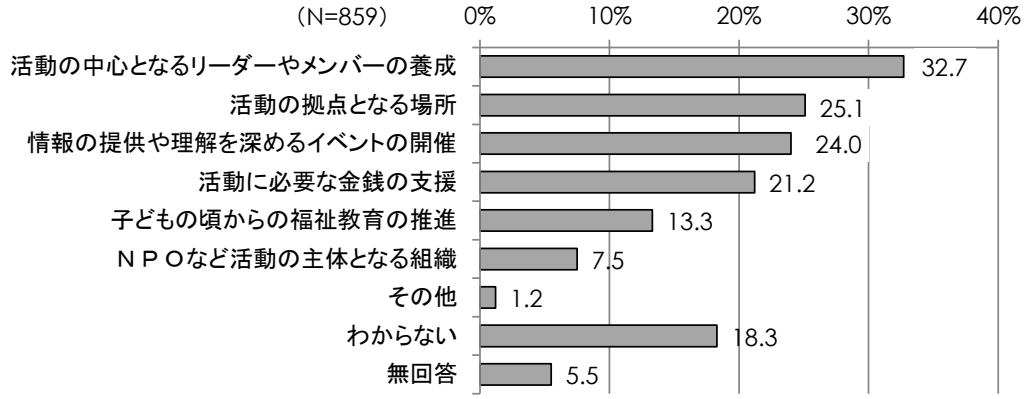

問 12　あなたは、ボランティア活動に参加していますか。または、参加したいと思いますか。（○は１つ）

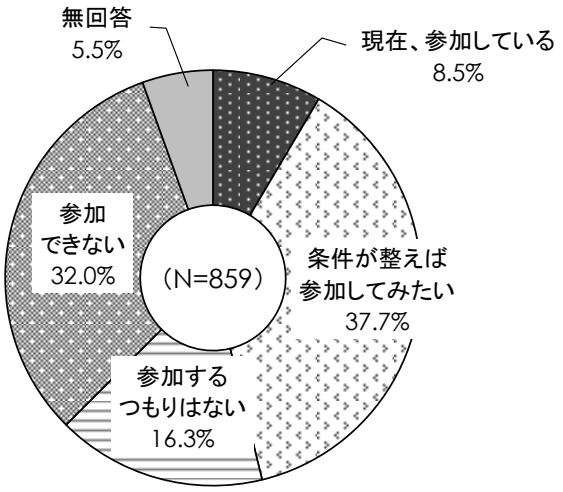

【問 12 で「現在、参加している」と答えた方】
問 12－１　あなたが参加しているボランティア活動はどんな活動ですか。
（○はいくつでも）

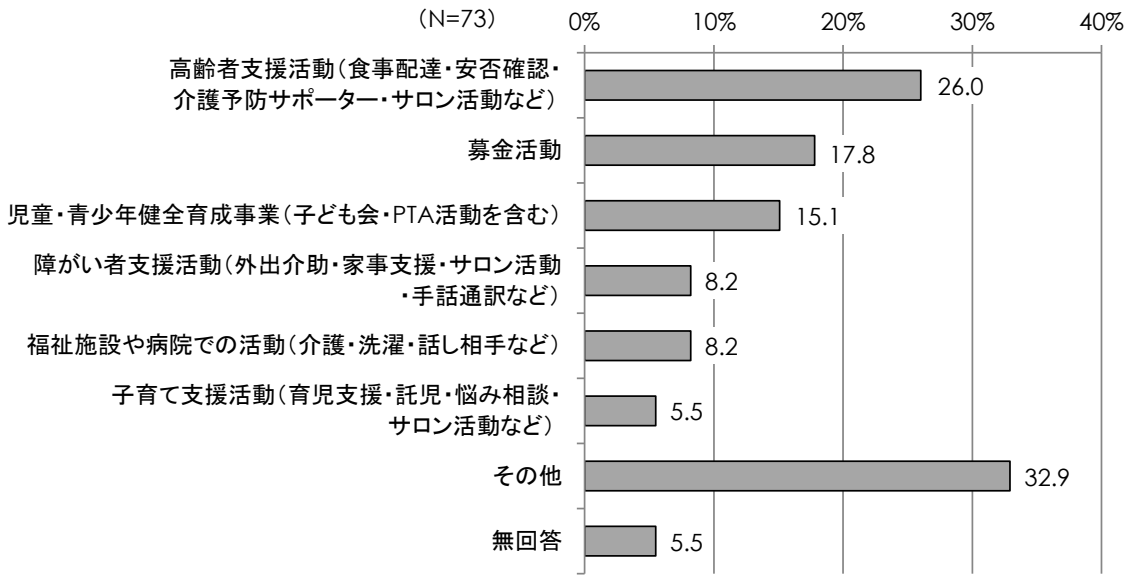

【問 12 で「現在、参加している」と答えた方】
問 12－２　あなたがボランティア活動に参加したきっかけは何ですか。（○はいくつでも）

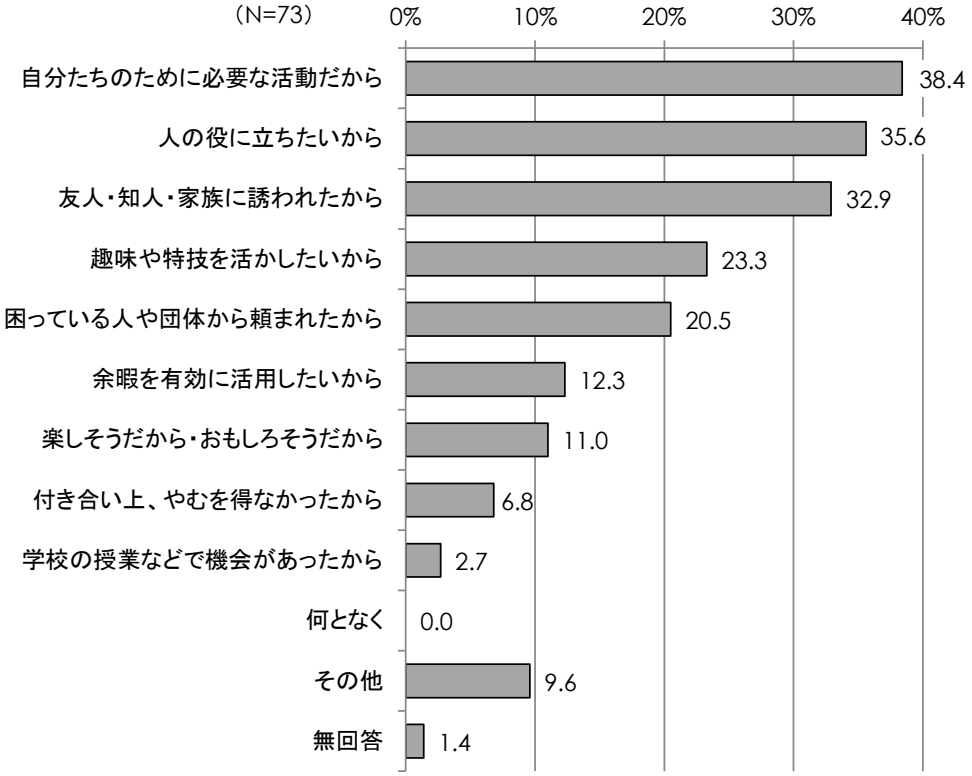

【問 12 で「条件が整えば参加してみたい」と答えた方】

問 12－３　どのような条件が整えば、ボランティア活動に参加したいと思いますか。

（○はいくつでも）

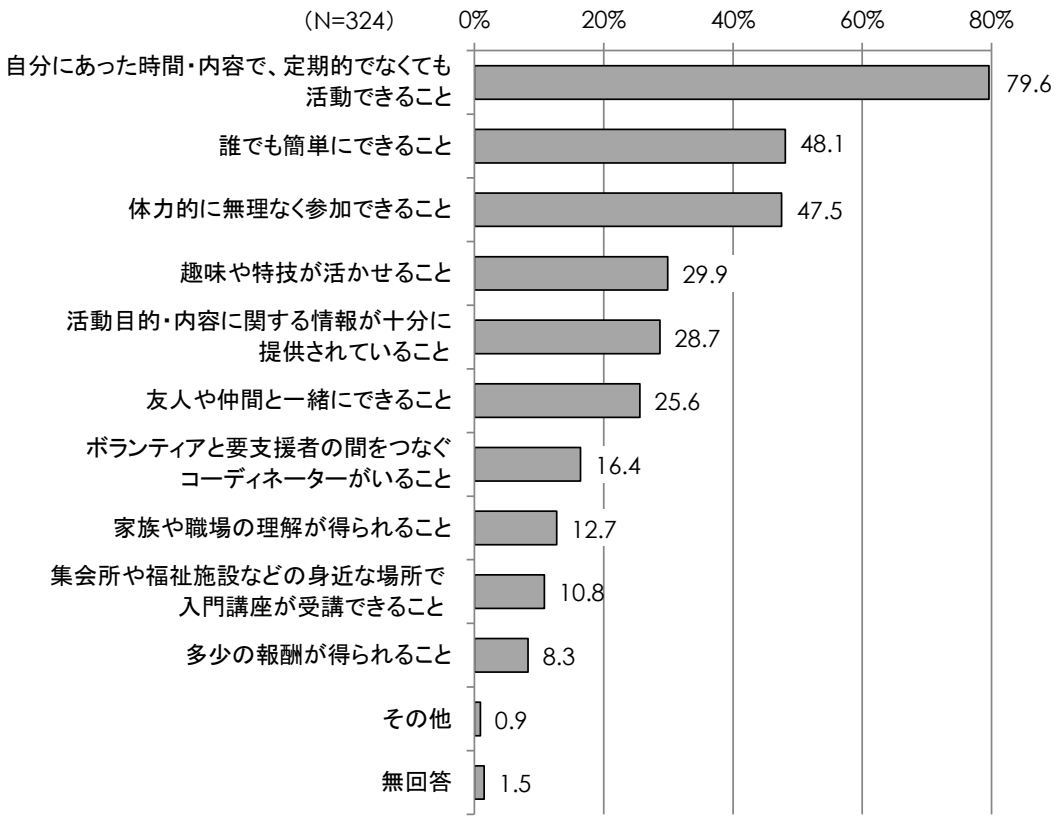

【問 12 で「参加するつもりはない」または「参加できない」と答えた方】

問 12－４　あなたが参加するつもりはない、または参加できない理由を教えてください。

（○はいくつでも）

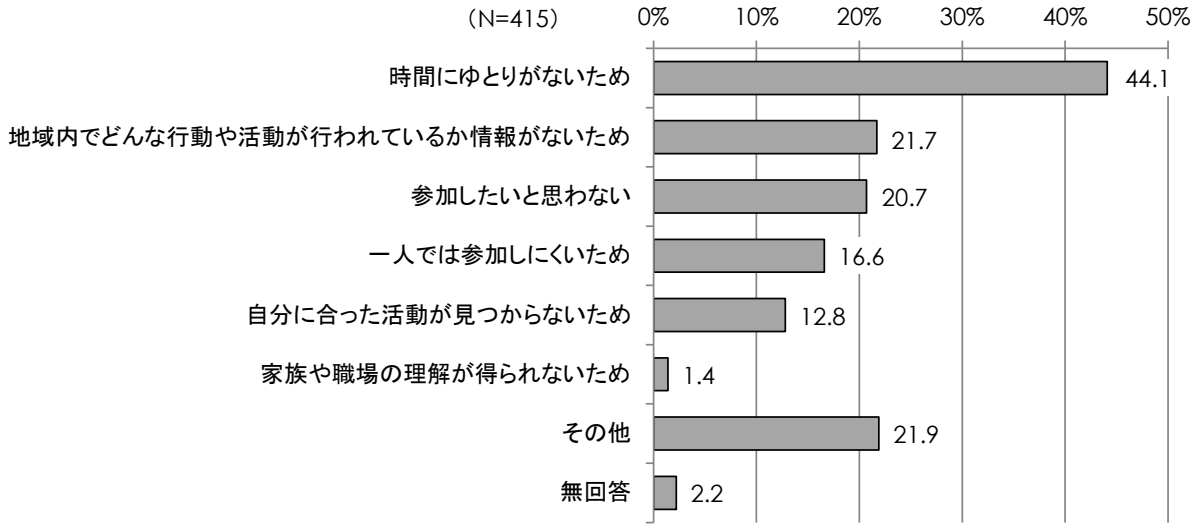

問 13　あなたは、日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っていますか。それとも、あまりそのようなことは考えていませんか。（○は１つ）

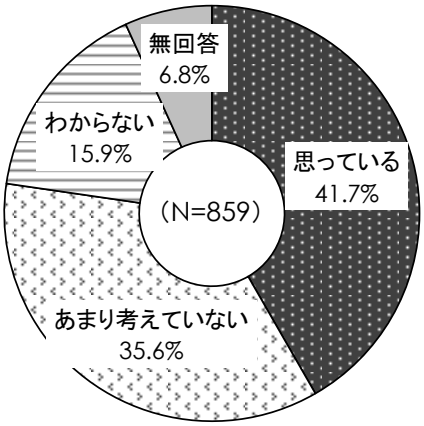

【問 13 で「思っている」と答えた方】

問 13－１　何か社会のために役立ちたいと思っているのはどのようなことですか。

（○はいくつでも）

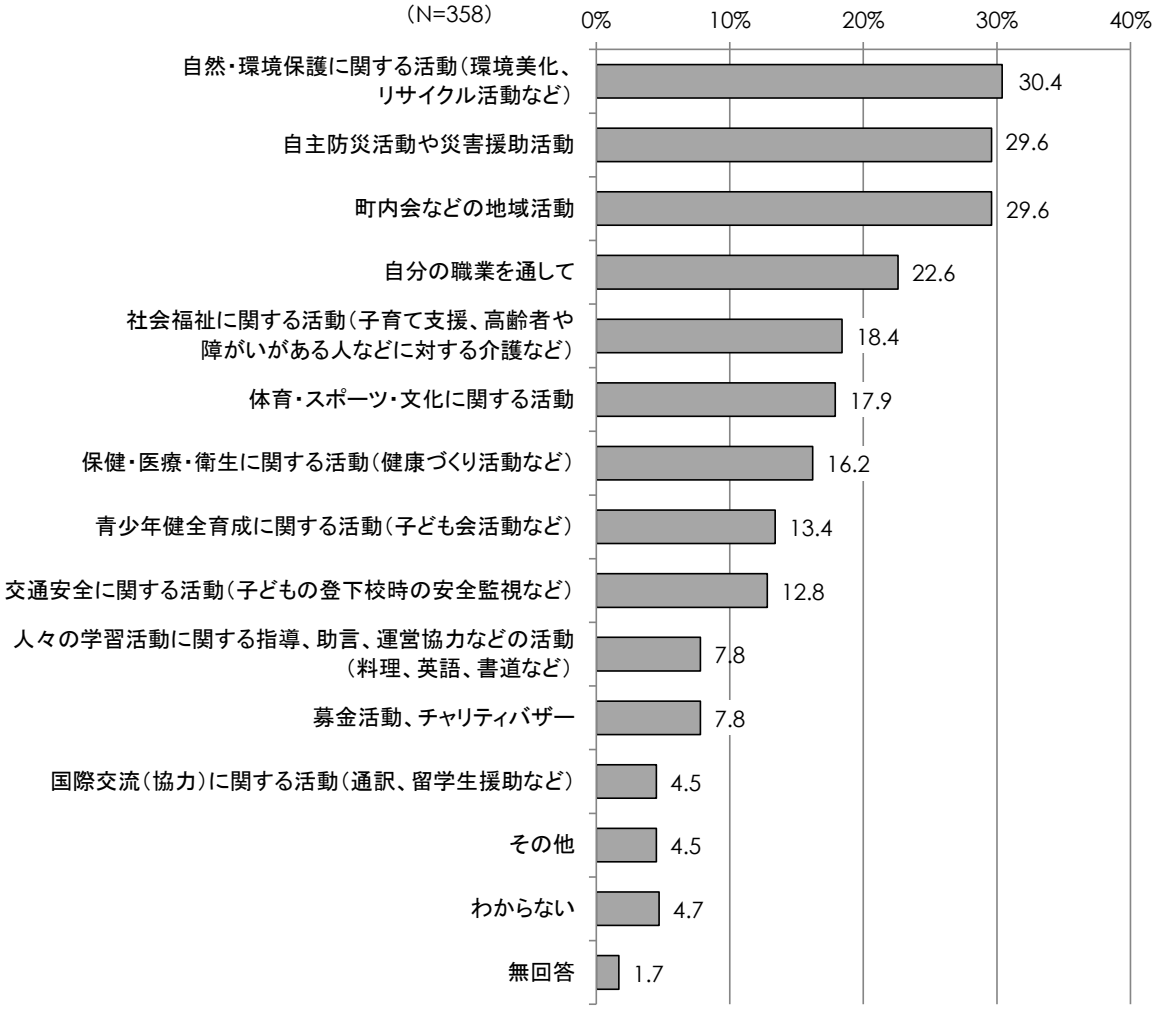

【５．社会福祉協議会の活動について】

問 14　あなたは、小松島市社会福祉協議会を知っていましたか。（○は１つ）

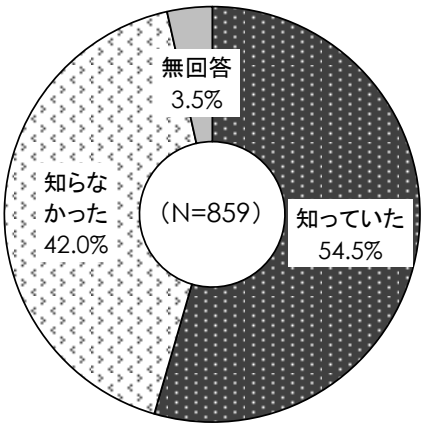

問 15　社会福祉協議会の活動で、今後どのような分野での役割を期待しますか。
（○は３つまで）

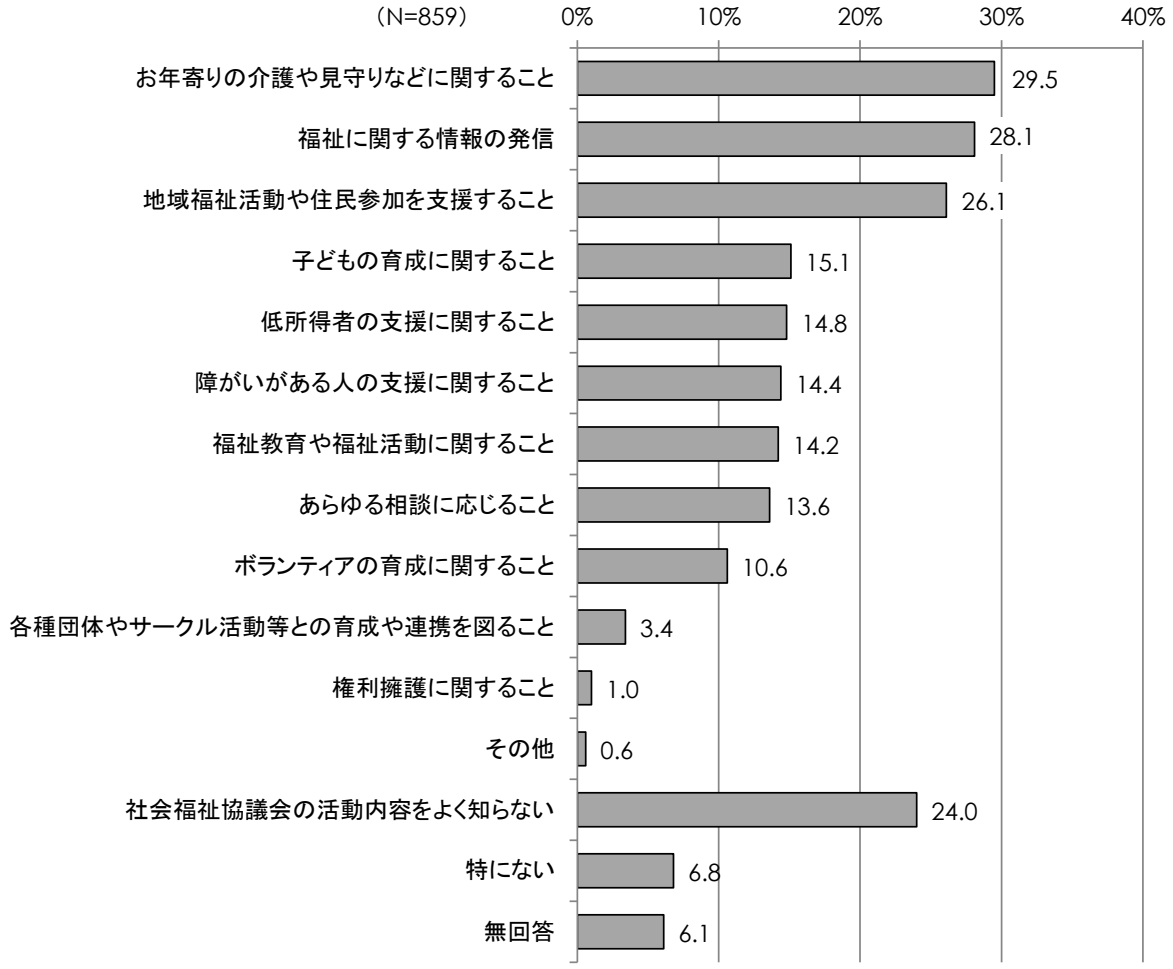

問 16　あなたは、民生委員・児童委員をご存じですか。（○は１つ）

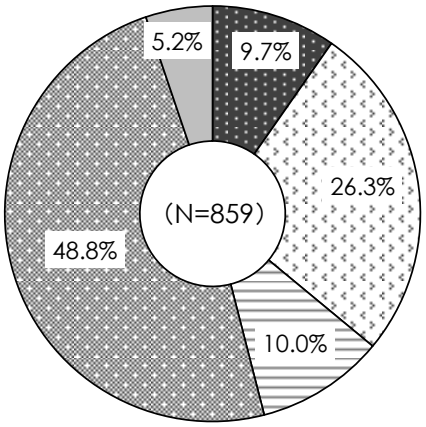

■民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか知っており、自分の地区の担当民生委員・児童委員も知っている

▨民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか知っているが、自分の地区の担当民生委員・児童委員は知らない

□民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか分からないが、自分の地区の担当民生委員・児童委員は知っている

▩民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか分からないし、自分の地区の担当民生委員・児童委員を知らない

▫無回答

【６．市に期待することについて】

問 17　南海トラフ地震等が懸念される中で、災害時における地域の助け合いは非常に重要なことです。あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。（○は２つまで）

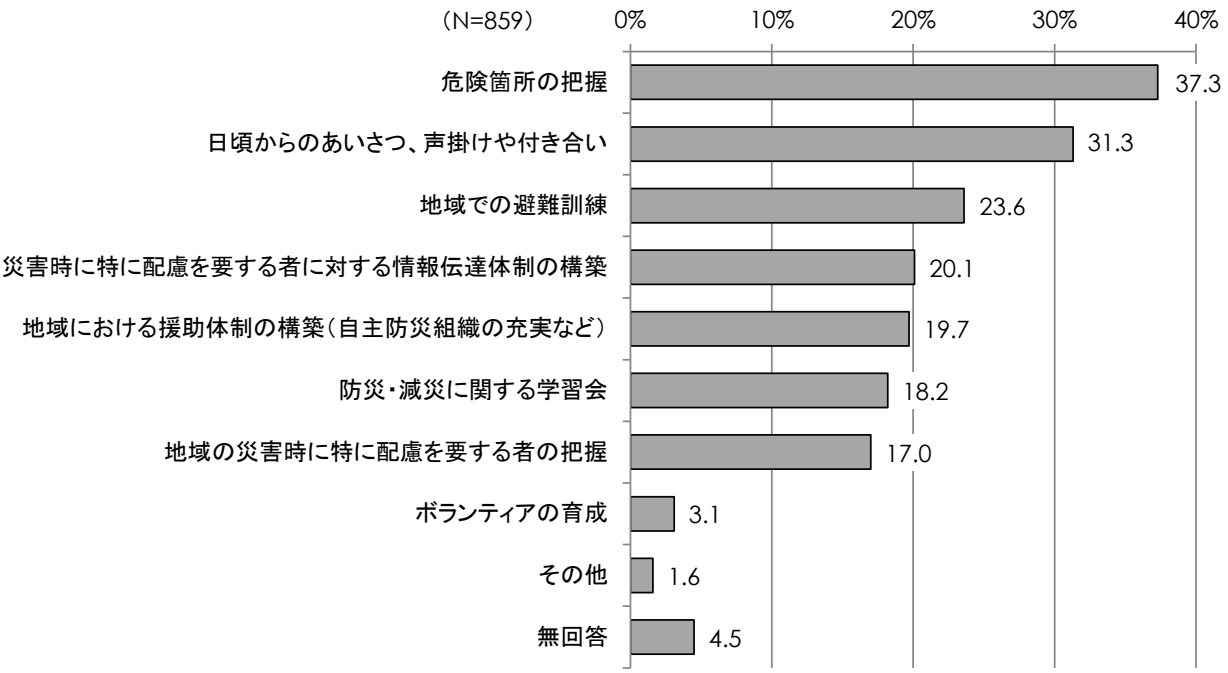

問 18　あなたは、市が保有する高齢者や障がいがある人の情報を、防災や防犯のために、他の部局や自主防災・防犯組織などの関係団体と共有することについてどのように考えますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。（○は１つ）

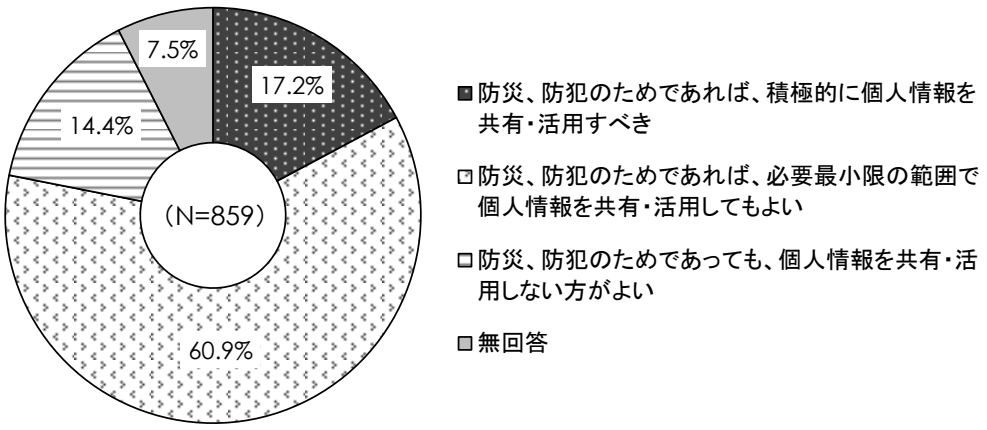

問 19　あなたは、小松島市が助け合いのある思いやりのあるまちだと感じますか。
（○は１つ）

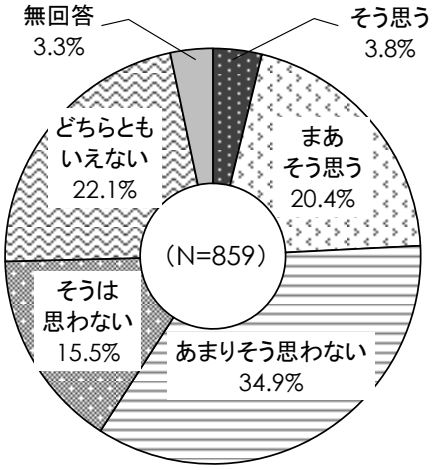

問 20　今後、日常生活上困ったことがあっても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、行政はどのような施策を行っていくべきだと思いますか。
（○はいくつでも）

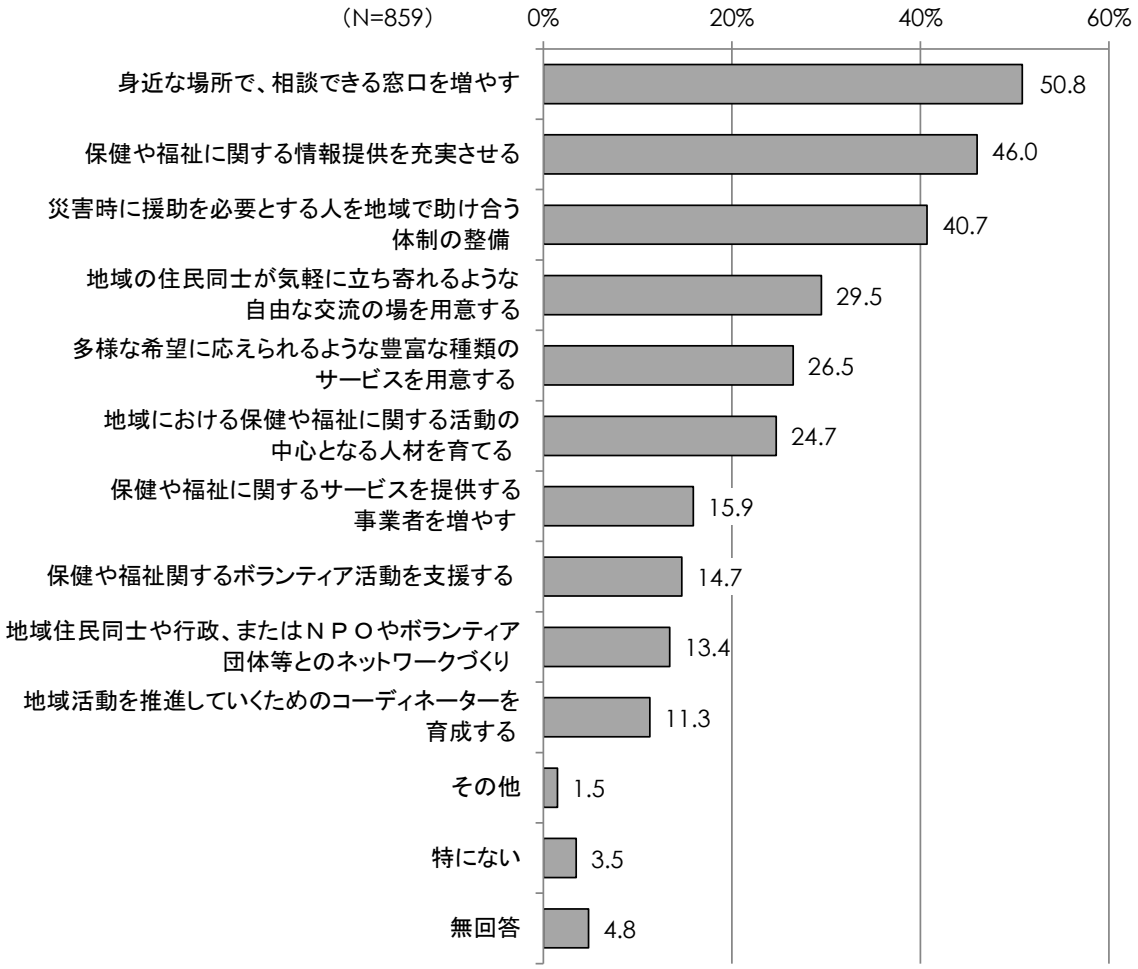

（３）団体アンケート結果

【１．貴団体の活動について】

Ｆ２　活動の分野（○はいくつでも）

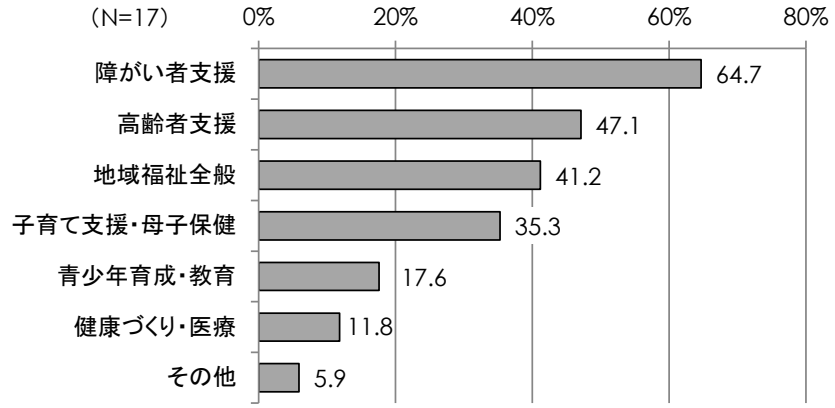

Ｆ３　活動の対象者（○はいくつでも）

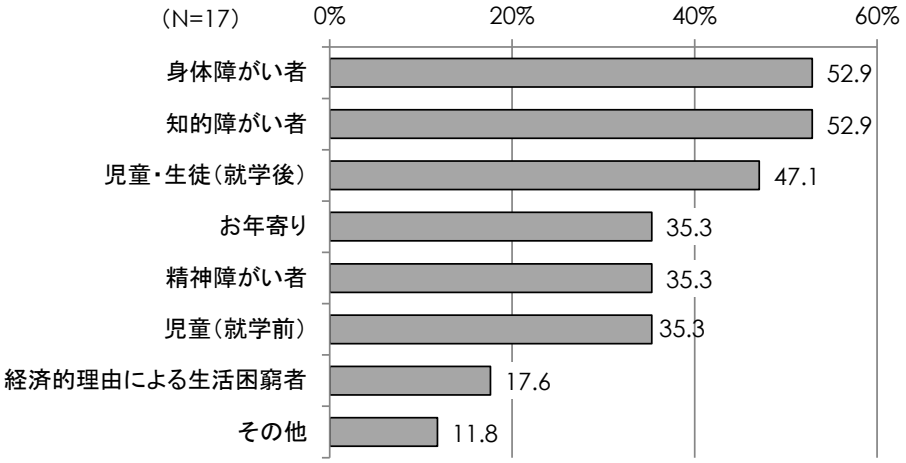

Ｆ５　地域福祉活動への取組の仕方（○は１つ）

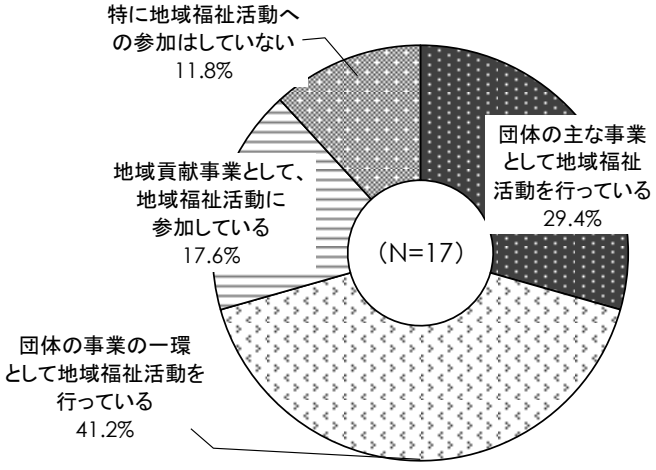

Ｆ６　活動を進めるにあたっての問題点・課題（○はいくつでも）

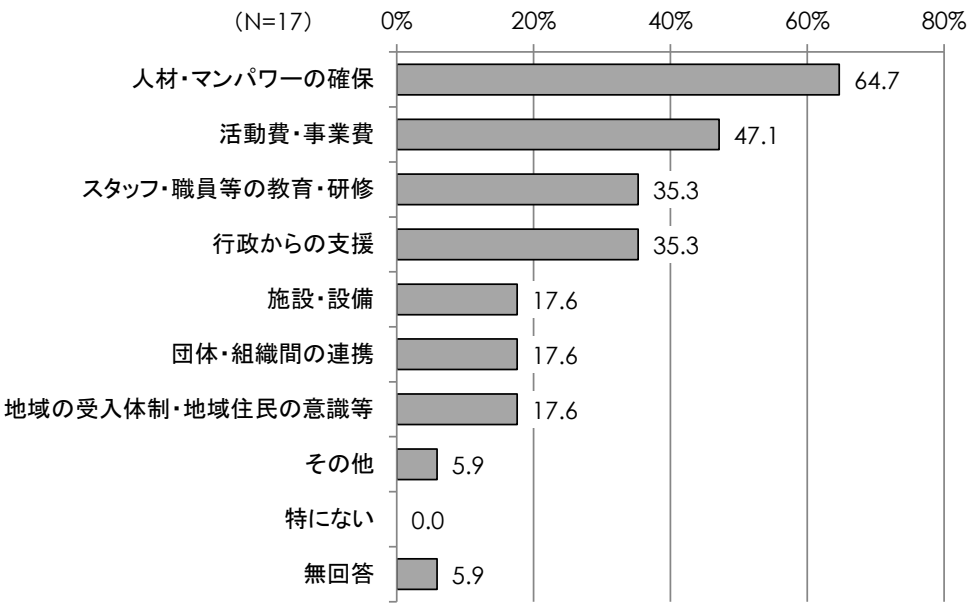

【２．地域福祉の状況について】

問１　貴団体の周辺地域にはどのような福祉の問題や課題があると感じていますか。
（○はいくつでも）

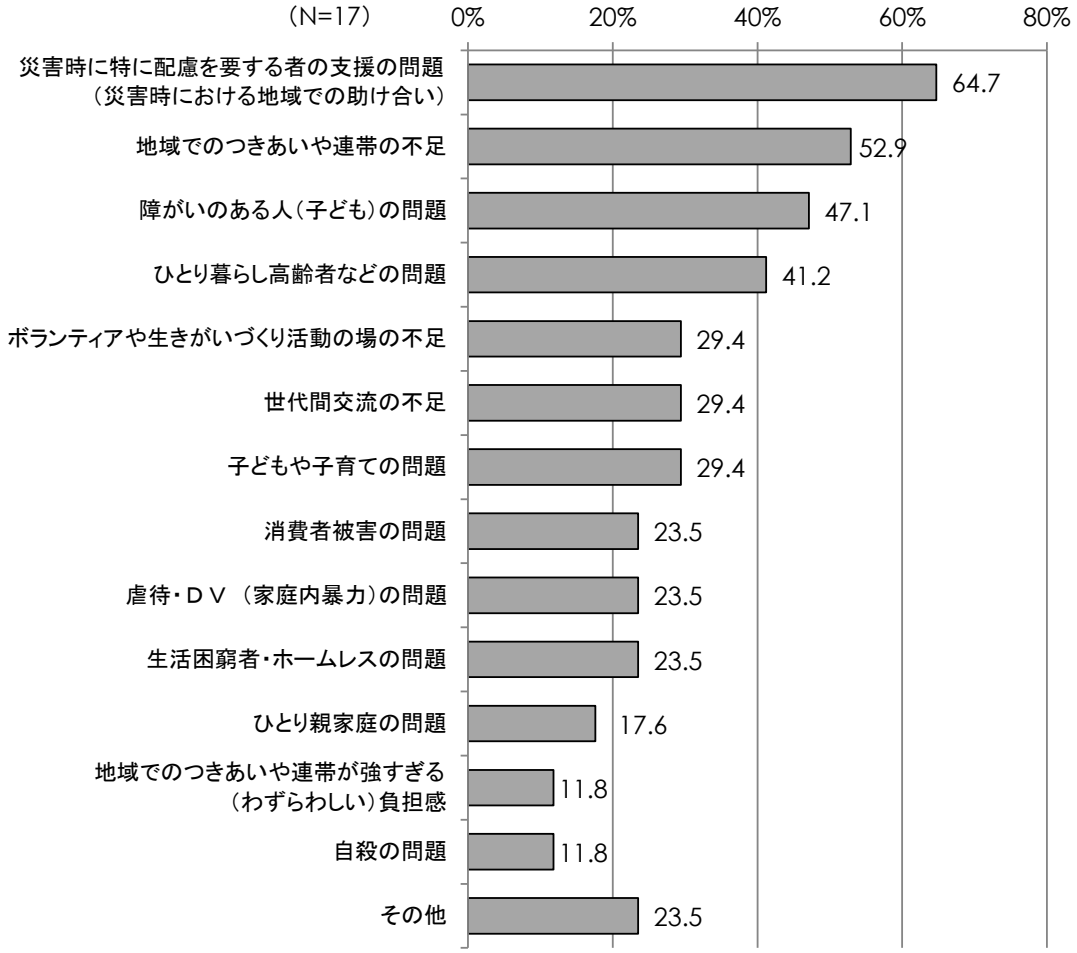

問２　現在の社会福祉制度では対応困難な問題を抱えている人の事例ついておたずねします。現在の社会福祉制度では対応困難な問題を抱えている人の事例に直面したことがありますか。（○は１つ）

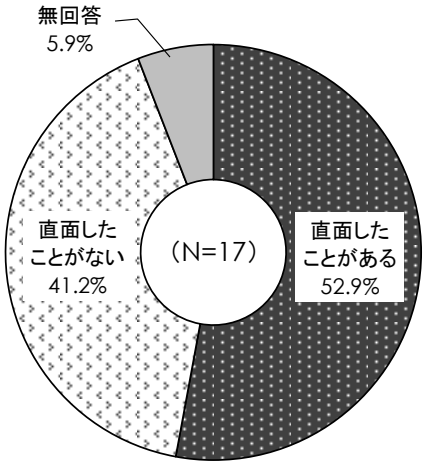

【３．他の団体との連携について】

問３　地域福祉活動を推進する中で、他の団体との連携はありますか。（○は１つ）

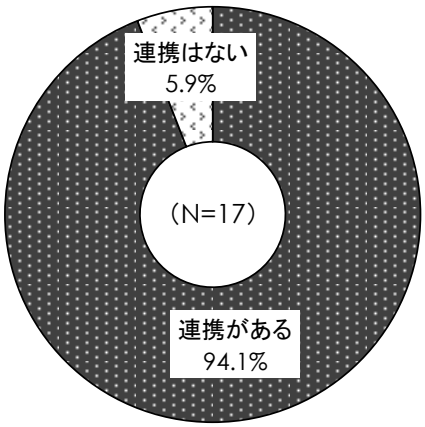

【問３で「連携がある」と答えた方】

問３－１　連携がある団体は次のうちどれですか。（○はいくつでも）

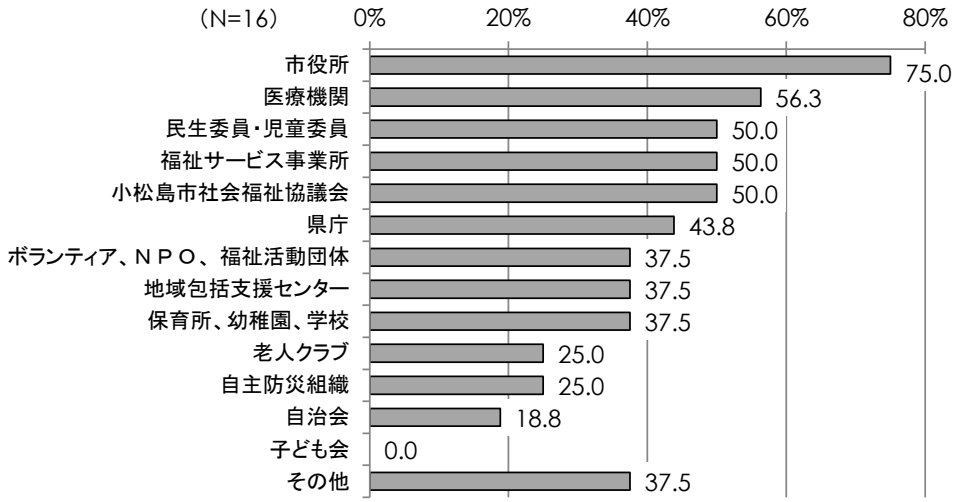

問４　これから連携していきたい団体は次のうちどれですか。（○はいくつでも）

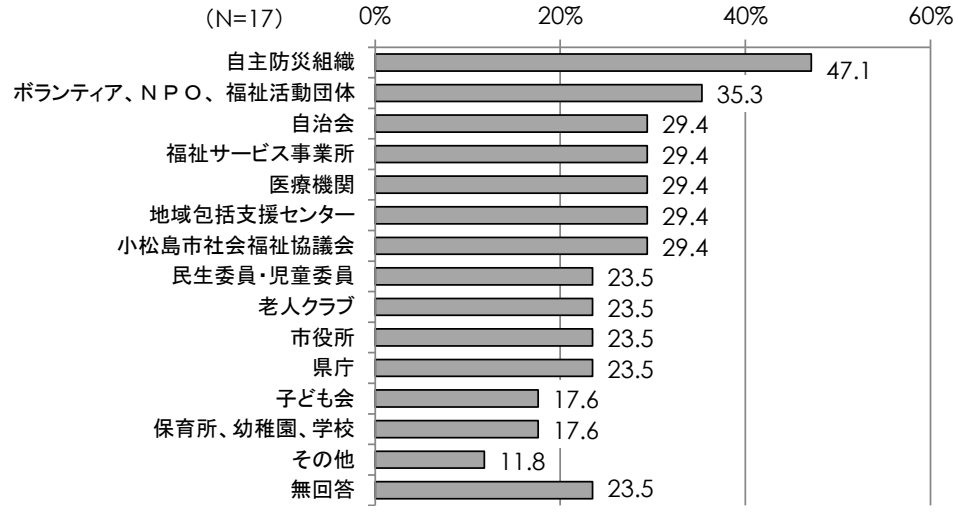

【４．小松島市地域福祉計画策定にあたってのご意見について】

問５　活動するにあたり、地域福祉推進のために行政からほしい支援がありますか。
（○はいくつでも）

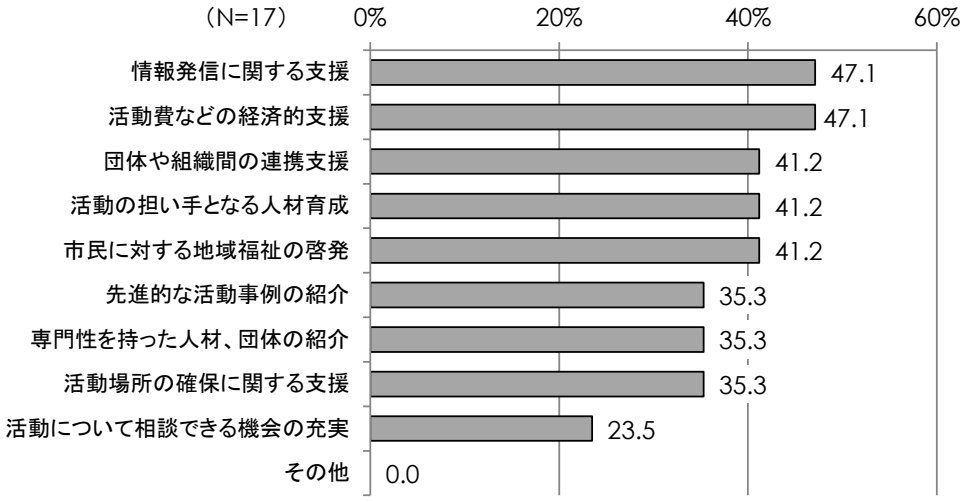

問６　今後、日常生活上困ったことがあっても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、行政はどのような施策を行っていくべきだと思いますか。
（○はいくつでも）

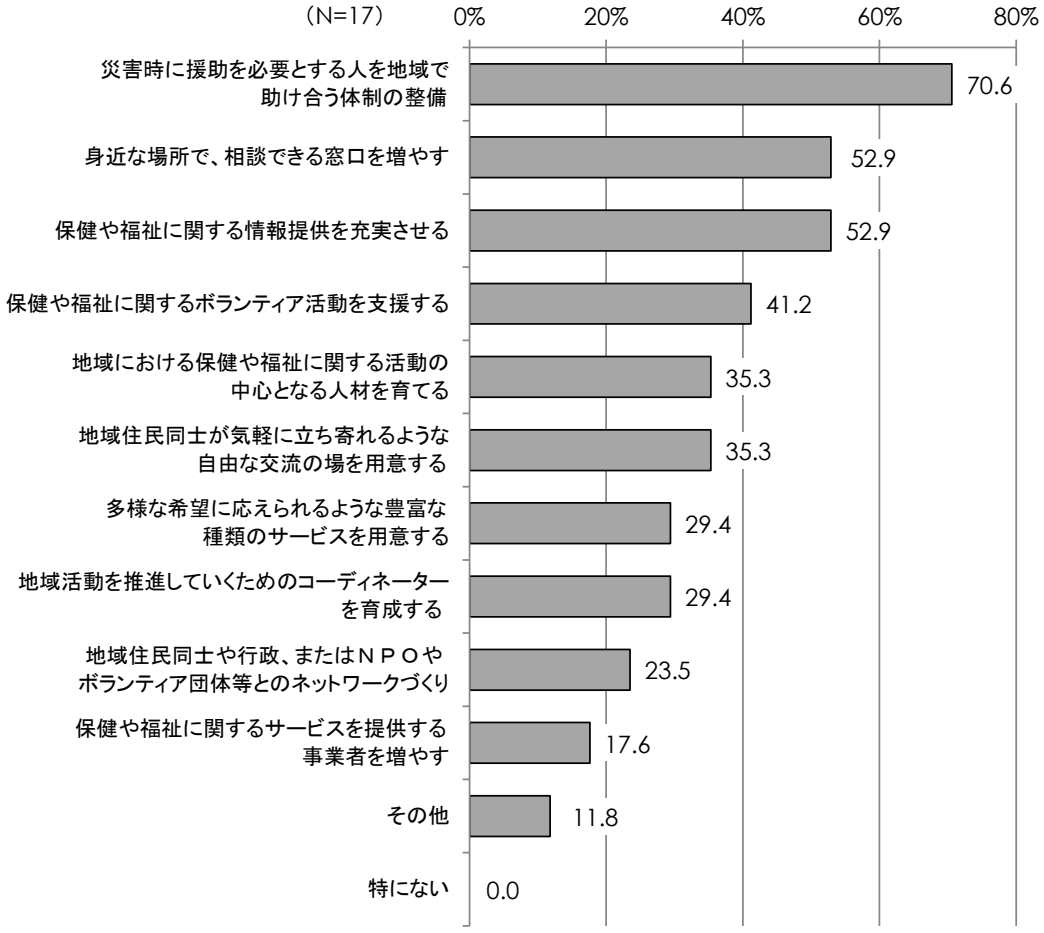

小松島市地域福祉計画

平成 28 年３月

発　行　小松島市
編　集　保健福祉部介護福祉課
〒773-8501
徳島県小松島市横須町１番１号
TEL 0885-32-3507　FAX 0885-35-0272